

第一類 第二号

衆議院 地方行政委員会議録 第四号

昭和五十九年三月二十三日(金曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長

理事 白井日出男君

理事 谷 洋一君

理事 小川 省吾君

理事 草野 威君

理事 大島 理森君

理事 大村 裏治君

理事 小杉 隆君

理事 塩島 大君

理事 平林 鴻三君

理事 松田 九郎君

理事 安田 修三君

理事 山中 未治君

理事 宮崎 角治君

理事 藤原哲太郎君

理事 田川 誠一君

理事 鈴木 良一君

理事 工藤 正男君

理事 岩田 健君

理事 吉住 俊彦君

理事 矢野浩一郎君

理事 細谷 治嘉君

理事 山下八洲夫君

理事 岡本 富夫君

理事 吉井 光照君

理事 絹塚 幸夫君

理事 島村 幸雄君

理事 大村 裏治君

理事 塩島 大君

理事 山中 未治君

理事 佐藤 敬治君

理事 大島 理森君

理事 岩田 健君

理事 佐藤 敬治君

理事 同上

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松田九郎君。

○松田委員 地方財政は、今日、国と同様、昭和五十年度以降大幅な收支不均衡の状態にあり、また、巨額の累積した地方債及び交付税特別会計の借入金を抱えている。また一方、生活環境の整備、社会福祉の充実などの公共サービスの拡充に対する社会的要請は、今後なお増大をいたしていくものと思われます。公共部門、特に住民に身近なサービスを提供する地方公共団体が果たすべき役割は、ますます重要な度を加えております。

このようないかだいの財政状況下に対処して、地方財政の健全性ある確立を図りながら、しかも、新しい社会経済情勢に即応いたしまして、地方団体の自主性、自律性を高めながら充実した地域社会を形成していくためには、国と地方との税源分配のあり方について根本的に検討をする必要があると思われるが、自治大臣のこの問題に対する御見解をお伺いしたいのであります。

○田川国務大臣 地方自治体の自主性、自律性を高め、そして地方自治を進展させていくには、御指摘のように、地方の自主財源の基幹である地方税源の充実を図つていかなければならぬと思います。国と地方との税源配分の見直しなど地方税源の充実の問題は、国と地方を通じる税負担の水準とか税体系のあり方とか、あるいはまた事務区分の問題とも関連をいたしますので、今後とも引き続いて地方の税源の充実を強化する観点から幅広く検討をしてまいりたい、このように思つております。

○松田委員 いろいろとお尋ねをしたいので、一問一答式に質問をいたします。
今の大臣の御答弁については、幾らか私と見解を異にするところがありますが、一応きょうの場合はこの問題については置いておくことにいたします。
そこで、次の質問ですが、借入金残高が昭和五十八年度末では約五十七兆円に達し、地方の歳出

総額に占める公債費の割合もまた昭和五十八年度には一〇%に達するなど、地方財政は今日の場合と同様極めて厳しい状況下にあります。

このような状況の中で、住民税についてあえて三千億円を超える減税を実施することにしてはいるが、このような大幅な減税を実施すると、地方財政をさらに悪化させることになるのではないかと

いうことが一部懸念をされるが、このことについて大臣の所見をお伺いしたいのであります。

○閑根政府委員 御指摘をいただきましたよう

に、地方財政は大変厳しい状況下に置かれているわけでござりますけれども、一方、国民の所得課税の負担というのも重くなつてきておりますか

ら、そういう状況を背景といたしまして、所得課税の減税に対する国民の期待というものは非常に強かつたわけでございます。

地方税の場合には、昭和五十五年度に課税最

限の引き上げを行つたわけでござりますけれども、その後数年を経過いたしますので、住民の期待にこたえまして、昨年成立を見ました六百億の特別減税をやることは既に決まつておりますが、それに加えまし三千億円余の本格減税を実施するというごとに相なつて、ただいま御提案を申し上げている次第でございます。

財政が厳しいものですから、減税をやりまして、その財源をきちんと確保いたしておりますけれども、そのまま地方財政を苦しくするということがござります。私ども、減税を実施するに当たりましては、基本的な物の考え方といたしまして、減税によってこれ以上地方財政を悪化させることがないようにする必要がある、そのためには、他の

税目によりまして、税制上の措置を通じて財源を確保する必要があるというふうな基本的な考え方を持つて臨んだ次第でござります。

○松田委員 税制上の措置を通じて財源を確保する必要があるというふうな基本的な考え方を持つて臨んだ次第でござります。私は、まだ申しあげておりますが、この措置としては、法人税の税率の引き上げを行つております。法人税の方で増収が起こりますと、それが地方税にもはね返つてまいりまして地方税の増収をもたらすということにもなつてまいりますので、それをも当然私どもとしては減税財源の一部としてカウントをしているわけでございます。

○松田委員 今、御答弁を通じてさらに言えるわけですから、三千億という減税、これは鶏が先か卵が先かということわざのとおりに、三千億しか今度は別途税増収の方策がないから、税財源の確保の方策がないからこそ、三千億というものを減税をしたことによつて、これに見合うべき増収というものを別途政府

いうふうに考えておる次第でございまして、全体

といたしましては、先ほど申し上げました基本的考え方が貫徹され、地方財政をこの減税によってさらに大幅に悪化させるということがないような措置がとられるものというふうに考えております。

○松田委員 後段において質問をいたしますが、今の御答弁の中にある法人住民税均等割あるいは自動車税、そういうものに今回の減税財源が集約して行われておるようだけども、そのほかに減税財源を調達するというような方策はなかったのか、そちらについてさらにこの際聞いておきたいと思う。

○閑根政府委員 私どもといたしましては、税制全般につきまして、改善の余地といいますか、減税財源に適切な措置がないかということを幅広く検討をいたしましたわけでございます。したがつて、内部的にはいろいろな税目について検討対象に加えたわけでございますし、また、前々から言われております非課税等特別措置の整理合理化といつたような問題も極力進めることによって財源の調達ができるかということについても努力をしたわけでございます。しかし、結果といたしましては、先ほど申し上げました二つの税目が中心となつて、私からちよつと答弁させていただきたいと思います。

○大石委員長 田川自治大臣。大臣が言つてから補足説明させなさい。

○松田委員 大事なことじゃないか。委員長、大臣が言つてから補足説明させなさい。

○田川国務大臣 今回の減税は、さきに与党と野党が合意をしたことに基づきましてこうした減税政策をとつたわけでございまして、決して十分とは言えませんけれども、国民の要望に従いまして今回御提案したような減税案になつたのでござります。

○松田委員 その点をはつきりしておかぬといかぬから聞ききよる。

現在の減税の規模を三千億前後にしたということは、野党との合意の上でこのようにしたという大臣の今御答弁でしたね。聞き違いじやありませんね。——それなら結構です。

それでは、次に質問をいたしますが、減税に伴う増収措置を法人住民税均等割と自動車税等によつて賄つておるが、この措置は、法人の立地の集中している大府県には減税の補てんが行われても、過疎県や小規模県においては不十分な事態が生じてくるのではないかと思うが、そういう心配すべき問題点はないのかどうか、ひとつ見解をお伺いしたいのであります。

○閑根政府委員 減税額と今回の税制改正に伴う

は考へていったということなのか。

本議員がなぜこのようなことをあえて質問申しあげておるかというと、我が党の公約としても、政府の要路の意見としても、大型減税を実施するということをある意味においてかけ声にしてきており、あなた大臣が一

増収額とのバランスの問題は、それぞれの地方団体の置かれている地域的な条件でありますとかあるいは立地している産業の条件とか、そういうものによつてばらばらにあらわれてまいりますので、一概に申し上げることはできないわけでございます。

ただ、一般的に申し上げられることは、住民税の減税というものは、住民税所得割の税率が上がくなつて出てくる、逆に補てん財源としての法人企業等がいっぱいござります場合には法人均等割の税率が上がつてくるということでおざいますから、減収額と増収措置というものは大体バランスが出てきてうまくとれているわけでございまして、必ずしも大府県だからといつて財源が余計出でる、過疎町村ないしは過疎県等においてはそこが非常にアンバランスになるというような傾向は、一般的ではないといふうに私どもは考えております。

特に自動車関係等につきましては、最近は田舎等の一人当たりの自動車保有台数というのがわ

りかし多いものでござりますから、そういうことおございまして、弱小県にも自動車関係税の税率を変動係数といやや技術的な数字をもつて調査をいたしております。私どもは税率の偏在割合二九・五でございますから、減税の方の偏在割合二七・五という数字が出ております。この数字は低ければ低いほど偏在度が少ない、まんべんなく存在している、そういうことでござりますけれども、片方、減税の方の住民税所得割の変動係数はよりも補てん財源としての法人住民税均等割の偏在割合の方が少ないのでありますことを参考までに

申し上げておきたいと思います。

○松田委員 自動車税の今回の引き上げ幅の中で特に私は指摘したいのですが、大型自家用自動車、こういうものについての上げ幅というのがある意味において、他の兼ね合いからすると幅が少ないので思う。というのは、格好だけつけて要らざる大きな車を、ガソリンを振りまいて歩く山ほど税金をかけはいいんだ。今度の自動車税の中に、私の言つておるような表現の考え方であつたかどうか知らぬけれども、そういうことの意見もあるということ踏まえながら、そういう不要のものに対しての課税というのは幾らか厳密にやつたということなのかどうか。単に一律的にやらされたつて困るんだ。どうしても動かさなければならぬ自家用車的な軽自動車とかあるいは普通の乗用車とかいうものについてはやむを得ないとしても、殊さらず不経済さわまるような自動車を使用しておる国民については、財政増収の見地からもこの際協力してもらわなければいかぬ。そういう配慮がなされたかどうかを、ひとつ自動車税そのものの中でお聞きをしたいのですね。

○闇根政府委員 自動車税の税率の設定の仕方といたしましては、現在定額で標準税率を定めてい

るわけですから、その定め方は、自動車の排気量を主として中心といたしましてランクを分け

ておりますので、小型、中型、大型、それぞれの排気量によって分けておるわけでござります。した

がつて、三千cc以上の大きな車に適用される定額税率は、普通の小型乗用車の税率に比べて相当程

高いで税率を従来からとつてまいりまして、先生のお話にもございましたような、いわば省エネと

いうふうに思つた趣旨にも合うような税率が設定がなされております。

今回の税率改正に当たりましては、自動車税は原則として一五%のアップにしたわけでございま

すけれども、從來から定額課税で差が設けてあつて、大きな車については相当多額の税額が定められておる、それがさらに一五%上がるものですか

からこの問題はいろいろ議論がありました。今までくる、こういう形になつております。した

がつて、今回の税制改正によつて特別そこのところだけ大型に重課されるような形での仕組みの変更はいたしておりませんが、從来からのそういう

仕組み、しかもそれを今度定率で上げたということも含めて、先生の御趣旨は税制改正によつてあらわれてきているのではないふうに私どもは考えております。

○松田委員 今回の自動車税の引き上げについては、從来、本議員が指摘したようなことも十分加味しながらやつてきた経緯もあり、今回は定率

によって大体対応したということのようですね。

それはそれといたしまして、今後この種の税問題に取り組む場合は、今本議員が指摘しているよ

うなこと等をひとつ十分考えていただきて、まあから、そこ辺をひとつ十分考慮に入れるながら、意見がそういうことにあるということをお含みお

きいただきながら今後は対応していただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

○闇根政府委員 次に、別の質問を申し上げます。

現在、所得税において源泉分離課税をされた利子所得などに對しては住民税が課税をされていな

いが、住民税についても利子配当課税を検討すべき段階に来ておると思うが、一体自治省はどのよ

うに考えておられるか、局長なり大臣なりに御答弁をお願いしたいのです。

○闇根政府委員 現在、御指摘をいただきました

ように、源泉分離選択課税を選択いたしました利子所得等につきまして、現実問題として住民税が課税することができるないという形になつてゐるわ

けでございます。

これは長い間、地方団体からも不合理ではないかという意見が寄せられ、私どももそういうふうに考えてきた問題でござります。同じ市に住んで

おりながら、給与所得で仮に二百万円の収入があ

りますと、それ相応の住民税が取られるわけです。

ところが大きな預金を持っておりまして、銀行へ預けてあって、それが源泉分離を選択いたし

ますと住民税をほとんど払う必要がないというこ

とになるわけでござりますので、同じ住民としておかしい、負担の公平が圖られないじゃない

かという議論が出てくるのは当然のことでありま

す。

したがつて、これをできるだけ片づける必要があ

るということで、私ども前々からお願いをし、各方面で議論をしていただきました。基本的な解

決方策は、所得についてあらゆる種類の所得を統合して課税をいたします方式、いわゆる総合課税

方式がとられればこの問題は基本的に解決するわ

その総合課税方式をやつていきますために例のグリーンカード制度というものが前提としてどうしても必要だったわけでございまして、現在の法律では、グリーンカード制度が施行され、それに基づいて一応総合課税に移行する、したがって、この問題も基本的に解決するという形にはなっています。しかし、御承知のような形でグリーンカードにつきましては三年間の凍結措置が現在とされておりまして、その後どうなるかということが実際問題として現在不確定でございます。今後グリーンカードをやめて、総合課税といふ

はないか、妥当性があるんじないかといふううに本議員は思うのだけれども、そういう将来の展望というか、政府なり自治省が考えておることの方向づけは一体どっちにあるのか、そこら辺をちょっと突っ込んでお聞きしたいのです。

○関根政府委員　日本の現在の税制の基本は、よく言われておりますようにシャウブ勧告に根差しているわけでございます。それが税制の物の考え方の基本になつておると言つても過言ではないだらうと思います。そこで、シャウブ勧告の物の考え方というものは、所得課税というものは、納稅者で据えられているわけでございます。

おいて徹底的に論じたらしいております。さればこの
夏ごろまでにその結論がいただけないかといふう
に私どもは考えているわけでござりますが、そ
の中では仮に今後とも分離課税制度を残さざるを得
ないということであるならば、長い間待つていた
ものが総合課税で実現すると思つて期待をしてい
たわけです、それがまただめだということになる
わけですから、この際基本的に地方税でも課税で
きるようなやり方を研究してもらいたい、考えて
もらいたいというのが私どもの気持ちであり、議
論の基本的な立場でございます。

これから地方税調の審議におきましても、私どもは、地方団体として課税する方法についていろいろあると思いますけれども、その中で現実可能なものを探し出しまして、何とかこの際地方団体としても課税できるような方法を見つけ出していくたい、また、見つけ出すような形で税調の結論を出していただきたいということで、努力していくたいと考へております。

式、三年間というものは今あなたがおつしやった
ようになかなか対応しにくいといふ客観的な条件が
もあるでしょうが、その後の問題としては、今局
長自身が言つておられるように、やはり問題はあ
るけれども総合課税方式に移行した方が適正で

そして数年前に、しかしそれにしても総合課税制度を何としてもやる必要があるということで例のグリーンカード制度というものが模索され、考へられて、法律にまでなったわけでござりますけれども、いざグリーンカードの発給を前にいたしましていろいろな問題が起つてしまいまして、実際問題としてこれを実施に移すのがなかなか難しいといふことで現在になつてゐる次第でございます。

したがつて私どもは、税制の本来の物の考え方からすれば総合課税に移行することが望ましいと、いうふうに基本的には考えております。しかし、

公営競技に対する特例の期限もまた昭和六十年度に切れるということにもなつておるが、このいわゆる时限についてさらには政府はどうに考えておられるか。これを延長するということなのかどうか。そういうことになれば、今本議員が指摘しておるようすに、単に主催地の自治体行政だけが収益をひとり占めしていくようなことは好ましいことじやない。时限のいわゆる六十年度以降にこの特例を存続させる、延長させるということになれば、当然そこら辺の配慮というものがなされしかるべきである。迷惑料はどうするのか、早い話がそういうことを私は言いたいわけで

全育成、そういう問題など多大な行政需要をもたらしているのであるが、これら周辺市町村にもその収益の配分を行うべきではないか、一部でもいいから。悪影響だけは与えておいて、あるいは迷惑だけ与えて、主催市町村、自治体以外の隣接の自治体行政には何らの収益配分がなされていない。

方策を考えなくていいではないかというふうに考えておる次第でござります。

○松田委員 次に、公営競技についてお尋ねをしたいのですが、公営競技については、その収益は現在主催団体が独占をしておるというか、表現は悪いのですが、そういう形になつておるわけです。この公営競技の開催に伴い、周辺市町村にも、あるいは交通安全の問題なりあるいは青少年の健

実際問題としてのいろいろな場面での動きを考えてみまして、それがここ一年か二年の間に直ちに本来あるべき姿での総合課税に移行するといふことは、私どもとしては実際問題難しいだろうと見ざるを得ない。となれば、そういう分離課税が仮に残ると総合課税ができないという事態の中で、住民税における負担の不公平が起つてているようなことのないような方法を模索しなければいけないというふうに考えておるわけでございまして、先ほど御発言いただきました利子所得に対する住民税が課税されていないという問題は、その問題として対応して、何とか地方税でも取れるようなりますことを、どうぞよろしくお待ちください。

純な延長でなくて内容の強化も図れないものかといふようなことで検討を進めていたところでござります。

○松田委員 公営競技のいわゆる特例措置というのが六十年度に切れる、これを政府としては今後も継続してやつていこうというお考えであることとを今言われましたね。

それはそれとして、私が言いたいのは、公営競技といふものの本質からいって、政府は地方財政が窮屈しているから、財政の一助となるのだからという大義名分か美名か知らぬが、そういうことのみで今後これをずっと延長していくこと

が、これは昭和四十五年度に実現して以来、今日では、この収益均てん化の上で大変効果的な働きをしております。先生御指摘のように、これが六十年度で切れてしまします。六十一年度以降はなくなりますので、私どもとしては、ぜひそれ以後も延長したい、そういう前提でいろいろ検討を進めております。それから、要すれば、その際に単

企業金融公庫に対する納付金の制度でございます。
それから第二番目の、公営競技の納付金、公営
企業は都府県単位での市町村振興基金としましては
なものに対して収益金からこれに繰り入れていた
だく、協力していただく、こういうような方法で
均てん化を図っている団体もあります。私ども
は、そういう方向をさらに強化していくだけによ
うに指導してまいりたいと思っております。

○石原政府委員 公営競技の収益金の均てん化の問題についての御指摘でございますが、從来から特定の団体のみに収益が集中する、周辺市町村は迷惑だけ受けける、こういう不満がございまして、まず、周辺市町村にできるだけ収益を均てん化する努力をしていただきたいという指導をしております。それから、できれば開催県そのものも周辺に分けていく、こういう努力もしていただくように要請しております。それから、市町村同士ではなかなかうまくいかない面もございますので、例えれば直角四邊形立てつ平行四辺形裏見合せこうじう

となるのか。私は、この種の非生産的なことにいつまでも末端自治体、主催地が財政を依存しておるというあり方は好ましいことではない。一面、社会環境を悪化させ、時には青少年の健全な育成についても支障があり、場合によつては、こういうところに行くために夫婦げんかまで起つておるような事例なしとしない。いかに自治体の財政が窮屈しておろうとも、それを大義名分としてこの種の公営競技をずっと助成、助長してやつていかなければならぬという考え方方が政府にあるのではないか。私は、それは基本的に自治行政に対する好ましい取り組みではないというように思うのですが、これについては、大臣の見解をひとつこの際聞いておきたいのです。

○田川國務大臣 公営競技の問題はいろいろ議論がござります。また、弊害も随分あることは私もよく承知しております。私の選舉区は川崎なのですけれども、川崎なんかで付近の住民が、やはり競技が開催されるようなどきは非常にいろいろな弊害があることにみんな嫌がっております。

私は、こういう問題は、単に地方財政の財政の都合によつてこういうことが行われる、発端は確かにそうでございましたけれども、競技そのものをもう少し直していくということにやはり重点を置いてやつていく必要があるのではないかどうか。例えば競馬を見まして、イギリスなんかでは、やはり競馬というのは王室の方も出てきてはいる、それから家族もみんな楽しんで競馬場に来られる。今、日本の場合は、競馬にはそういう面がありますけれども、競輪とかそういうものには余り見られないわけです。ですから、今の公営競技というもの自家族も一緒に参加というか観覧できる、楽しむことができるということもやはり考慮してやつていい必要があるのではないか。もちろん地方財政上、やはり財源を確保する意味から必要なことありますけれども、競技そのものを、もう少し家庭の団らんもできるような方向に持つていくような努力も相まってやる必要があるのではないか、このように考えております。

○松田委員 現在の大臣の所見を聞きまして、多少納得というか、安心したというか、気がいたしません。一面で大臣と私は同感です。やはり今の時点でこのギャンブルを全面的に閉鎖させるといふか、やめるというようなことは、いろいろの客観的な条件の中でできないでしょう。だからといつて、今のあり方でいいかどうかについてはかなり疑問のあるところですね。問題のあるところです。だから今大臣も答弁になつておるよう、例えばもつと健全なギャンブル的な性格を帯びないような、いわゆる競技主体のもの、したがつて、例えばかけ金というのですか、手数料というのか知らぬれども、そんなものを売上幅を制限するというか、一挙に一山ぶち当てようというばくちみたいな観念の中での種のものがかなり進行しておる、そのギャンブル性をなくして、健全な競技本位の、まあ一挙にはそういう従来の手数料かけ金か知らぬれども廃止するというわけにはいかぬでしようが、そこら辺のけじめをやはり置くべきだ。そこら辺についてひとつ補足して局長の考え方聞いておきたい。

○石原政府委員 公営競技のあり方につきましては、先生も御指摘のよくなさ点がたくさん意見が出されております。

五十四年でしたか、公営競技のあり方についていろいろな問題を検討する公営競技問題懇談会のいろいろな問題を検討する公営競技問題懇談会は、そこでこの競技のあり方についていろいろな問題の指摘がなされております。これに沿いまして、各競技を主管しております省庁、競馬であれば農水省、競輪であれば通産省、モーター

ポートであれば運輸省、それぞれの省庁を中心にしてまいりたい、この弊害をできるだけ除去して健全な娯楽としてこれが今後とも維持できるようになります。検討が加えられております。

私どもも、主催は地方公共団体でござりますから、関係省庁とも相談しながら、先生の御指摘のよくな方向でこれからこの内容改善には努力を重ねてまいりたい、このように思っております。

○松田委員 重ねてもう一回別のことでお尋ねするのですが、今さき言つたように、このギャンブル主催自治体行政だけが収益を受けておる。国が、国営というか、そういうもので今後吸い上げるということは、過去の経緯からしても難しい問題もありましょう。また、自治体育成の見地、自治体の反発、そういうものから考えると問題があることも私はよくわかります。

しかし一面、少し前進させていく、いろいろ問題点を解決するということになれば、ひとり主催地の行政自治体にとどまらず、いわゆるその範囲内にある県なら県、一つ上の段階における自治体が、何らかの手数料というのか、事務経費というのか、そういうものを開催の競艇、競輪、競馬から取つて、そしてこれで隣接の主催地以外の自治体にも何らかの助成措置を講じてやるというような方策はそれないものかどうか。そういうことについて從来努力があつたかどうか。私は駆け出しの議員だからよくわからぬからね、そこら辺をひとつ説明をしていただきたいわけです。

○石原政府委員 直接的な均てん化措置としては、先ほどもちょっと申し上げましたように、都道府県が中心になりまして、例えば市町村振興基金というようなものを積み立て、それに公営競技の開催団体から純益の一部を納付していただく、こういう方法で均てん化を図つている都道府県が幾つかあります。私どもはこれは非常にいい方法だ、できるだけそういう方法を進めていただきたいということで指導を申し上げております。

それから、直接的ではなく、現在、特別交付税の配分に当たりましては、収益の大きい団体は一つの減額要素として特別交付税から差し引きしております。そして、そこで浮いたものを収益のない団体に配分するという形で全国的なレベルでの均てん化を進めております。さらにまた、地方債の許可に当たりまして、公営競技の収益金の非常に大きい団体につきましては許可額をチェックする、抑制するという形での均てん化を講じております。

○松田委員 わかりました。

次いで、議員定数、特に最近問題になつておる国会議員の議員定数について、大臣に所要のことをお尋ねしたいわけです。

大臣は、就任以来あらゆる機会に、この国会議員の議員定数を、前向きかつ積極的になるべく早い機会に実行していくんだ、改正をするんだ、取

りまとめるんだ、そういうふうな御発言があつておりますが、そういうお考えですか。

○田川国務大臣 そのとおりでございます。

これはもう私ばかりでなく、自民党も私どもの方の党も、それから野党の各党も、先般最高裁から議員の定数の不均衡について違憲状態である、こういうような判決も下されておりますので、こうした不均衡はどの政党もこれを直していかなければいけないのではないか、こういうふうにおっしゃつておりますので、これは私もそう思つておりますけれども、私ばかりではないということを御理解していただきたいと思います。

○松田委員 大臣でも所管の局長でもいいですが、次にお尋ねをしたいのですが、現在国家が地域格差、職域格差は正のために特別にとつておる法的措置、例えば離島振興法であるとか産炭地あるいは過疎地、山間地、そういうものはどういう法的理念に基づいて、特別に立法までして過疎地あるいはまた人口の少ない遠隔の地の住民に対して政治的恩恵を与えるようとしておるのか、このことについて、後段の質問にも関連性がありますから、こういう特別立法があえて過疎地、過疎県にしてあるが、一体どういう意味なのか、それをひとつ明確に聞いておきたいのであります。

○岩田政府委員 個々の法律の立法理由について一々承知しているわけではございませんけれども、今お話しのよくな一連の立法につきましては、日本の国が一体性を持つて全体として発展していく上で、特にそういう地域に手を加えなければならぬような事情を生ずる、経済的発展の上での一つのひずみともいいますか、そういうたるものにこたえるために特にとられた措置であると思つております。

○松田委員 今、大臣が前段で答弁のありました最高裁の判決、一票の格差、重さ、そういうものがあるので、これはいろいろテレビを通じあるいは新聞を見て我々も承知をしておりますが、いつも大臣が言つてらっしゃることです。今、局長が答弁になつた中で、個々の問題の経

緯と考え方は私にはよく答弁できないし、わからぬという意味のことだつたが、私が聞いているのはそんなことじゃないんだ。そういう特別の議員

立法なりあるいは政府提案なりの法律が山ほどあるが、その根底をなすものは、常に地域格差、職域格差は正のため、どんなに人口が少なくたつて、極端に言えば一人であつても政治の恩恵を機会均等を与えるためにつくられたものじゃないかと思うがどうかということを聞いているので

す。それに再答弁してください。

○岩田政府委員 ただいまの御質問でございますが、おっしゃるとおり、何といいますか、それぞれの地域にはそれぞれの事情があることであると思ひます。そういう意味で、國がある種の施策をする場合に、人口には必ずしも比例をしない、そういう行政の需要に応じた事業をしておることは御指摘のとおりでございます。

一方、選挙でございますので、これは国民を代表することになります。したがいまして、たゞいまこれは先生極端な例としてお挙げになつたのだ

と思ひますが、ある地域に一人しかおらぬにそこれから一人代議士を出せという話にはなるのかどうか。もちろんお話をございました最高裁の判例にいたしましても、人口比例以外に何もあつてはいけないとは言つておるわけではございません

で、やはり人口を基準として、そのほかのその地域のまつまつりであるとか今までの選挙の実績であります。これは決してどうこうということではありませんけれども、とにかく今は各党でまとめてい

ます。これは決してどうこうということではありませんけれども、とにかく今は各党でまとめてい

ります。これは決してどうこうということではありませんけれども、とにかく今は各党でまとめてい

ります。これは決してどうこうwdx

たらしいということじゃないのです。これはもう私ばかりでなく、恐らく各党もそうだと思います。もしくは人団比例だけでは、東京都出身の議員が全体の一割を占めちゃうのです。ですから議員定数は正をやれば、東京都出身の議員が全部の議員定数の正をやるには、区域面で、行政区画とか交通事情とか、あらういう面で、行政の需要があれば、それは一人でも措置をすべきだという御趣旨の御発言がございまして、そういったものと選挙との性格のことを少し申し上げてみたつもりでございますが、確かにそのような具体的な御質問はございませんでしたので、取り消させていただければありがたいと思います。

○岩田政府委員 私の気持ちとしましては、ある部分に行政的需要があれば、それは一人でも措置をするべきだという御趣旨の御発言がございまして、そういったものと選挙との性格のことを少し申し上げてみたつもりでございますが、確かにそのような具体的な御質問はございませんでしたので、取り消させていただければありがたいと

思います。

○松田委員 委員長、よく注意してくださいよ。そんな、議員が尋ねもしないことを、しかも重大的な発言を、不見識な。私が、過疎地であろうとも一人出しなさいとか、出すべきじゃないとか、そういう主張もしていないのに、自分が粉飾して、私の考え方をしました。そんなことを言っているか。もちろんお話をございました最高裁の判例にいたしましても、人口比例以外に何もあつてはいけないとは言つておるわけではございません

これが各党の案を出し合つて、そうしてこれから一つの結論を出していこうという段階でございまして、私は、もうしばらく私の考え方を直接述べさせていただくことは御勘弁をいただきたいでござります。これは決してどうこうということではありませんけれども、とにかく今は各党がそ

ういうようなものを含めて考えて配分していくのが、そんなことじやないんだ。それではこのままこれで、もうしばらく私の考え方を直接述べさせていただくことは御勘弁をいただきたいでござります。

○松田委員 委員長、よく注意してくださいよ。そんな、議員が尋ねもしないことを、しかも重大的な発言を、不見識な。私が、過疎地であろうとも一人出しなさいとか、出すべきじゃないとか、そういう主張もしていないのに、自分が粉飾して、私の考え方をしました。そんなことを言っているか。もちろんお話をございました最高裁の判例にいたしましても、人口比例以外に何もあつてはいけないとは言つておるわけではございません

これが各党の案を出し合つて、そうしてこれから一つの結論を出していこうという段階でございまして、私は、もうしばらく私の考え方を直接述べさせていただくことは御勘弁をいただきたいでござります。これは決してどうこうwdx

町村行政の自治体、そういうものの数——一行政区画で人口が固まつておるからというだけでやると、今の最高裁の判決が云々だと人口比例配分だとかということになると、そういう結果が起つてきますね。だから、今大臣が前向きにそういうことも考えておるんだとおっしゃつたから幾らか愁眉を開いておるというか——私自身は別に定数がどうなるうと構やしない。しかしながら方というのは私は大事にしたいと思うのですよ。だから冒頭に申し上げておるわけです。

今後は、何か世間一般、国民の風潮、受ナシで

ことじやないので、余りにも今の一票の重みの格差がひど過ぎるから直していかなければならぬらしい、だから最高裁の判決でも出たんだよ、こういうことなので、最高裁の判決が出たからというとばかりではないのでござります。

たびたび申し上げますように、地域だとかいろいろな問題を加味していくべき問題です。ただ、松田さんがおっしゃったように、地域だけ重視してやつたらこれまた北海道は一番国會議員の数が多くなってしまうというような問題だって出てくる。ですから、加えていくことここでこれか

方が、最高裁の判決が出たからこれによつて格差を是正をするというようなことばかり先行しておる、改正する場合にはそれでやつてもらつては困るということを言つておるのでよ。改正そのものには私は根本的に異論を唱えているのではない。また、最高裁の判決も全面的にこれを私は否定しておりますものではない。しかし、それだけが来るべき定数は正の根幹となつてはならぬということを意見として申し上げておるわけですから、大臣が今、それだけじゃない、面積とかそのほかその自治体の問題なども十分加味して検討しておるということですから、私はきょうは腹案を聞きたかったのだが、しかし今言えぬと云うから、言えぬものを言うてみろと言つてもしようがないから、こ

らもやつていくべき問題である。こういうことでござります。

○松田委員 今の大臣の答弁はおかしいじゃないか。北海道が広いから、北海道の広さを考へてやらないなんてそういうことを言つておるのじゃないのだから、そこら辺も不穏ですよ。そんな余計なことは、非常識な答弁はしないでください。委員長、訂正させてください。そんなことは何の関係があるか。必要でないようなことを答弁してもらつては困るんだ。

ここで私はおきます。
時間がないものだからしようがありません。またの機会にこの点は承りますが、最高裁の判決は我々も法治国家の国民だから従わなければいかぬけれども、最高裁の判決というのは何かジグザグとして欣然としない。すつきりしない。だから、そこら辺は大臣はよく頭に置きながらひとつこの問題には対応していただかぬと、そのことだけを考えてもらうとかなり国民的ないわゆる世論に刃向かうようになると私は思うのです。

○松田委員 終わります。
○大石委員長 山下八洲夫君。
○山下(八)委員 私は、きょう自治大臣を初め、
また自治省、大蔵省に質問の機会がいただけで大
変うれしく思つておりますけれども、地方議会を大
切め一度もこういう経験をしたことがないもので
すから、きょうはしっかりと勉強させていただき
たい、そういう立場で質問させていただきたいと
思います。

また自治省、大蔵省に質問の機会がいただけて、大変うれしく思つておりますけれども、地方議会をはじめ一度もこういう経験をしたことがないものですから、きょうはしっかりと勉強させていただきたい、そういう立場で質問させていただきたいと思います。

まず、二月二十一日に自治大臣の所信表明が行われたわけでございますが、その中で、特に地方行政のところで、これは私も大部分は同感するのですが、最近の我が国における社会、経済ですけれども、「最近の我が国における社会、経済

情勢を見ますと、人口の高齢化、経済成長の安定化、経済のサービス化などさまざまな面で成熟化が進み、住民は単に物の豊かさを求めるだけでなく、「ゆとり」とか「うるおい」あるいは「やすらぎ」といった心の豊かさを重視し、快適な生活環境や個性的な文化活動など生活の実的な向上を求めるようになっております。私もこのことにつきましては大部分は自治大臣と相入れる部分があるわけです。その後にまた、「住民に最も身近な政府である地方公共団体の役割はますます重要なものである」また、「地方分権の推進を國つてまいりたい」私も全くそういう点ではうれしく思いますが、そこでございます。その辺につきまして、自治大臣のもう一度御見解をいただきたいと思います。

○田川国務大臣 私も山下さんと同じようにこの国会で初めて答弁いたしまして、十分ではございませんけれども、これから適宜お答えをさせていただきます。

今御指摘の点は、私、そのとおりに思つているわけでございまして、ただ、私が所信表明でそのようなことを申し上げましたのは、あるべき姿でありまして、実際にそれではそのように行わざるかといえば決して十分ではございませんで、これからそうした点をおいおいと実現するよう努めをしていかなければならぬ、このようだと思っておられるわけでございます。

後段仰せになりました、地方の身近な問題については身近なところで行政を行つていかなければならぬということは、現在地方行政を見ますと、まだまだ国の関与が地方にかなり及んでおりますし、国からこうしたことをやれ、ああしたことをやつてほしいというような縦割り行政に基づくいろいろな注文も地方に出でております。そういう問題で地方で処理できる問題はできるだけ地方で処理するようやつていかなければならぬ、このような考え方を述べたのでございます。

○山下(八)委員 確かに私自身も、ただいまの縦割り行政がまだかなり地方に対して介入をしていくと思われる節がたくさんあるわけでございま

す。それこそあと十六年もすれば二十一世紀を迎えるわけでございますし、これからは地方の時代だと言つても決して言い過ぎではございませんし、総理を初め各閣僚も二十一世紀へ向けてとか盛んに打ち上げているわけでございますが、その反面、地方分権といふのはいつまでたつても同じではないか、そのような状況で今日まで流れているのではないか、そう思えてならないわけでござります。

特にそういう中で、新自由クラブにおきましては、地方分権にはかなり積極的に大変高い関心を示されておりますし、その出身でございます自治大臣でございますから、もう一度その辺につきまして、どう取り組んでいくのか。同時に、せつかく新しいイメージの自治大臣が誕生したのですから、ここでしっかりと地方分権へ向けての実績を上げていただきたいと思うわけです。そういうような立場からのもう一度御回答をいただきたいと思います。

○田川国務大臣 地方自治が相変わらず全然進展していないという御発言のように承りますけれども、私は必ずしもそういうふうに見てないのであります。地方自治がどれだけ進展しているかという基準は人一人一人違うと思いますけれども、その地方自治の進展をはかる度合いとして、地方行政の水準がどれだけ上がってきているかということと、やはり地方の住民がどれだけ自治意識を持つてきたか、こういう二つを尺度として私は見ているのです。

そういうものを見ますと、日本に地方自治がかれて三十数年になりますけれども、徐々にではありますが、少しずつ自治が進展をしているのではないか、こういうふうに私は見ているのです。全然進展も何もしてないとは実は見ていないのです。しかし、先ほど申し上げましたように、私が目指す地方自治は決して十分ではない、まだ努力をしていかなければならぬというふうに考えております。

そこで、地方分権を推進するためには一体どう

いう考え方でいかなければならぬ。一つは、やはり住民に身近な行政というものは住民に身近な地方団体で処理できるように、事務の配分をもつとやつていかなければならないということ。それからもう一つは、やはり地方の行財政の基盤ですね、特に財政の基盤を強化していくということが大事ではないかな、こういうふうに私は思っておりますし、地方制度調査会の答申の中にもこのようなことが書かれているようでございます。では、具体的に一体どういうことをやっていくべきかということでござりますけれども、私は何とも新自由クラブの代議士とかそういう意味じゃなく、これからやつていかなければならぬ大きな問題は、機関委任事務の整理統合化というものはどうしても推進をしていかなければならぬし、事務と財源の地方への移譲といふことも進めていかなければなりませんし、国の関与の整理縮小、こういうこともせひととも実現をしていくようにもつともつと推進をしていかなければならぬ、このように考へておいでございます。

○山下(八)委員 私も全く地方分権が進んでいないとは決して思ってはいないわけでございますが、それにいたしましても余りにも遅いスピードでございます。国の関与がまだ余りにも大き過ぎるのではないか。少なくとも、地方でどんどんどん独立して自由にそれぞれの地域に見合った行政がやれるようになっていくことが今日一番大切な時期に来ているのではないか、そう思えて今お伺いさせていただいたわけでございます。

先ほどちよつと自民党の松田議員の方からも公営競技のことについて御質問があつたわけでございましたが、私もこの点につきまして若干触れさせていただきたいというふうに思うわけです。

せんだつて新聞を見ておりましたら、ある新聞の三月二十日に、「赤字の穴」税で埋めるな自治省 経営改善計画を。確かにこの間、五十六年度といたしましても千七百四十億円、あるいは五十七年度におきましても五百三億円、公営競技がだんだん落ち込んでいる。また、新聞によりますと、五十七年度につきましては一五%と二%ですか、五十八年度も一五%ぐらい落ちるのではないか、そんなようなことが書いてあるわけございますけれども、そういう中で、一つはこの公営競技が赤字になつた場合に、税金で公営ギャンブルの赤字を穴埋めることは確かにしからぬことですし、絶対許すべきではないと思うわけであります。同時にまた、自治省は、地方競馬、競輪などにして、今後五年間でギャンブル会計の再建目標にした経営改善計画を提出するよう求めているようございます。

このような一連のことを考へておきますと、本当に努力をすれば、今までどおり公営競技は、百歩譲つて——余り私は発言したくないわけでございますが、黒字に転がつていく社会状況があるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○津田政府委員 先生御指摘のように、最近の公営競技の実情は、売上高あるいは入場人員とも落ちておるような状況で非常に心配しておりますが、その原因につきましては、レジャーの多様化そのほか別の似たようなもの、パチンコ等が盛んになつておるとか、そういうようないろいろな影響があるかと思ひます。

公営競技自体、地方団体がやつておりますものはいろいろな目的がございますが、その大きな目的は地方財政に対する寄与といふことですが、逆に言えば、それが赤字を生じて一般財源、税金等を投入するというのは、本来の趣旨にはそぐわないわけござります。そういう意味におきまして、これが赤字を生じて一般財源、税金等を投入するというのは、本来の趣旨にはそぐわないわけござります。そういう意味におきましては、そこでもう一度根柢から見直しておいて、縮小しないでござります。

そこで、今日、返上されたところは、みずから返上をしたのか、あるいは自治省の指導によりましてその開催権そのものを、逆に言いますと、もうおたくはやめなさいよ、ちよつと努力してもなかなか収益は上がらないからやめなさいよと言つて、税金を投入してまで維持するというような性格のものではない、かようになります。

○山下(八)委員 私も先ほど申し上げまして、税金を投入して返上させたわけですが、逆に言いますと、確かに税金を投入してまで開催する必要もないわけです。

そこで、今日、返上されたところは、みずから返上をしたのか、あるいは自治省の指導によりましてその開催権そのものを、逆に言いますと、もうおたくはやめなさいよ、ちよつと努力してもなかなか収益は上がらないからやめなさいよと言つて、税金を投入して返上させたのか、その辺ちょっとお伺いさせてください。

○津田政府委員 経営の実態につきましては、それぞの競技場主催団体で考へておいでおりまし、また、私どもも指摘しておるところでござります。先ほど述べました三重県等の実例におきましては、これはそれぞの施行権者が今後の経営につきまして不安を持ちまして、集約化して四日市にまとめた、そういうような事態でござります。

ただいまおきましては経費の節減といふこと努力をしていかなければならない、このよろんその不健全化といふことは避けなければなりませんが、売り上げの向上であるとか、あるいは反面におきましては経費の節減といふことに努力をしていただかなければならない、このよろんその不健全化といふことは避けなければなりませんが、売り上げの向上であるとか、あるいはそれぞの施行権者も知りませんし、行つたこと余り個人的には競馬も知りませんし、行つたことないのですけれども、そういうものがやはりいろいろな弊害をもたらしていることはよく承知しているつもりでございます。

○田川国務大臣 公営競技につきましては今の御指摘のような御意見も随分ござりますし、私自身余り個人的には競馬も知りませんし、行つたことないのですけれども、そういうものがやはりいろいろな弊害をもたらしていることはよく承知しているつもりでございます。

先ほどちよつと触れましたように、一挙にこれをなくしていくということはなかなか難しいと

思ひます。やはり現実にこれをなくすといふことはなかなかできないのでござりますから、せめ

て諸外国のようないい家族で楽しんで行けるような、そういうことを考へながら、やめられるものなら

やめた方がいいというふうにも私は考えておりま
す。ただ一方、やはり地方の財政を考えますと、
こういうものに頼っているところも随分ございま
すから、一遍にこれをやめていくということはな
かなか困難である、こういうふうに思つております。

○山下(八)委員 ある面では大変うれしい御答弁
をいたいたわけです。やめられるものならやめ
たい、ぜひそのことを貫徹をしていただきよう強
く要望しておきたいと思うわけです。

だが一つ、この財源は、そういう自治体にとり
ましては自由に使える一番うまいのある楽しい財
源でもあるわけでございます。特に自治大臣、ま
たきょうお見えになつておりますけれども政務
次官の伊藤先生も大変関心の高い、それこそこの
際これをどんどん縮小していく、いまこそ二十
一世紀へ向けた第二交付税の導入に積極的に取り
組んでいただきたいということを強く要望して、
一言だけ御答弁をいただきたいと思います。

○田川国務大臣 率直に申し上げますけれども、
私どもの方の政党でもそのようなことを考えてい
たこともございまして、やはり地方の自主財源と
いうものを強化して拡大していくには、こういう
思想も必要だと思つてございます。一つの検討
課題として、これから検討をしていきたいとも
思つておるわけでございます。

○山下(八)委員 ギャンブル問題は以上にしまし
て、私は二月二十八日の本会議で一般質問をさ
せていただいたわけでございます。そのことにつ
きまして、若干簡潔にお尋ねをしたいわけです。
特に、地方税改正で重要な問題がそれとのと
ころでたくさん提起されているわけです。その基
本的な問題いたしまして、本会議でも御質問を
申し上げたわけでございますが、これでございま
す。収支がほぼ均衡するのは昭和五十九年度から
でございます。増税によって道府県、市町村税の
増収になつていてもかかわらず、市町村税にお
いては九百四十八億円もの減収になつてているわけ
です。収支がほぼ均衡するのは昭和六十年度から
でございます。増税によって道府県、市町村税の

増減収を全く一致させるというふうには私も思
ませんが、このことは国税と地方税との関係にお
いても全く同様であると思うわけです。国税にお
いては減税を上回る財源を真っ先に確保している
にもかかわらず、地方税においては初年度マイナ
スでそのまま放置しておりますし、また、昭和五
十九年度の地方財政財源対策では、一兆五千百億
円の財源不足額のうち一兆二千五十一億円を財源
対策地方債で措置しているのですから、地方財政
にとつては本当にみじめなものだと思うわけで
す。

国税重視、地方税軽視、特に私は、地方税の中
にあつてはあくまでも市町村税軽視であるとい
うことを強く思うわけです。地方分権というのは道
府県を含めての地方分権もあるうかと思ひます
が、もつともつと一番下から、やはり地方分権を
一番弱いところから強めてこないといけないと思
うわけです。そういう点から考えてみましても、
今日の税につきましては、特に国税重視であり市
町村税軽視であるというふうに思ててならないわ
けです。ぜひその辺につきまして御答弁をいただ
きたいと思うわけです。

○関根政府委員 御指摘をいたきましたよ
うに、税収の減収額と增收措置とがバランスしてい
ないという問題が確かにござります。都道府県に
つきましては、平年度化いたします六十年度では
ほぼ減収額を補てんするだけの増収が出てまいる
予定でございますので、経過的なものとして地方
交付税等を通じましてかかるべき財源措置を講じ
ていきたいというふうに考えております。

○山下(八)委員 そういう中で、政府は二年間の
暫定措置として、法人税率を一・三%引き上げて
法人均等割を二・五倍、一千億円引き上げて補つ
ておるというふうに思ひます。その結果、法人
関係税の地方への配分割合は三二・五から三二・
五%にしているわけです。その結果、法人
と○・五%低下しているわけです。この低下分を、
法定税率を二・五倍、一千億円引き上げて補つ
ておるというふうに思ひます。そういうことでござ
りますが、市町村税では、御指摘がありましたよう
に九百四十八億の三角が立つておるということは
事実でございます。減税財源を確保するための税
制上の改正を私ども考えたわけでございますが、
できるだけ減税額を見合った增收額が各市町村に
と行き渡るというのが最も望ましいわけでござ
いますけれども、実際問題としてそういうまい税目
がないというふうなことで、多少のこぼことい
いますか、不均衡はやむを得ないというふうに考
えております。

ただ、その際市町村民税についての三角が大き
いではないかということでございますが、これは
まず減税額そのものが、どうしても住民税とい
うのは市町村にウエートをかけて税源配分がなされ
ておりますので、市町村の減税に伴う減収額が約
二千百億ござります、県の分が一千億だというよ
うなこともございまして、なかなかそれが埋め切
れなかつたということだらうと思います。決して
市町村を軽視するという考え方には私ども立つて
おりません。基本的な、基礎的な自治体である市
町村というものがしっかりとなければ、日本の地
方自治は成り立つていかないというような基本的
な考え方を持っているところでござります。今後
とも市町村の財源の充実といいますか、財政運営
に支障を来すことのないような手段方法を講じて
いかなければならぬものと考えております。

なお、具体的な五十九年度の市町村の減収額に
つきましては、平年度化いたします六十年度では
ほぼ減収額を補てんするだけの増収が出てまいる
予定でございますので、経過的なものとして地方
交付税等を通じましてかかるべき財源措置を講じ
ていきたいというふうに思ひます。

○山下(八)委員 そういう中で、政府は二年間の
暫定措置として、法人税率を一・三%引き上げて
法人均等割を二・五倍、一千億円引き上げて補つ
ておるというふうに思ひます。その結果、法人
と○・五%低下しているわけです。この低下分を、
法定税率を二・五倍、一千億円引き上げて補つ
ておるというふうに思ひます。そういうことでござ
りますが、市町村税では、御指摘がありましたよう
に九百四十八億の三角が立つておるということは
事実でございます。減税財源を確保するための税
制上の改正を私ども考えたわけでございますが、
できるだけ減税額を見合った增收額が各市町村に
と行き渡るというのが最も望ましいわけでござ
いますけれども、実際問題としてそういうまい税目
がないというふうなことで、多少のこぼことい
いますか、不均衡はやむを得ないというふうに考
えております。

それともう一つ、二・五倍の引き上げの中で、
大企業であろうとそうでなくとも、大小一律に
引き上げたわけですが、その引き上げの根拠はどう
したことあるのか。それ同時に、法人事業税の外形
標準課税との関係ですね。

○山下(八)委員 そうしますと、今回二・五倍に
引き上げたわけですが、その引き上げの根拠はどう
したことあるのか。それ同時に、法人事業税の外形
標準課税との関係ですね。

○関根政府委員 それともう一つ、二・五倍の引き上げの中で、
大企業であろうとそうでなくとも、大小一律に
引き上げたわけですが、その引き上げの根拠はどう
したことあるのか。それ同時に、法人事業税の外形
標準課税との関係ですね。

○関根政府委員 法人住民税均等割の引き上げの
問題につきましては、減税をどうするかという議
論が実は国会におきまして相当長い間議論をされ
てきました。そのときの財源をいろいろ
検討をしていただきました中に、既に法人住民税
均等割の引き上げという項目が出ていたわけですが
、そこまで出たからやつたというわけでは
ございませんが、しかほどさように、そういう問
題が提起されたというほどに、地方税の各税目を
ざつと眺めてみまして、減税を実施するとすると
その財源としてはこの辺の税目が一つの有力な候
補として上がつてくるのではないか、各方面の見
方があまあ一致したということではないかと思
います。我が方もそういう基本的な考え方立ち

まして、この際、法人住民税均等割に、相当大幅な引き上げにはなりますけれども、減税財源の相当部分をお願いできなかつたという考え方につたわけでございます。

一律に引き上げましたことにつきましては、現在の税率そのものが、資本段階によりまして五段階に区分けをいたしまして、一番小さなところは資本金一千万円以下というような形で区分けをいたしております。従業員が五十人未満のところにおきましては、県、市町村税両方合わせまして現在二万円でございますので、それを一・五倍上げましても五万円であるということになります。一方、資本金の高いところは、それなりの相当高い税率を現在設定をいたしておりますので、これを等率で引き上げるということになりますと、相当金額的にも大きくなるわけでございます。そういう意味から、実質的に金額面で申し上げますと資本段階の高い大企業についても相当な負担になるといふことから、一応現在の税率の刻みというものを前提といたしまして、それに等率で引き上げをさせていただくという手法をとらしていただきたいわけでございます。

それから外形標準課税との兼ね合いはどうなるのかというお話をございますが、今回の法人住民税均等割の引き上げは、赤字法人が非常に大きくなつておる、その赤字法人の税負担のあり方といふことも十分念頭には置いております。しかし、今回の引き上げによりまして赤字法人の税負担のあり方を基本的に解決するに役立ち得るようなものというふうには、そこまでは考えておらないところでございます。一方、外形標準課税という問題になりますと非常に大きな問題でございまして、政府の税制調査会等におきましても長い間議論されておりります。しかし、これは課税ペースの広い間接税なり他の法人課税のあり方との兼ね合いを考えてやらないといけない問題である、それらとの兼ね合いを考えながら検討すべきであるという御意見もいただいておるところでござりますので、直接今回の均等割の引き上げと外形課

税の導入との関係を結びつけて議論はしていないうところでございます。別な問題として検討すべき課題であるというふうに理解しております。○山下(八)委員 ちょっと先に進みたいと思いますが、それこそ初めてでございまして時間の持ちます。でもわからないものですから、急がせてもらいたいと思います。

個人住民税の問題についてお尋ねしておきたいと思うのです。やはり個人住民税の最低税率を現行の2%から2・5%に○・5%引き上げたわけです。そして最高税率を今度は○・5%引き下げです。そのことによりまして高額所得者の税率がややよくなつて、簡単に言いますと、一番多い年収二百萬一三百万クラスですか、この辺は、増税とは言いませんけれども、バランスがかなり崩れています。そのところではないか、そう思えてならないわけです。

そういうことを考えておきますと、最低税率を

わざわざ○・5%切り上げる必要はないんじやないか。そうでなければ逆に言いますと、最高税率を○・5%引き下げる必要はないんじやない

か、そのように思えてならないわけです。極端な言い方をしますと、この個人住民税について不公平税制がやや入り込んでいたのではないか、そ

う思えてならないわけです。その辺についてお伺いしたいと思います。

○閑根政府委員 お話のございました最低税率の引き上げにつきましては、税制調査会における答申もございまして、住民税の性格からいたしまして、なだらかな累進税率がやはり望ましいというふうな答申をいたしております、そういうふうな

引き上げにつきましては、税制調査会における答申もございまして、住民税の性格からいたしまして、なだらかな累進税率がやはり望ましいというふうな答申をいたさないといふことです。

○山下(八)委員 私は、今回これを起算するのに申もございまして、住民税の性格からいたしまして、なだらかな累進税率がやはり望ましいというふうな答申をいたさないといふことです。

ただ、勤労者世帯の年収の平均等がわかつておられますので、別途また必要があれば、調査の上提出させていただきたいと思います。

○閑根政府委員 私ども、もちろん税制を組みます場合には、各国民の所得段階別の人数分布といふものは全部積み上げをいたしまして、それらの減税の影響、ないしは增收策を講じる場合には增收の影響、そういうものは検討しながらやつております。先生先ほどおっしゃったのが年収ベースといふことでござりますので、私どもの方は税金屋でござりますから、課税をする課税標準額で分類いたしておりますので、的確な資料が年収ベースで計算した上で出されていると確信をしているわけです。ですから、そういう意味でいきますと

す。

なお、中堅段階におきまして減税額がむしろ増税になつてゐるのではないかということでございますが、最低税率の○・5%の引き上げは、単に低所得層に対しても引き上げるのではございませんで、高額所得層も含めて全納税者に影響が出てくる問題でございます。低所得層だけをねらい撃ち的に負担増をお願いするというようなものでは決してございません。その結果といたしまして、今回の減税の結果、例えば二百万円程度の標準世帯の収入のある方については軽減率は一〇〇%でございますが、三百万円で五十九年度では二四・五%、五百萬円で九・五%ということで、だんだん所得が上がるに従いまして軽減率は下がつてしまります。二千萬円のところでは一・一%というような軽減率になつておりますので、決して今回の減税が低所得層に厳しいというようなものではない。十分その辺は配慮した税制改正を組んだつもりでございます。

○山下(八)委員 そうしますと、推計で結構ござりますけれども、年収が四百万円以上の世帯がどれくらいあるのか、年収が四百万円以下の世帯が大体どのぐらいあるのか、参考に聞かせてください。

そういう意味があるわけですから、逆に言いますと、わざわざ高額所得者を、地方税の方はそういう面でお金のかかる時期の方が全体的には多いのではないか。そういうことを見ていきますと、税金にいたしましても下の方を優遇していくのが本来の姿ではないか、そのように思うわけ

です。そういう意味があるわけですから、逆に言いますと、わざわざ高額所得者を、地方税の方はそういう面でお金のかかる時期の方が全体的には多いのではないか。そういうことを見ていきますと、税金にいたしましても下の方を優遇していくのが本来の姿ではないか、そのように思うわけ

です。そういう意味があるわけですから、逆に言いますと、わざわざ高額所得者を、地方税の方はそういう面でお金のかかる時期の方が全体的には多いのではないか。そういうことを見ていきますと、税金にいたしましても下の方を優遇していくのが本来の姿ではないか、そのように思うわけ

です。そういう意味があるわけですから、逆に言いますと、わざわざ高額所得者を、地方税の方はそういう面でお金のかかる時期の方が全体的には多いのではないか。そういうことを見ていきますと、税金にいたしましても下の方を優遇していくのが本来の姿ではないか、そのように思うわけ

です。そういう意味があるわけですから、逆に言いますと、わざわざ高額所得者を、地方税の方はそういう面でお金のかかる時期の方が全体的には多いのではないか。そういうことを見ていきますと、税金にいたしましても下の方を優遇していくのが本来の姿ではないか、そのように思うわけ

も市町村民税の所得割の税率の最初の税率が1%という極めて低い税率であるわけでございます。もちろん最高税率も低いわけでございますけれども、地方税の、これから地方団体の自主財源の拡充強化が必要であるというようなこと、あるいはいつた基本的な御議論等もござります。

そういったようなことから考えましても、現在の1%という税率は極めて低い。これを今後できるだけなだらかな累進構造に持っていくことによってなりますと、最高税率を下げてなだらかにする方法もあるでしようけれども、やはり減税の機会等をつかまして、非常に低い水準にある最低税率を少し上げさせていただきたい。しかも、この引き上げというのは、減税をする機会でもございませんと実際問題として増税になってしまふ心配があるわけでござりますので、減税の機会以外には実際問題としてできないわけでございます。今は実際問題としてできなきわけでございます。

○山下(八)委員 次に、先ほども質問にあつたわけでございますが、自動車税について若干触れさせていただきますが、非常に低い水準にある最低税率を少し上げさせていただきたい。しかも、この引き上げというのは、減税をする機会でもございませんと実際問題として増税になってしまふ心配があるわけでござりますので、減税の機会以外には実際問題としてできなきわけでございます。今は実際問題としてできなきわけでございます。

○山下(八)委員 次に、先ほども質問にあつたわけでございますが、自動車税について若干触れさせていただきますが、非常に低い水準にある最低税率を少し上げさせていただきたい。しかも、この引き上げをやらしていただきたいということでござります。

○山下(八)委員 次に、先ほども質問にあつたわけでございますが、自動車税について若干触れさせていただきますが、非常に低い水準にある最低税率を少し上げさせていただきたい。しかも、この引き上げをやらしていただきたいということでござります。

きしておりますけれども、ある面では、自動車と違うわけですね。運動の足、また社会生活に必要な足になっている。また、地方に行けば行くほど一世帯の保有台数というものは、東京と比べあるいは大阪と比べ、うんと高いと思うわけです。極端な言い方をしますが、家族三人免許証を持つていれば車が三台ある、このような状態になつてゐるわけです。都会のように交通機関が発達していないわけです。

そういう点から考えていくと、高級車に税率を高くする、これにつきましては私もよく理解できるのですが、大衆車を含めて、ミニバイクまで含めて、なぜこのような税率アップを今日しなければならないのかというふうに考えているものですから、ぜひこの点についてお聞かせいただきたいたいと思います。

○関根政府委員 私どもも、自動車なり軽自動車というものが生活の必需品になつてゐるということにつきましては十分理解をいたしておりますところ

ただ、今回の減税を、いわば至上命令のようないでどうしてもやる必要があるということになりました。先ほどから答弁申し上げておりますように、地方財政も大変厳しいものですから、その財源をまた地方債に頼るとかいうようなことになりますと、ますます地方財政は悪化してしまう。何らかの形でしつかりした財源で補てんをする必要があるというような考え方から、この際いろいろな税目について検討をし、その結果、法人住民税均等割と自動車の税負担をお願いをするという形に結論を得たわけでございます。

自動車税につきましては、昭和五十四年度に設定をいたしまして以来既に五年を経過することになりますので、その間における物価水準の上昇でありますとか自動車の取得価格の上昇でありますとか、そういう理由でございます。

自動車はかなり高額なものになつた、それを見合つていないと、いうような答弁も昨今何回かお聞

だくということになつた次第でございます。

なお、一律引き上げというお話をございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、現在の税率体系そのものが、既に自動車の価格とか大きさとかそういうものによって大体バランスのとれた形で設定をされておりますので、それを等率で引き上げることによつて一応のバランスはとれたものとなるという考え方のものとに、一定率をとらせていただいたような次第でございます。

○山下(八)委員 もうちよと具体的に細かく入つていただきたいと思うわけです。

原付自転車につきましては、七百円が千円になつたのです。これは30%です。私も、東京近辺の駅を知りませんけれども、推測しますと、多分駅前には随分原付自転車が通勤用に置かれてゐるのではないか、そう思えてならないわけですが、この通勤されている方も、駅まで乗つてきました。この通勤されている方も、駅まで乗つて乗つてきているわけじゃないと思うのです。駅まで家から遠いからどうしても乗つてこざるを得ない。そして駅前に自転車の放置とか、いろいろな社会問題に一時はなつておりましたけれども、自転車にしましても原付自転車にしましても、これはもう会社に勤めるためにどうしても必要になつてゐるものであると思うわけです。そういう中で、原付自転車といふのはますます都市周辺でもふえてくるのではないか、私はそう思えてなりません。同時に地方でも、それぞれ原付自転車はどんどんふえてきているわけです。

だからこの辺につきましては、もう自転車と何ら変わらない状況に來ているのではないか。その辺についてはどのようにお考えでしようか。

○関根政府委員 原動機付自転車の中で一番小さな50cc未満でございますけれども、今回の税率改正によりまして、金額がいすれにしろ七百円という相当低い税率で設定されておりますので、全体として30%という原則はりますが、この

ざいます。

自転車と全く同じではないかというお話をございます。確かに、最近大変普及をいたしておりますけれども、私どもの調べでは、一応ミニバイクといふ形になりますと、全平均的には自転車価格とは相当な開きもあるわけでございます。で、自転車とは違つた取り扱いをさせていただくという考え方方に立つてゐるところでございます。

○山下(八)委員 そういう中でも、軽自動車税の税率といふのは比較的高いわけでございます。私がそれなりに調べてみたわけですが、軽自動車の中でもミニバイクと言われています原付、この分を別に分類してないのですからなかなかしつかりとした数字は出できませんけれども、いろいろな市町村に尋ねてみると、この原付自転車につきましては滞納率が30%近くあるのではないか、そう言われているわけです。

と申しますのは、一つは、比較的都市周辺では、盜難に遭つたり、自転車がわりで、引つ越すときに置いていつてしまつたり、逆に鑑札をつけたまま引つ越して手続をとらなかつたり、逆に言いますと、今まででは七百円ですが新しい税金になりますと、今まで千円でございますね滞納率が高いからといって余り一生懸命徴収業務に励みますと、今まで千円でございますが新しくなると、それでも千円でございますが新しくなると、これは人件費の方が高くついで、そのうちだんだん滞納者がふえてくる。こういう状況が一方では生まれてゐるといふことです。市町村に尋ねてみると、このミニバイクについて何とかならないだろうかという強い要望があるわけです。

これを自転車と同じように取らなくするのか、あるいは市町村に尋ねてみると、ここにはちよつと問題もあるうか、危険な状況があつてある程度の見合つた税金を最初の登録者のところへ、例えは一回登録すれば一回きりでいいことをしないと、このミニバイクについてはますます滞納率がふえてくるのではないか、そのよう

に私は心配をするわけです。その辺について
ちょっとお聞かせいたいと思います。

○関根政府委員 たとえ単価の小さな税金でありますても、市町村としては貴重な財源でございます。特に、山村等におきましてもともと財源の乏しいところでは、わずかな軽自動車税であります。でも相当貴重な財源になつておるというような問題もございますので、市町村におきましては徴税のための努力をいろいろとなさつておるというふうに考えております。

その結果、最近では軽自動車税全体の徴収率は、前年度分で九七・三%というところまで上がってきております。自動車税が九七・五%ですから、ほぼそれに匹敵する程度の徴収率になつておるわけございます。確かに御指摘のように、中には非常に低いところもあるうかと思いますが、全体としてはそういう状況になつてきておるということございます。

それから、市町村で購入の段階で一括して徴収したらどうかというような趣旨のお話でございましたので、性格的に最初からばんといただくですが、これは自動車及び軽自動車の保有税という形になつておりますので、一年間保有したらその年の分をちょうどだいするという税の仕組みでございましたので、性格的に最初からばんといただくといふようなことはなかなか無理があらうかと思いまますし、実際にう側から考えましても、やまとまつた金額になりますので、なかなかそこまで踏み切れないというのが実情でございます。

○山下(八)委員 確かに軽自動車とすれば今おっしゃつたとおりだと思うわけです。その中のミニバイクだけを抽出してきますと、ぐんと落ちてくるわけです。その辺をもう一度御確認だけしておるという中で、ミニバイクにつきましても、おつしやつたとおり市町村にとりましては大変貴重な財源である、私も全くそのように思うわけです。これだけ徴税費用が高くつくようなミニバイクであつても、貴重な財源であるわけです。

せんべつて、委員会におきまして私のところの

不公平税制の中で特に申し上げたいのは、後ろの方にもたくさんマスコミの関係が見えているわけですが、新聞、出版、テレビ、こういうものについても非課税対象になつておる。同時に社会保険診療報酬の問題、こういう問題があるうかと思うわけでございます。

特に努力をすれば、必ずそういう財源は、ミニバイクでこれだけ一生懸命努力をするぐらいであれば、不公平税制の中でそれ以上に努力のしがいのある財源というのはあるのではないか、私はそのように思えてならないわけです。その辺のお考えについてひとつお聞かせいただきたいと思いま

○関根政府委員 私どもは、税負担の公平を確保するということが税務に携わる者として最も大切なものだという基本的な考え方を持っておりまます。そういう考え方から、從来からも租税特別措置の整理合理化についてはできるだけの努力を払つてきたというふうに考えております。

御指摘のように、社会保険診療報酬等にかかる事業税の課税上の特例措置がござりますし、また新聞、放送事業等につきます非課税措置が残つております。

今まで、税制改正に関連して、私どもとしてはこの問題については整理の方向で何回も解決をお願いしてきたわけございますけれども、例えば社会保険診療報酬につきましては、社会保険診療報酬そのものの積算の中に事業税負担分が積算されてないといったような問題でありますとか、あるいは新聞、放送等につきまして、公益性があるではないかという事業の特殊性から考えて課税をするということは問題があるといったような御議論等もありまして、必ずしも私どもが考えておるような方向での決着を見ていないわけでございます。

しかし、私どもとしては今後とも整理合理化の

方向でこの問題については努力を続けていきたいというふうに考えております。

○山下(八)委員 これぐらいやはり税金につきましては、市町村は特に苦労しているわけでござります。そういう意味で、三月一日の委員会で、細谷先生の質問に対しまして、不公平税制の問題でございますから本当に私は胸を打つようない御答弁をいただいたと、いうふうに理解をしてるわけでございます。そういう意味で、せつかくの機会でございますからこの不公平税制の是正について、特に努力をすれば、必ずそういう財源は、ミニバイクでこれだけ一生懸命努力をするぐらいであれば、不公平税制の中でそれ以上に努力のしがいのある財源というのはあるのではないか、私はそのように思えてならないわけです。その辺のお考えについてひとつお聞かせいただきたいと思いま

て、特に今の二点でございますね、新聞、テレビ、出版の関係の問題、あるいは社会保険診療報酬の問題につきまして、自治大臣の期間中に明るい方向が見えるような決意をもう一度お聞かせいただきたいと思うわけでございます。

○田川国務大臣 国民の税負担が必ずしも軽いわけではございませんで、そういう意味からやはり税金はできるだけ公平にやつていかなければならぬと思います。特に政治不信が非常に強まつてしまりました一つの原因には、税の不公平といふものがあると思うのです。

私は、新聞やテレビ、出版その他のことをなぜ強く申し上げていたかと申しますと、別に私は新聞やテレビに恨みがあるわけじゃありませんで、新聞の出身者でございます。しかし、やはりこういうことは政治の世界で遠慮していたのではない。役所や政界は新聞に非常に遠慮されるのですね。いつもこういう問題が税制調査会で議論になつても——なつておるわけです。毎年なつてて実現できない。これが実現できないから医師についても同じになる。イタチごつこでいつも繰り返されているわけでございまして、そういう意味でこうした非課税をやはりこの際撤廃していくしかねばならぬ。

私は、自民党の政策調査会長にも先般お会いしまして、おまえさんも新聞出身だ、これは単に税金の不公平ということだけじゃないのです、私どもマスコミ出身者の権威のためにもやはりこういうことを実現するようにしていかなければならぬ。

現にマスコミの第一線の人たちは、むしろ国の恩恵をこうして受けることは恥ずかしいとおつしやつている人もありますし、アメリカのマスコ

ミなんというのは、国の恩恵を受けるということは恥ずかしいというふうにみんな思つて、アメリカなんかではこんな恩恵を受けていないわけですね。そういう意味で、ちょっと長くなりまして恐縮でございますが、私は、これは一人でできることがなんかではこんな恩恵を受けてないわけですね。そういう意味で、ちよつと長くなりまして恐縮でございますが、私は、これは一人でできることがあります。そういう意味で、せつかくの機会でございますからこの不公平税制の是正について、マスコミの方にも御理解を得なければならぬ。私は、テレビなんかは、テレビの給与を調べて、有名なアナウンサーが野球の選手みたいに何千円でスカウトされてやつてある。そして、放送事業で利益率が一番高いのは二八%ですよ。一般企業の利益率なんというのは大体五%あればいい方だ。それが二八%を最高にして十何%なんといふよう努力をしていきたい。

私は、テレビ会社がざらにあるわけですね。御承知のように、事業税というのには利益にかかる税金であります。そういうことをこのままにしておけでございまして、そういう意味で、ひとつこれは皆さんにも御協力を得まして、何とかして突破口をつくつて、少しでも地方税の非課税の特別措置を直していくかなければならぬ。非課税の特別措置の中には住宅を建てるとか一般の中小企業に助成をするようなものもありますから、そういうものはやはり考えていかなければなりませんけれども、今申し上げましたように、堂々と一般企業と同じように利益を上げてやつて事業には事業税を払つていただかなければならぬ。また、事業税ばかりじゃなくて固定資産税も、公益法人といふながら一般企業と似たようなやり方をやつてあるものにはやはり固定資産税を厳密に払つていただかなければならぬ、こういう考えでいるわ

けでございます。

○山下(八)委員 もう時間が来ましたので最後になりますが、ただいまの決意をお聞きしまして、

ございますのでその意味では何ら増減を生じない

ものが、いかがですか。

○関根政府委員 先生に毎度この点を御指摘いた

だときまし

て、私どもできるだけかつちりした数

字でお示しを申し上げたいというふうに考えてお

ぜひこの際不公平税制を正せる部分は積極的に正していただき、そして同時に、田川自治大臣も本當に熱意を持つていらつしやる地方分権に一層力を入れていただくように心からお願いをいたしました。初陣の質問を終わらせていただきたいと思

います。どうもありがとうございました。

○大石委員長 細谷治嘉君。

○細谷(治)委員 理事会の決定で持ち時間が一時間ということです、審議をするにはちょっと不十分だと思いますが、答弁の方もひとつ要領よくお願ひしたいと思います。

質問に入る前に、けさこの委員会に「他法による地方税法等の改正について」という資料が配ら

れました。これを拝見いたしますと、せっかく備考という欄までつくっておりますけれども、税法の改正があるわけありますけれども、税の増減は一つも書いてないのですよ。確かに期限の延長だけの税法の改正、そういうものもありましても、あるいは、これからくるので来年や再来年ぐらいはまだ税金の問題が起らぬ、そういうものについての特別措置を考えるんだから税の増減なんとても書けないといふこともあるでしょう、あるいは、公社が買い上げて、その土地の固定資産税は個人の所有のときは持つておったわけですから、別のことでは、別の舞台では、実質的には定性的な改正が起る、いろいろなことがあるよう

ます、いかがですか。

○吉住政府委員 資料の「他法による地方税法等の改正について」についての御質問でございますが、先生御指摘になりましたように、定性的には物によりましては増減収が出る方向で作用するであらうといふようなもの、あるいは、単純延長で

ござりますが、ただいまの決意をお聞きしまして、本当に熱意を持つていらつしやる地方分権に一層力を入れていただくように心からお願いをいたしました。初陣の質問を終わらせていただきたいと思

います。どうもありがとうございました。

○細谷(治)委員 審議官、定性的にはという言葉とマクロ的にはという言葉があつたのですが、マクロと定性というのはどこが違うのですか。

○吉住政府委員 大変御造詣の深い先生にお答えを申し上げるのは大変恐縮なのでございますが、定性的にと申し上げましたのは、プラスの方向かマイナスの方向かその方向性はわかるけれども、数量としてあらわせないという意味で申し上げたわけでございます。マクロでと申し上げましたのは、これはちょっとと言葉の使い方があるいは不適切であったかと思いますが、全体としてというこ

とに御訂正をいただきたいと思います。

○細谷(治)委員 私はその言葉じりをつかまえてとやかく言つているわけじゃないのですよ。毎年のように地方税法を一生懸命に審議している。ところが、別のところで、別の舞台では、実質的に税の増減収にかかるような問題が、法律の附則等で他の委員会で処理されておるわけですよ。

そこで、自治大臣なり自治省税務当局は、こういうような問題、牛嶋教授の論文ばかりじゃありませんよ、今日の地方税の構造問題についてどういうお考えを持っているのか、どういう方向をとるべきだというお考えを持っているのか、簡潔にお答えいただきたいと思うのです。

○関根政府委員 牛嶋教授の御指摘をいただきま

したように、都道府県税では法人事業税のウエートが相当なウエートを占めている関係で、ここ数年来の不況を反映いたしましてどうも伸び率が低くなっています。ただ、市町村税に比べま

すと、税そのものの性格といつしましては、伸長性は比較的ありますけれども、安定性に欠けるといううらみは確かにあります。

逆に市町村税につきましては、税そのものの性

格が住民税と固定資産税によりまして八割以上を占めておるということでございますけれども、税

そのものの基本的な性格はどうも伸長性が弱いのですけれども、最近における所得の比較的順調な伸び、個人所得の伸びに支えられまして、住民税が比較的高い伸びを示しております。同時に、固定資産税につきましては、主として土地で

恐らく増減収は出ないものというふうに考えておりまして、少なくとも五十九年度に関する限りは増減収はマクロで見てゼロというふうにお考えをいただければ幸いございます。

○細谷(治)委員 審議官、定性的にはという言葉とマクロ的にはという言葉があつたのですが、マクロと定性というのはどこが違うのですか。

○細谷(治)委員 ぜひひとつそういうことで、税の審議の資料というのではなく常に数字をきちんと出して出していただきたいということを念を押しておきたいと思います。

そこで本論に入りたいわけですが、最初に、ちょっと古くなりますが、二月二十五日の日本経済新聞で名古屋市立大学の牛嶋教授が、都道府県の税収について安定性を、市町村の税については伸長性を、こういうことを柱にして地方税の構造的な改正をする段階に来ているというふうに主張されております。しかも数字を挙げて主張されております。しかも数字を挙げて主張されております。この牛嶋教授の趣旨、意見に私はおおむね賛成でございます。

そこで、自治大臣なり自治省税務当局は、こう

いうふうに地方税法を一生懸命に審議している。ところが、別のところでは、別の舞台では、実質的に税の増減収にかかるような問題が、法律の附則等で他の委員会で処理されておるわけですよ。

そこで、自治大臣なり自治省税務当局は、こういうふうに地方税法を一生懸命に審議している。ところが、別のところでは、別の舞台では、実質的に税の増減収にかかるような問題が、法律の附則等で他の委員会で処理されておるわけですよ。

そこで、とりあえずマクロの形で構造的なものについてちょっとと触れてから、問題を絞つて質問

をさせていただきたいと思うのです。

私が調べたところでは、道府県民税では、三十年と五十五年の決算を比較してみると、法人事業税が構成比で一三・八%落ち込んでおるわけ

です。よろしいですか。都道府県の構成比で一三%と言えば大きいですよ。これは、何兆になります。

こういうふうに落ち込んでおります。

第一類第二号 地方行政委員会議録第四号 昭和五十九年三月二十二日

事業税全体としては一七・一%落ち込んでおりま
す。そうして道府県民税の所得割では一五・四%
構成比で伸びております。今、辛うじて法人事業
税の減を所得割の伸びで補つたような勘定になつ
ておりますけれども、子細に検討いたしますと、
地方財政の苦しみというのはこの数字でキャンセ
ルしているのではないかという、そんな生易いし
ものではないということがわかります。私が申し
上げた数字、大体認めますか。

○関根政府委員 楽示いたしました数字は、
正確であるというふうに理解をいたしております
す。

○細谷(治)委員 もう一つ、今、山下委員からも
ありましたように、大臣も、そのとおりであります
が、政治というのは住民、国民に近いところに可
能な限り落とせというのが大臣の考え方であります。
臨調すらも——すらもと言うと大変おしかり
をいただきますけれども、臨調すらも言葉ではそ
う言つていらっしゃる。そうだとしますと、やは
り市町村税というものが大変重要なある。

この市町村税を見てみると、固定資産税が、
同じようによく五十五年と三十五年を比べてみますと
八・九%落ち込んでおるわけです。そして所得
割が一六・九%伸びております。その際に、これ
は個人の所得割であります。法人の税割はわざ
かに一・四%でありますから、構成比では全く変
わつてないというような格好になつております。
ここにも市町村税の構造上の問題があると私は認
識するのですが、いかがですか。

○関根政府委員 確かに、市町村税におきまして
は、非常に重要な税目でありました固定資産税の
ウェートが近年低下をしてきてる、そういう傾
向にある、また住民税の所得割につきましては比
較的上昇傾向にあるという先生のお話は、そのと
おりであらうと思います。

○細谷(治)委員 そういう三十五年から五十五年
というわざか二十年の間に、ある税目は急角度で
落ちている。ある税目が伸びたために辛うじて収
支が合つておるように見えますけれども、歳入全

方税のシェアというのは全体としては二・七%程度であります。ち込んでいるわけですよ。これが先ほど申し上げたように、何か一見、あるものが伸びてあるものが減つたんだけれども、バランスしているようではありますけれども、全体としてやはり落ち込んでいます。これが今日の地方財政の実態だ、こう大まかに、これこそマクロで言えると思うのですが、大臣、この見方について賛成ですか。そういうお考えを持っております。

○田川国務大臣 今、細谷さんから指摘された問題については、私どもも傾聴しなければならない問題であると思います。特に都道府県税あるいは市町村税、それぞれ今問題が随分含まれております。こうした御指摘になりました点は慎重に検討をしなければならない問題である、このように意識をしております。

○細谷(治)委員 大臣もそう認めたわけであります。

そこで次に、この税が地域間格差というものを顕著にしておるわけですね。その具体的な例は法人事業税で明瞭にあらわれてきていると思うのです。自治省の税務局でも資料をつくっていただきたいんですが、私のつくった資料を申し上げますと、全国的に法人事業税は、三十五年を一といたしますと十六・四倍に伸びております。ところが東京都はどうかといいますと、三十五年から五十五年の二十年間に法人事業税は十四・三倍にすぎません。大阪はどうかといいますと、大阪の落ち込みは東京よりももっとひどいのですね。府県の代表とも言われる大阪が交付団体に転落したことがあるわけですから、これは二十年間に、五十五年には十三・六倍にしか伸びていない。ですから、日本の代表的な富裕と言われておる東京とか大阪等は、法人事業税が全国の平均まで伸びていってないわけですよ。これは、法人事業税の今のタイプ、これが根本的な原因で、後でそれは詳しく申し上げるわけですが、そういうことであります。隣の埼玉県あたりは三十倍ぐらいに伸びて

おります。二十年間に法人事業税が一十九・七倍と伸びております。こういうふうに、ある県は法人事業税がぐんと全国平均より伸びている。東京と大阪の代表的なところはかなり陥没をしておる、こういう実態が法人事業税にあらわれておりますが、この事実を認めますか。

○関根政府委員 まことに申しわけございませんが、今手元に的確な三十五年と五十五年の各県別の対比の倍率表を持つておりませんので、そのとおり正確ですという答弁ができませんが、傾向としては確かにそういう傾向はあるわれているものというふうに考えております。

○細谷(治)委員 それでは、私が申し上げた数字は持つておらぬと言うのですが、私の方であなたの方につくつておいてくれと言つた資料があるはずですから、法人事業税は今私の数字を認めたからいいですから、個人住民税の都道府県別の所在状況、これについて東京、大阪はどうなつてゐるか、全国平均まで達しているか達していないか、これを言つてください。

○関根政府委員 三十年からの表はちょっと手元にございませんけれども、四十五年度を一〇〇とした場合の指數がございますが、よろしゅうございますか。——東京におきましては、四十五年を一〇〇といたしまして四九〇でございますから、約四五倍になつておるということです。大阪は五三五、五倍ちょっとと超えておるということをございます。それからもうちょっと下がつたところの埼玉は八八一でござりますから、相当伸び率が大きいいということだと思いますし、田舎の方の県で申しますと、秋田県が六六〇という数字になつておりまして、先生御所論のように、東京、大阪といった大都市を抱えているところの伸びが比較的悪いという傾向になつてきているものと考えます。

○細谷(治)委員 そういうふうに、シャウブの税制を基本にして今の税制が成り立つておるわけでありますけれども、三十年か三十五年というもののスタート点にしてもかなり大きな構造的な変化がある、変動がある。そしてまた、地域的な格差

という方が拡大をしていくことは、あなたの方から出でるこの黄表紙を詳細に年度を追って分析していくますときちんとそれが出てまいります。しかも、あなたの方の都道府県をAからFまで分類してグループ別にやっているところでもその傾向がきちんと出てきております。ひつ確認の上で話をちょっと先へ進めさせていただきたいと思います。

前にもちょっと申し上げたのですが、私の手元に、東京都の企画報道室というところが「東京の経済・産業の変動」ということで昭和五十五年十一月に出したものがございます。五十六年、五十七年、五十八年まで出ております。また、五十七年七月の「東京における大都市需要の変動」というのがございます。東京都の需要構造、昼間人口、夜間人口、したがつて夜間型の需要、昼間型の需要、こういうものに分けて詳細な分析がされております。

そこで、少しこの事業税の問題、一番の問題はやはり都道府県——市町村の方にもありますけれども、きょうは事業税一本に絞りますから。

結論として、東京都は、事業税といいましても今一番シェアが大きいのは第三次産業なんです。第一次産業なんというのはコンマ以下であります。第二次産業が下降していくております。そして、第三次産業というのが圧倒的なウエートを持つております。例えば法人事業税を例にとりますと、昭和五十年には第一次産業は〇・二、第二次産業が三三・五、第三次産業は六六・三、こういう状況になつておりますので、第三次産業が圧倒的な比重を持つておるわけです。三十一年というのがありますが、三十一年とは法人事業税を納めている構造がうんと変わってきております。例えば、三十一年でありますと第二次産業のウエートというのはかなり大きかったのですけれども、今度は三分の一程度に落ち込んでいくております。

そこに今日の東京、大阪の経済的な、財政的な陥没が、三十年一日のごとく構造的な手直しに気を配らなかつたために起こつてきている、こう私

は思うのですが、いわせれは交付税で調整しているんだから結構だ、こう言いますけれども、一番大原則は、やはり自主税源を持つてているということが第一であります。その自主税源を前提にして調整財源である交付税をやるというのが前提である。そうだとするならば、今日この段階では、東京都の調査を待つまでもなく大変な問題が起っています。突然申し上げたようでは大変恐縮でありますけれども……。

○田川国務大臣 地方行政に造詣の深い細谷さんのお話に比べまして、私は全く経験が不足で十分な判断はありませんけれども、今御指摘のような傾向というものは自治体からちらほつと聞いたこともあります。そういうような傾向がかなりあるということを聞いております。

○細谷(治)委員 専門家の税務局長はどうなんですか、自治大臣はきょう聞いたばかりと言うんだけれども。

○関根政府委員 先生の御指摘をいただきましたように、第三次産業のウエートが法人事業税の課税の面におきましても大変急速な勢いで高くなりつつございます。これは俗に言われております産業のソフト化、サービス化といったような傾向を如実に反映しているものというふうに考える次第でございます。特に三次産業が、情報の中心であります東京とか大阪とかいったところで全国平均よりもさらに急速な速度で伸びている、そういうことが先ほどお示しのような数字にあらわれてきているものというふうに考えております。

そういうた産業構造なり経済構造というものが変わつてきつつある、また、その間には人口の移動等もあるわけでござりますけれども、そういうものの的確に対応し切れなかつた結果ではないかということをございます、税収そのものは、單にウエートだけから判断をするというのはいかがなものかというふうにも考えられるわけでございまして、現に、ほかの地方公共団体に比べまして東京都は財源超過団体になつておるということです

もござりますので、そういう面での実際の財政需要に応じました税制というものは、私どもなりに改正の努力は進めてはきておりますけれども、基本的な事業税についての改正というものは、いまだその実現を見ていません、というのが実情でござります。

○細谷(沿委員) あなたは、今、東京都は財源超過団体、不交付団体だから心配ない、こういうことで税構造の手直しをサボつちゃ困るわけですよ。そういう意味じゃないと思います。東京都も確かに不交付団体でありますけれども、五十年が二年くらいでしょう、一番ひどいとき、東京都も自体は二百億くらい赤字になつておつた。ところが二十一條で、都の特例で合併算定するものですから、差し引いて辛うじて不交付団体であった。そのときに問題が起つたのは、基準財政収入額を極度に抑えているんじゃないかとなり詳細な論文が東京都から出されたことも御承知のとおりであります。事ほどさように財政は苦しいわけです。

この五十七年の調査で、東京都の真ん中のビル内の第三次産業にウエートがいったと言つていい。そのビル内の諸活動に伴う税収というのは、東京都の場合はビル内の活動はサラリーも加えて七三%くらいは国に入つてしまつてゐるのです。東京都に入つてゐるのは個人住民税です。法人事業税といふのは、わずかに九%か一割くらいしか入っていない。こういう点が三十年前スタートしたときは全く違つた経済構造したがつてそれが税構造に反映して、こういうことでありますから、これはひとつ手直しをしていただかなければいけないかと思うのですよ。手直しをする意思がありますか。

○関根政府委員 私どもいたしましては、地方団体の一一番基本の財源である税収というものをできるだけ充実をしていただきたいという考え方で臨んでいるわけでございまして、そのことは法人事業税につきましても同じく言えるわけでございま

に法律をつくらなくとも現在の法律でもできること
いう制度にはなつております。実際問題としては
いろいろ問題がござります。

○細谷(治)委員 局長が言うように、地方税法の
七十二条の十九に「事業税の課税標準の特例」と
いうのがちゃんと書いてあるのです。今、事業税
の課税というのは、電気事業みたいな外形課税を
やつていて、売り上げでやつてあるところと、所
得課税をやつてあるところがあるわけです。
事業税というのは物税ですか、物税じゃないの
ですか。どうですか。

○関根政府委員 私どもは物税と考えております
す。

○細谷(治)委員 物税ですね。あなたの部下が書
いた本にもちゃんと事業税は物税であるというこ
とから論議を展開しておるわけです。
ところが、必ずしも物税になつておらぬでしょ
う。大部分は所得課税でしよう。今欠損法人は五
二%です。五二%は所得課税ですから事業税を納
めてないわけです。この法律ができた三十五年く
らいには三五%か四〇%くらいが欠損法人、どう
いうことか知らぬけれどもだんだん欠損法人がふ
えて今や五二%、しかも小さいところかと思うと
一億円以上の資本金のところがかなりのシェアを
持つていて。三〇%くらいは欠損ですよ。まあそ
うなつてているのでしょうか、私は少し常識的にお
かしいと思うのです。

そこで、七十二条の十九にはこう書いてある。
「法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険
事業及び損害保険事業以外の法人又は個人の行う
事業に対する事業税の課税標準については、事業
の情況に応じ、第七十二条第一項、第七十二条の
十二及び第七十二条の十六の所得及び清算所得と
よらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積
若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員
数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得と
これらの課税標準とをあわせ用いることができる
る。」いろいろあるのですが、「あわせ用いる」。
所得課税を半分、外形課税を半分というのが五

十三年から全国知事会が出した結論でしょう。その全国知事会の結論をとめたのは自治省じゃないですか。全国知事会では法人事業税外形課税実施要綱というのができています。法律の案が、モデルができているのです。全国知事会が決議して、国が何と言おうと、自治省が何と言おうと断固十五年からやるという決議をしたのです。ところがどうとうやらなかつた。やらなかつた足をかづらつたのは自治省だといううわざが非常に多いのです。うそか本当にお答えいただきたい。

○関根政府委員　お話のございましたように、昭和五十二年十一月に全国知事会におきまして法人事業税外形課税実施案というものが要綱の形できておるわけでございます。これがいろいろな事情で実現は見ていないわけござりますけれども、その詳しい経緯については必ずしも知悉しておるわけではございませんが、自治省が一方的にとめたというものではございませんで、やはり要綱はできたものの、いざ本当にこれを実施に移すということになりますと、いろいろ世間に与える影響も出てまいりますし、それから各県によって税収の入り方に相当な差が出てくる。そこでの知事さん方の、各県ごとの利害得失もいろいろございまして、最終的な実施の段階までは入れなかつたというのが実情ではないかというふうに聞いております。

○細谷(治)委員　激変が起こることであることありますけれども、全国知事会の要綱にはちゃんと経過措置があるのです。最終的には外形課税五〇%、所得課税五〇%、こうなつておりますけれども、最初の年が所得課税九〇%、外形課税一割で、だんだん年を追つて、四年目に大体ファイティー・ファイブティーにいこうというわけでですね。激変が起らないよう四年を五年にしてもいいでしよう、一遍にやるわけはないのですから。激変の緩和のしようは幾らもあるのですよ。

そうだといたしますと、知事会があそこまで決意したのをやれなかつたのは、どうも一般消費税

の問題があつて、それで大蔵省から抑えつけられた、政府から抑えられ、自治省が、自分の担当しておる地方税法というものについて知事会に意向を酌み取つてリーダーシップをとるんじやないですか。そうして、詳しく述べませんけれども、当時の税調の答申はどうですか。税調は二つぐらいの案を出しているのですよ。二つぐらいの案で、そして、國の方で税金を取るようになつたらばその三二%はね返るのだから自治省も協力しますか、協力しましよう、おそらく分けもらえるならば協力しましようとしつぽを振つて言つたじゃないですか。それはちゃんと税調の答申に書いてありますよ。

事ほどさように、やつてはおらぬと言つたけれども、間違いくな全国知事会を抑えた。確かに一つやるようによく、これは法人の事業税でありますから、分割しなければならぬ部分がありますから、分割するについては自治省がある程度指導しなければいかぬ。同時に、各県が足並みをそろえなければいかぬ。そろえることを決意したわけですかね、できなのはずはありません。やらなかつたのは、自治省のリーダーシップが足らなかつた。まあ悪く言えば抑えて、そうしてだんごもちの四分の一ばかりを切つてもらつて、それもいただけるならばありがとうございますというわけで外形課税をやらせなかつたのでしよう。そうじゃないですか。

消費税をつくるという構想も中にあつたわけですが、いまして、地方財源としても相当安定的な外による収支が入ってくるということが予想されました。そういう議論がこの知事会案が実現できなかつた一つのところにはなっているのであります。うふうに私どもとしては考えております。

○細谷(治)委員 あなたの方で殊ら事業税は物税であるとばちゃんと決めておきながら、一般消費税と絡み合わせたところに混乱しているのはあなたの方の方です。事業税というのは経費として落とされているのですから、これは税ですよ。ですからこれと混同される必要はありません。一般消費税という問題が起つたって、そんなものとこれは性格が違うのですよ。基本性格が。基本性格が違うと思いませんか。どこかで何か背中合わせにするとか、シャムの双子みたいな格好だと理解しているのですか、いかがですか。

○鴨根政府委員 確かに税の性格といたしましては、物税としての事業税というものと一般消費税とは税の性格が厳密には違うということは間違いないわけでございます。ただ、現在の事業税が実際の徴収の方法が所得に着目して徴収がなされておるという問題がござります。一方、一般消費税におきましては、所得課税ではもちろんございません。外的に附加価値なり、あるいはいろいろな方式はござりますけれども、そういった外的的に売り上げ等によって決まつてくるものでござりますので、そういう方法で、従来、外的な標準に基づいて何か事業税を安定的に確保するという方法なり目的なりが満足されることにもなるではないか、そういう意味で一つの代替性があると申しますか、そういう議論がなされたものと考えます。

○細谷(治)委員 代替性があると考えるところに問題があり、今日の混乱があり、そして東京や大阪のように税構造がかなり根本的に変わつて来るような原因者に残念ながら自治省がなつてゐるわけですよ。

そこで大臣、ここまで來たので過去は問わぬですが、これはやはりきちんとしなければいかぬと思うのですよ。

関根局長、あなたの部下が書いた本を読んだ。私は大変参考になりました。最後のところがちょっと、その辺になるとこんがらかっておるのですよ。やっぱり一般消費税、何か課税ベースの広いものと絡み合つたような、残念ながら私は、論文については敬意を表するのです。書くなと言うのではないのですよ。やはり堂々と確信を持つて書くべきですよ。ただ、最後のところになると、あなたより若い人が書いたのだけれども、若い人というのは理論的に割り切つていかなければならぬわけですが、その辺になると少し漏つてきておるわけですよ。残念に思うのです。しかし、この際思い直してきちんとしていただきたい、こう思います。

そこで、最高責任者である大臣、これは外形課税一〇〇%ということで出発したのが付加価値税であります。言つてみますと、今言われておる外形課税は、法律に書いてあるのはそのままであります。すぐでもできるのです、来年からでも。それをやらないところに問題があるわけですが、ひとつ大臣の決意——この間の大臣の非常に明快な決意、私以上にすつきりしておつたから私は敬意を表しておる。参議院でもそれを言つていただけました。ですから、この問題は、地方自治を守ることならば全国知事会が五十三年に決議をしたのを実践に移す、そしてその経過措置、経過期間のところの方は後でまた議論します、きょうは時間がありませんから。そう私は思うのでありますがないでしょ。

傾けた御意見をいただきまして大変勉強になりました。

いたきたいと思ひます

事業税の外形標準課税の導入などを初めとするこれまでの御意見につきましては、私もちよつと地方団体から聞いたこともございますし、地方税源の確保を図つていくことから考えますれば、これはできるだけ早くこういうことを導入するようにしなければならないという考え方になつてゐるわけでございます。しかし、この問題は、企業関係税あるいは間接税その他税制全般に関連する問題ではないかと思いますし、こういうことを導入すれば、考えますと、すぐこれを導入して実現に移すということは、これはなかなか今ここでできるといふことを申し上げるだけの知識も条件も環境もございません。

細谷さんのおつしやつた御意見は全く貴重な御意見でありますし、この問題はこれから真剣に検討させていただくということでひとつ御理解をいただきたい、このように思つております。

○細谷(治)委員 私が申し上げておるのは、これから税制調査会にかけてこれをやつたらどうですか、こういうことを言つておられるわけじゃないのですよ。現行法で、大臣がやる決意をすれば、そして積極的に指導すれば、そしてそれは既に五十二年のときにできた準則があるわけですから、これを実施に移しさえすればできるわけですから、それをやつてみませんか、やつていただけませんか、やつてべきじゃないですか、こういうことを私は申し上げておるわけです。

私はかりじやありません。この本に四つの点を東京都の財政の問題として言つております。これは大阪も当然ですよ。最後のところに「法人事業税に外形課税の導入が促進されるべきである。」これが四つのうちの一つであります。そしてその裏づけとして、こういうことだからやつてほしいのじやない、信用できぬということじやありません。これは立派な労作です。ぜひひとつやつて

最後に
一?
。

いただきたいと思います。
時間がありますから、最後に一つ。
この本を読んでみじみ私が思つたのは、せつ都の産業構造の変化からいつてどうしてもこれかくつくつた事務所、事業所税というのも、東京実現してやらなければ税に穴があいている、こういう感じがいたしました。そこで、事務所、事業所税については今人口三十万以上のところはやつていいということになつてゐるのですけれども、これはそういう対象がある限りにおいては、人口が幾らなんということを線を引く必要はないと私は思いました。大臣、とほけてちよつと初耳だなあんということで答弁したがらぬでしようけれども、まず関根局長いかがですか。

○関根政府委員 事業所税につきましては、現在
在へ人口要件が三十万以上の都市だけに課税権が
与えられているわけでござります。御指摘のとおりでござりますが、地方団体からは、いま少し基
準を下げて、二十万程度ないしはそれ以下、ある
いはまた別な観点から、都道府県厅所在都市にお
いてはたとえ十万程度の都市であつても課税権を
与えるべきではないかという議論がございまして、
て、私どもは基本的に課税対象、課税団体の範
囲を拡大をしていかたい、そのことによつて地方
税源の充実にも寄与していきたいという考え方を
持つて、各方面にいろいろと折衝をし議論の対象
にしていただいているわけでございますが、現時
点に至るまで残念ながらまだ拡大についてのコン
センサスを得られていないという実情にあるわけ
でござります。

て、その集積の利益を受けている企業があるではないか、一方、集積によつて都市環境等に弊害を

及ぼしている、そういう害悪を発生させている面もあるではないか、そういうふた面から、都市整備財源としてこの事業所税を考えたという経緯もあるのでございますから、都市集積も全然ないようなところまでこれを一挙にまんべんなく広げてしまうということについては、これは基本的に税の性格を変えるものであります、非常に大きな問題があるのであるのではなかろうかというふうに考えております。

○細谷(治)委員 集積の利益を受けておる、そこに目的税としてのこの税を設けたということである。一体集積の利益というのは何でしようか。事業所税を取る資格を持つておる福島県の、日本一大きいわき市は取つてないそうですよ。取ると言面倒くさいからと言つたとかなんとかというのですが、取つていらない。ほかに財政的な余裕があるのでしよう。あそこは事業活動の大きな企業がありますからね。集積の利益というのは、一つの会社でも一つの系統の工場でも、そこでもう十分に享受することはできるわけですよ。

ですから、対象の法人がある限りにおいては、人口が幾ら以上ならば集積の利益がある、人口三十万以下では集積の利益がないと決めつけるのはいかがかと私は思うので、これはやはり都市税制の中の一つの問題点でありますから、ぜひひとつ御検討をいただきたい。

聞くところによりますと、五十万から三十万にするときに、何か税制調査会は、もうこの次に三十万を下げてもらうなんということは言いなさんなよと、そういうことを条件に三十万に下げようということが決まつたとか決まらなかつたとか言われております。確かにうわさにあるように、税調のその部分を詳細に読んでみますと、どうもその影があるような字句が入っているのですよ。税制というのはそんなものじゃありません。合理性があり、根拠のあるものについては、抽象的ではなく、マクロではなく、きちんと具体的に処理す

べきものだと私は思つております。大臣、この点もひとつお聞かせいただけませんか。

○田川国務大臣 事業所税の拡大につきましても引き続き検討させていただきたい、このように思つております。

先ほど来御指摘のように、自治省だけでできる問題があるじやないかというお話をございますけれども、とにかく税制全般にわたつての検討をいろいろしなければならない問題もありまして、御要望に沿うよう段階になかなか至りませんけれども、きょうの御意見伺いまして、私ももつと真剣にこういう問題は取り組んでいかなければならぬという感じを強く持つようになりました。引き続き検討をしてまいります。

○細谷(治)委員 時間がなくなりましたが、この点は地方税制、ひいては地方財政あるいは地方分権の確立に大変重要なポイントの一つと理解して、理事の皆さんのが御努力いただいて、いろいろ問題点がありますけれども、問題を絞つて修正案を出す運びになつて、こう承つております。ぜひひとつ修正を通していただくとともに、いつ、自治省は修正案があろうとなからうとでござるのですから、やつていただきたいことを切望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大石委員長 次に、草野威君。

○草野委員 私は、ただいま審議されております地方税法の改正案につきまして、住民税減税の問題を初めといたしまして何点かお尋ねをいたしたいと思ひます。

初めに、住民税の問題でござりますけれども、はつきり申し上げまして、今回の住民税減税につきましては非常に多くの問題があろうかと思います。したがつて、私ども国民の立場から見ますと、決して素直に喜べる減税の内容とは到底言いがたい、このように思います。

私どもは、今回の減税に当たりまして一兆四千億円、すなわち所得税一兆円、住民税四千億円、このようないわゆる要求をしたわけでございまして、その

内容からいえばほど遠いと言わざるを得ないと思いません。先ほど大臣の御答弁を伺つておりましたところ、住民税三千億減税は与野党が一致して行つた、こういうような御答弁があつたようですがあります。与野党が一致して行つた、もしこれが私の聞き違いでなければ、決してこのようなことではないと思いますので、この点をまず御訂正をいただきたいと思います。

〔委員長退席 白井委員長代理着席〕

○田川国務大臣 言葉が少し足りなかつたかもしれませんけれども、与野党合意の中でてきた、こ

ういうふうに私は認識をしております。

○草野委員 今回の住民税、内容を見てみますと、いろいろ問題点があるかと思います。所得税減税とともに与野党合意との関係、また景気浮揚との関連、また物価上昇等による実質増税の調整が不十分である、こういう問題、また減収補てんのための大衆増税、また内容的にも、先ほども議論がございましたけれども最低税率のアップ、こういうことで非常に上に厚く下に薄い、こういう内容になつてていると思われます。したがつて、低所得の人々にとりましては極めて恩恵が薄い、国民の期待を裏切る減税内容である、私どもこのように思われるを得ないわけでございます。特に、住民税につきましては年内減税が見送られたほか、五十九年、六十年、この二カ年にわたりまして実施されているために、所得税と違ういろいろな問題が生じてきているのではないかと思われます。

そこで、まず税務局長に伺いたいわけでござりますが、先ほどの御答弁の中に、最低税率アップの問題につきまして、税率構造をなだらかにするためには今回のような大幅減税のときにやらなければ困難である、こういうようなお話をございまして、決して低所得の人々に対してのみ厳しくするような内容にはなつていらない、こういうような御答弁がございましたけれども、この点はいかがですか。

○関根政府委員 最低税率の引き上げにつきま

では、これは先ほどの御議論にもございましたように、住民税の本来の性格からいたしまして、地域に要する経費を広く住民が分担をしていくといふことはよくない、できるだけなだらかなうような性格を持つてゐるわけでございますので、所得税のように所得再配分を主たる機能として持つてある税とは違いまして、余り急激な累進税率をとるのはよくない、できるだけなだらかな累進税率、多少の累進税率を入れたような、いわばどちらかというと比例税率に近いような形で分担していただくのが望ましいんだという基本的な考え方を持つてゐるわけでございます。

ただしかし、そういうなどらかな税率を実現いたしましためには、現在の住民税の税率そのものの絶対的な水準が非常に低いわけです。最高税率でも市町村民税一四%、県税を入れまして一八%、国税が今度上を引き下げまして七〇%にいたしますが、下げましてもまだ七〇%ですから、それとの開きは非常に大きなものがあるわけでございます。この最高税率を住民税では下げて平らにするとわけにいきませんから、やはり地方の自主税源を拡充するという必要性も一方にござりますので、でき得れば最低税率、現在二%という極めて低い税率水準にあるものを多少上げることによって、なだらかな累進構造を実現させたいといふことでございます。

○関根政府委員 今お話をございましたような現象は、実は昨年の暮れに成立をいただきました住民税の特別の減税が、五十九年度には本格減税の上に乗つたような形で両方同時に行われるわけでございます。したがつて、平年度ベースの減税規模で申し上げますと、端数は捨てまして、五十九年度には今御審議いただいております本格減税三千億と昨年の特例減税六百億、合わせました三千六百億の減税が行われるわけです。六十年度になりますと、特例減税は単年度限りの減税でござりますから、これはなくなりまして、本格減税の三千億分だけが残る、こういう形になりますので、五十九年度の住民税の税額と六十年度の税額とを比較いたしますと、逆に六十年度の方が高くなるという階層が出てくることは事実でございます。

ただ、もちろん本格減税同士で五十九年度と六十年度とを比較いたしますと、当然のことながら大体機械といふことになるわけです。五十九年

けれども、しかしながら低所得者の場合、これはいろいろ問題があろうかと思うのですね。例えば給与所得者で夫婦と子供二人の世帯を見てみますと、こういう問題が起きてくると思います。

例えば年収一千万円の方、五十九年の改正税額は七十一万九千九百円、六十年は七十一万八千百円、このようになつております。しかしこざいますけれども、五十九年は若干三百万の世帯について見ると、五十九年は三万四千五百円、六十年は三万五千六百円と、税金はふえているわけです。五十九年、六十年を足した場合にはそれはもちろん減税でしようけれども、五十九年と六十年、この二カ年を比較した場合には、六十年は増税となつております。しかもこれは五百万とか一千万とかいう高所得者の場合ではなくて、三百万クラスの世帯におきましては、世帯構成が他の世帯構成と同じであつても六十年の方が増税になつていている、これは一体どういふわけでしょうか。

○草野委員 これは今の御説明ではちょっと納得

できない面があるのであります。

○草野委員 これは今は御説明ではちょっと納得

○草野委員 この問題やめようかと思つたのですが、さういふことはございませんけれども、私どもが今回減税の方法を決めるに当たりましては、上に厚く下に薄くいたしまして、軽減率といふ形で率を出しております。現に、減税率と申しますか、今までの税額、減税後の税額、その間の減少する税額とを比較いたしまして、軽減率といふ形で率を出しておりますけれども、軽減率を見ましても低所得層の方がはるかに高く仕組まれているわけでござります。三百万円の段階では、昭和六十年度完全に平年度化いたしました段階で二二・一%の負担軽減割合になつております。五百万円が一〇・二%、七百万円が五・七%、一千万円で三・三%、二千万円で一・二%という形で、これは所得税の方の軽減割合の所得段階別の数字もだんだん上に行くに従つて薄くなるというような仕組みになつておりますが、それと同じように下の方の軽減割合を高めるというような形で仕組んでいるわけでございまして、決してお話をございました上厚下薄というようなことはならないと考えております。

また、〇・五%の最低税率の引き上げは、最低税率の引き上げといいますといかにも低所得層の税率を上げるというような感覚でおとりの向きもござりますけれども、これは決してそうではございません。すべての納税者に対して最初の所得段階では税率を上げるという仕組みでございますので、低所得者だけのものではない、全納税者に影響を与えるものであるわけでございます。確かに設例のように、翌年度給料が上がりまして収入金額がふえた場合に、その段階で実際手取りの額がどうなるかということを、必ずしもお示しいただいた的確な数字を手元に持つておりませんけれども、その具体例につきましては私どもいろいろ試算をいたしておりますけれども、減税のやり方の大原則に従いまして軽減割合が下に厚く出でてくるような形での減税をやつてはいるわけでござります。

五十九年と六十年を比較した場合、五百萬、一千萬の收入のある世帯においては税額は六十年度が減つてゐるんです。三百万の收入の家庭の人たちは、六年の方があえているんですよ。だからおかしいじゃないか、こう言つているのです。今あなた方の説明は私は納得できません。

○関根政府委員 六十年度と五十九年度との減税額の比較をいたしますと、それは所得階段でもいろいろな変化が出てきます。なぜかと申しますと、五十九年度は六百億の特別減税がまず上に乗つてゐること、それが六十年度にはなくなる、こういう仕組みになつてゐる影響が出てまいります。それからもう一つは、給与所得控除の影響が昭和六十年度になりまして初めて住民税のはあらわれてまいります。その関係で六十年度から最低税率の引き上げが動き出すような仕組みになつております。五十九年度では最低税率の〇・五%の引き上げは動かさない、こういう仕組みで現在税法を組んでおります。

います。五十八年度に比べまして四百七十三億円の増加しております。もちろんこの中には生命保険料控除等の住民税減税の関連もあるとはいえ、極めて大きいと思います。

そこで、大臣にお尋ねいたしますけれども、この非課税措置の問題、先ほども、政治不信の原因は税の不公平から起きたんだ、またこの非課税措置の問題につきまして、今後どのような方針で進めていかれるか、まず所信を伺いたいと思います。

○田川国務大臣 地方税の非課税等の特別措置につきましては、先ほども具体的に申し上げました通り、既得権や慢性化の排除に努めるという観点から今後も見直しをやってまいりつもりでございまして、明年度の税制改正に当たりましては、実態に応じた見直しを行いまして、できる限り合理化を行おう、このように考えております。

○草野委員 五十九年度の税制改正によります整理合理化の状況を見ますと、企業関係に限りませんが、既得権や慢性化の排除に努めるという観点から今後も見直しをやってまいりつもりでございまして、明年度の税制改正に当たりましては、実態に応じた見直しを行いまして、できる限り合理化を行おう、このように考えております。

さらに、特別措置の適用期限が切れてもこれを単純に延長しているものが見受けられます。企業関係で言いますと、五十八年が二件に対しまして五十九年は十二件と激増しております。そして、それも固定資産税とか不動産取得税、こういうものに比較的多いように思われます。果たして延長すべき必要性があつたのかどうか、十分に検討されたのかどうか疑問に思われるを得ません。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○関根政府委員 非課税等特別措置の整理合理化につきましては、私ども、昭和五十年代に入りましたときに地方の財政が厳しくなりましたことも一 方にございまして、一生懸命努力を続けてきたところでございます。ただ、既に相当の件数につい

て整理合理化が進んでまいっておりますので、残りましたものにつきましては、非課税等特別措置といいましてもそれいろいろな政策目的があるわけでございまして、貯蓄の奨励でありますとか、あるいは中小企業対策でありますとか、あるいはまた住宅建設の促進でありますとか、そういった他の政策的からこれを一挙にやめてしまふということができないような性格のものが比較的多いわけでございます。そういうことで、既に相当の整理が進んでいる段階でございますので、毎年毎年件数がふえていくということが実際問題としてできないわけでございます。

なお、いろいろな個別の項目につきましては、去年に比べてことしの方が企業関係の整理合理化の金額が減つたではないかというお話をございますけれども、それぞれ対象が違うわけでございまして、例えば去年期限の切れた問題とことし期限の来る項目とは違うわけでございますので、そのとき廃止してもしかるべき特別措置の期限切れがたまたま多ければ、廃止、整理合理化も多く実現できる、こういった兼ね合いになつてくるわけでございまして、一律に去年の件数がどういうことでことし減つてきたのかというふうに算数のような形で出てくるものではございません。それぞれ一つ一つの項目がばらばらにございますので、それらについて個別に検討をいたしまして、期限の到来するものの延長等についての適否を判断をしているわけでございます。

○草野委員 いろいろお話をございましたけれども、内容を見ますと、やはり再検討をしていただきたいたい、こういうふうに思われるものが幾つかあるのではないかと思うのです。

課税標準の特例措置の適用期限の延長または縮減合理化、この中で例を申し上げますと、地下路外駐車場の家屋に係る課税標準の特例措置、駐車場ですね、現在四分の一でございますけれども、これを今回六十一年三月三十一日まで延長する、こういうようになっておりますけれども、この地下駐車場の場合、事業収益という面から考えて

も今回の単純延長はいかがなものかな、このように疑問を持たざるを得ないわけでございます。

そのほかにもいろいろあります。全部時間がなくて申し上げることはできませんけれども、公害防止設備に係る課税標準の特例措置の対象設備の範囲の縮減云々とありますけれども、この公害防止設備につきましても、公害防止は既に企業の社会的責任、このように言われておるわけでござりますので、これの単純延長はどうかと思います。そのほか幾つかござりますけれども、これらの点につきましてもう一度検討をするべきじゃないか、このように思いますが、この点は要望にどめておきたいと思います。

次に、電気税の非課税措置の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

この委員会でもしばしば議論されているわけでございまして、現在七十九品目、課税可能額の二〇%を占めていると言われております。また、ある市におきましては非課税の割合が七五%にも達しているということで非常に問題になつております。

今までの整理件数を見ておりますと、五十一年に八件、五十二年に七件、五十三年四件、五十五年三件、五十六年二件、五十七年はゼロ、五十八年一件、そして五十九年も一件と次第に減少をしております。どのような検討をしてこの整理品目を出しているのか、この点についてひとつ御答弁をいただきたいと思います。昨年の場合は焼が廃止されております。五十九年度は人工軽量骨材が整理品目の対象になつているようですが、けれども、どのような角度から検討してこれを廃止しているか、まずこの点についてお伺いいたします。

○関根政府委員 産業用の電気につきましての非課税措置につきましては、その産業用電気が製品の製造のための製造コストの中で相当高いウエートを占めている産業でありますとか、あるいはまた国民経済に及ぼす影響が相當大きな産業である、国民生活を維持するために重要な基幹的な産

業である、こういったようなものについて非課税措置を講じておるわけでございます。

したがつて、逆にこの非課税措置から外すといふことは、そういう要件に該当しなくなつたものから順次外していくという考え方をとつておるわけでございます。例えば製品のコスト中に占める電気料金の比率が最近低下してきたとか、あるいは昔は国民生活上非常に必要な物資であったけれども、最近は代替物資等が出てまいりまして余り必要でなくなつたとか、そういう産業の性格の変化に応じまして逐次差し支えないものから整理合理化を図つていく、こういう考え方に基づいて進めております。

ただ、今申し上げました製品コスト中に占める電気料金の割合が下がつてきたというようなものは最近ほとんど数がないわけでございます。御指摘がありましたように、去年焼をやりまして、こ

とし軽量骨材を整理するということにしておりましたが、これらは製品コスト中に占める電気料金の割合が減つたからといふのはなくして、むしろ実際にそれらが産業界なり国民の日常生活に占めるウエートというものがそれほど重要でなくなつた、いわば重要産業でなくなつたというような観点から整理をしたものでございます。

○草野委員 もう一点点伺つておきます。「電気税の産業用非課税の品目一覧」、こういう表がございました。この表は自治省で作成されたものでありますね。この表は従つてちょっと伺いたいと思います。この表でござりますけれども、これは昭和五十八年度の表でござりますけれども、十年ほど前の昭和四十九年度の表と比べてみると、電気料金の比率は余り動きがございませんけれども、四十九年度は余り動きがございませんけれども、五十八年度には一

うようになつたものもあるでしょうし、逆に電気を余り使わなくなつたというような新しい製造工程を採用したというものもあるうかと思います。

そういった関係で私どもは通産省と協議をいたしまして、最近におけるこういった産業の実情を調べていただきまして、それに基づいてこの表を作成をいたしておるわけでございます。実態をほぼ正確に反映しておるものと考えております。

ただ、お尋ねの、何項目といいますか、どれだけのものが移動したのかという数字、ただいまの段階では、ちょっと資料がございませんので御弁ができかねるわけでございます。

○草野委員 通産省おいでになつてますか。

一通産省でおわかりになりますか。

○藤原説明員 電気税の非課税品目につきまして、毎年生産数量とかそのコスト、製造原価とかの実態調査をいたしております。

ただ、今先生のおつしやられるような資料を手元に持つております。もし必要あらば、後で調べて提出したいと思います。

○草野委員 この約十年間に二度にわたる大きな石油ショックがあつたわけですね。ですから、どの企業でも省エネということを念頭に置いてこの対策を非常に大規模に進めてきたと思うのです。

私の調べによると、昭和四十九年と五十八年とを比べますと、五%から一〇%未満であったものが、この一つ上のクラス、一〇%から二〇%このクラスに移動したもの、これがすごくたくさんあるのですね。二十品目ぐらいあるのじやないですか。

○藤岡説明員 御質問の焼についてお答えいたします。

現在、焼の生産量は千六百五十一トンでござります。それから、コストの中に占める電力量は四五・六%という調査結果が出ております。

○草野委員 ただいまお話をありましたように、生産金額が非常に少ない、廃止の理由の一つはこ

ういうことはなかつたかと思うのです。先ほどお答えいたしました。

現在、焼の生産量は千六百五十一トンでござります。それから、コストの中に占める電力量は四五・六%といふ調査結果が出ております。

○草野委員 ただいまお話をありましたように、生産金額が非常に少ない、廃止の理由の一つはこ

ういうことはなかつたかと思うのです。先ほどお答えいたしました。

現在、焼の生産量は千六百五十一トンでござります。それから、コストの中に占める電力量は四五・六%といふ調査結果が出ております。

○草野委員 ただいまお話をありましたように、生産金額が非常に少ない、廃止の理由の一つはこ

ういうことはなかつたかと思うのです。先ほどお答えいたしました。

○草野委員 それとの製品によりまして製造工程等が変わつてしまつまして、電気を余計使

ますか。それと、移動したというのはどういうわけでしょうか。

○草野委員 それとの製品によりまして製

討はされておりますか。

○関根政府委員 確かにほかにも生産量がそれほど大きくなるものもあるかと思います。私ども

といたしましては、通産省を通じましてそういうものにつきましてできる限り整理合理化の対象にしていただきますよう、従来からもお願いをして、これからもそういうお願いをして極力整理合理化を進めていかたいというふうに考えております。

○草野委員 確認をしましたように、この表は自治省でつくった表ですよ。これをつくった以上は責任を持つてもらわなければいかぬですね。何でも通産省任せというのはいかぬと思いますよ。

もう一件お尋ねしますけれども、通産省、先ほど税務局長が生産量とか生産金額が非常に少ないために廃止しても国民经济に影響がない、このようにおっしゃいました。例えば、この七十九品目の中では生産金額が年間十億円以下のもの、こういうものはござりますか。

○藤原説明員 生産金額が年間十億円を下回るものという御指摘でございますが、今手持ちの資料で見てみますと、二品目程度見られます。

ただ、私どもの立場を申させていただきますと、生産金額が非常に小さいものでございまして、例えば非常に重要な還元剤を構成しておるもの、あるいは他の産業に対しまして添加剤と申しますが、そういうものを構成しておるもの、あるいはレアメタルと申しますが非常に希小金属を構成しておるもの、そういうものがございまして、いざれも私ども国民经济上大変重要な物資であると

いうふうに考えております。

○草野委員 具体的にお尋ねしますけれども、例えればアセチレン、それから水素、金属マンガン、これはそれぞれ生産金額が十億円内外でございまして、この七十九品目の中では非常に少ないもの

じゃないかと思うのですね。こういうものを対象から外すことは国民经济に非常に大きな影響を及ぼす、そのように考えておられますか。

○藤原説明員 お答えいたします。

例えばアセチレンでござりますけれども、これは合成繊維とか接着剤とか土壤改良剤等に用いられるものでございます。あるいはポリビニールアルコールの原料あるいは金属の溶接及び切断等、

広範な分野に使用されております重要な製品であるというふうに考えております。

○草野委員 三つ言つたんですよ。

○藤原説明員 水素につきましては、例えば重質油分解装置というのがござりますけれども、これは重油にいくべきところを……

○草野委員 そんなことを聞いているんじゃないんですよ。国民経済に影響を与えるかどうかということを聞いています。

○藤原説明員 ですから、水素は、重油を灯軽油、A重油にもう一度戻す、そういう装置がございま

す。それに添加剤として使われるということです。それには添加剤として使われるということです。

○藤原説明員 まさに重要な物質である

そういうふうに考えております。

それから三番目の品目につきましても、これも

チタン等の還元剤として用いられるというふうにありますので、私ども、非常に重要な物質である

そういうふうに考えております。

それから三番目の品目につきましても、これも

チタン等の還元剤として用いられるというふうにありますので、私ども、非常に重要な物質である

そういうふうに考えております。

ただ、私が立場を申させていただきますと、生産金額が非常に小さいものでございまして、

企業の収益が減るから、私はそういうことに尽きたのじやないかと思います。あるいはボリビニールアルコールの原料あるいは金属の溶接及び切断等、

ことをやめられないのは、これは単純なんです、企業の収益が減るから、私はそういうことに尽きたのじやないかと思います。あるいはボリビニールアルコールの原料あるいは金属の溶接及び切断等、

企業の収益が減るから、私はそういうことに尽きたのじやないかと思います。あるいはボリビニールアルコールの原料あるいは金属の溶接及び切断等、

○草野委員 三七%くらいというお話をございました。

○関根政府委員 実は第九次の四四・六%に達し

べきところは見直すように今後とも努力をしてまいります。必ずしも企業のためということではないと思ひます。原料の値上げになるとか、原料課

税になつて消費者に転嫁されるんぢやないかとか、いろいろ理由があつたと思ひます。

○草野委員 しかし、見直すべき点はこの際積極的に見直して、非課税措置を特別の措置ができるだけ少なくしていくという努力はしていかなければならぬと思つております。

○草野委員 ゼヒその方向で御検討をいただきたい

か、いろいろ理由があつたと思ひます。

○草野委員 臨調答申によりますと、政府の産業助成につきましてこのように述べております。「産業活動等に対する行政の関与・助成を民間の主体性に持つことの困難な分野等に限定し、民間の自由かつ積極的活動を基本とした経済発展を図る必要がある」このように述べておるんですね。だから、電気税の非課税問題ですけれども、隠れた補助金であります。

○草野委員 私は、これであつてはならないと思ひます。したがつて、政府の産業保護行政の見直しの一環として、この際、電気税の非課税措置を抜本的にひとつ改めていただきたい。要望いたします。

次に、地方道路の財源問題についてお尋ねを

いたいと思ひます。

昨年の閣議で決定されました第九次道路整備五

カ年計画では、地方単独事業、地方道路整備に重

点が置かれているために、地方道路特定財源比率

が第八次の四四・六%から大幅にダウンしている

と言われております。第九次ではどのぐらいにな

るでしょうか。

○草野委員

現在の道路目的税につきましての変更がない場合には、三七%程度になるものと

ですが、仮に第九次の地方道路特定財源比率を第八

次並みにするためには、事業費はどのくらい増加させなければならないでしょうか。

○草野委員

予算額を上回る状況になつております。その累積額は、昭和五十九年度分を含めると約四千億

程度になるわけでございます。道路特定財源は、

受益者負担あるいは損傷者負担の考え方のもと

に、道路整備に充てるため道路利用者に特別の負

担を求めているものでござりますので、このよう

な状態は甚だ遺憾なことだというふうに受けとめ

ております。

○草野委員 今お話をございましたように、四千

億円余が一般財源として流用されている。そこで建設省と大蔵省の間で覚書といいますか、何か話し合いか行われているようございますが、六十年度には一般財源に繰り入れないこととし、具体的な方策を今後検討する。このように約束をしていふるというふうに聞いておりますけれども、このことは事実でございましょうか。もし事実であれば、どういう方向で検討されているか、ひとつお尋ねしたいと思います。

○三木説明員 先ほど申し上げましたような事態を踏まえまして、五十九年度予算編成時におきまして、建設大臣、大蔵大臣の間で、この自動車重量税の取り扱いにつきまして覚書を交わしております。自動車重量税につきましては、制度の創設の趣旨、経緯から、今後とも道路特定財源としての原則に従つて運用を行うということで了解したことろでございます。

これに基づきまして、昭和六十年度予算編成におきましては、ただいまお話をございましたように、こういった事態を回避するための具体的な方策について両省庁で詰め合つたということになつております。これはまだ着手しておりませんが、予算成立後、概算要求時までの間に鋭意詰めたいといふうに考えております。

○草野委員 これから詰めるということをございますが、ともかく今後地方の道路整備を積極的に進めていかなければならぬ。こういう中で第九次地方道路特定財源の比率が現在低下をしておる。一方、自動車重量税が余っている、オーバーフローの状態である、しかもこれは五十九年までじゃなくて六十年度においてもオーバーフローしているのではないか、このように言われているわけでございます。したがつて、この財源を地方道路財源に振り向けるのじやないか、私はそのように思います。

先ほど御答弁がなかつたようでございますけれども、今まで一般財源に流用した分、いざれにしてもそれが返されることになると思いますけれども、今後の問題として、道路事業費をどうやって

ふやしていくか、また、それでなければ重量税の税率そのものを引き下げるのか、またさらに地方道路財源に振り向けるのか、いろいろな問題点が出てくると思いますけれども、建設省のお考えを聞いてお尋ねしたいと思います。

○三木説明員 先ほど落としてしまいましたが、既にオーバーフローしております四千百億につきましては、五カ年の経過期間中になるべく速やかに返すということで財政当局と約定をしておるわけでございます。

そういう状況でございますが、ただいまのお話のように、具体的な方策ということになりますと幾つかの御議論があるわけでございまして、ただいま先生お話しのような、三つほどお伺いいたしましたが、それにつきましては一つ一つ検討させていただきまして結論を出させていただきました。いというふうに考えております。

○関根政府委員 自治省いたしましては、地方の道路特定財源が極めて低い水準にあるということから、これをできるだけ引き上げていただきたいという考え方を持っておりまして、従来から関係各省と、お願いを申し上げたり折衝を続けたりしているところでございます。

自治省独自の特定財源といたしましては、軽油引取税と自動車取得税があるわけでござりますが、これらの税率等の引き上げを図るという方法ももちろん検討をしていかなければいけないと考えますが、例えも自動車取得税などは税率を相当引き上げましてもそんなに多くの財源が得られないというような制約もあるわけでござりますの

大臣は、創設すべきである、このように考えているのか、いや、おれは反対である、このように考へているのか、そういう点と、もう一点は、この運転免許税はいろいろと難しい問題があろうかと私は思ひます。そこで、初めに大臣からお話しいただきたいと思うのは、運転免許税といふのは一体どういうような性格の税金になるのか、この二点、ひとつお願いいたします。

○関根政府委員 税の性格の御質問がございましたので、その点につきまして私の方から答弁させていただきます。

税の性格といたしましては、権利創設税といふ分類になるかと思います。これは、学者先生等に私どもでいろいろと税の分類上の御議論をいただきましたときにそういうお話で、大体整理できだしませんが、その点につきまして私の方からお話しをいたしましたときにはいたしませんが、仮にオーバーフローしているような状況でありますれば、国税の特定財源を含めて全体として何とか地方の道路

私は国家公務員長をも兼ねておりますので、あなたもよく御存じのように警察庁と自治省とはこの問題について意見が違うのでございまして、そういう意味で、私がここで自分の意見を申し上げるというのもちょっといかがなものかと思うので

よう、この財源の比率を高めるために、この際、国、地方間の道路特定財源の配分割合にひとつ積極的に努力をしていただきたい、このように要望をいたしまして、この問題を終わりにいたしました。

最後になりましたけれども、わずかに時間がございましたので、大臣にお尋ねをしたいと思います。運転免許税の問題でござります。

過日の本会議の席上におきまして、大臣の御答弁を伺つておりました。それによりますと、道府県税として創設すべきである、こういう意見がある、また一方、これを導入することは適當ではない、こういう意見もある、こういうようなお話でございました。そこで、きょうは大臣のお考えをここではつきりとひとつお述べいただきたいと思います。

大臣は、創設すべきである、このように考へているのか、いや、おれは反対である、このように考へているのか、そういう点と、もう一点は、この運転免許税はいろいろと難しい問題があろうかと私は思ひます。そこで、初めに大臣からお話しをいただきたいと思うのは、運転免許税といふのは一体どういうような性格の税金になるのか、この二点、ひとつお願いいたします。

○関根政府委員 税の性格の御質問がございましたので、その点につきまして私の方から答弁させていただきます。

まず、今局長が言われました、運転免許税といふ税の性格といたしましては、権利創設税である、こういうことです。うものは権利創設税である、こういうことです。御勘弁をお願いいたしたいと思います。

まず、今局長が言われました、運転免許税といふ税の性格といたしましては、権利創設税である、こういうことです。うものは権利創設税である、こういうことです。御勘弁をいただきたいと思います。

まず、今局長が言われました、運転免許税といふ税の性格といたしましては、権利創設税である、こういうことです。うものは権利創設税である、こういうことです。御勘弁をいただきたいと思います。

まず、今局長が言われました、運転免許税といふ税の性格といたしましては、権利創設税である、こういうことです。うものは権利創設税である、こういうことです。御勘弁をいただきたいと思います。

す。

草野さんよく御承知のように、運転免許税をかける方の側からすれば、交通規制、交通安全対策等で地方公共団体の財政需要も急増しておる、そういうことも含めてやはり運転免許を受ける方には十分の負担をしていただこうじゃないか、こういう議論になつてくるわけでございます。また、

反対の理由としては、運転免許といつの事柄からすれば、これは税金を取るべき筋合いのものではないという意見になるわけでございます。また、運転免許のほどをお願いいたしたいと思います。

○草野委員 はつきりした御見解をただけなくしておられるので、私は運転免許を申し上げることはひとつお述べいただきたいと思います。

す。

また、実際に免許を新しく取得する場合に、その交付の手数料として千円、それから証紙ですか、手数料とあれで、たしか千円と二千円、両方足すと三千百円ですか、こういうものが税金として取られているわけですね。そのほかにまた今度これが取られるということになると、これは二重課税になつてくるのじゃないか、こんな問題もあるうかと思うのです。

それからもう一つは、臨調答申は「増税なき財政再建」ということを言われているわけでございりますけれども、その中に「全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということを意味している」と述べております。このことについては、昨年も山本自治大臣がこの委員会で同様趣旨の答弁をされております。そういう意味からいつて、運転免許税は租税負担率の上昇をもたらす新たな措置、新たな税目、このように言わざるを得ないのじやないかと私は思います。

そういうことで、結論として言うならば、このような取りやすいところから取るという大衆課税は絶対に導入すべきではない、私はこのように思いますが、最後に大臣の御所信をもう一回承りたいと思います。

○閣議政府委員 御質問の内容にいろいろございましたので、その点につきまして私から最初に御答弁させていただきます。

私も基本的に、ことしの税制改正で運転免許税を御提案申し上げているわけではございません。ただ、税制改正の段階で議論をしたというところでございますので、その点はぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、「増税なき財政再建」との兼ね合いでございますが、もちろん、小さな税ではあります

ても新規に税を設けますと、その分だけわずかではありますしも租税負担率は上がつてくる、こういう影響が出てくるかと思います。しかし、仮に減税を実施いたしますときにその財源としてこう

いつた税がこしらえられるといった場合には、必ずしも常に「増税なき財政再建」の考え方に対するものにはならないというふうに考えております。

○田川国務大臣

先ほど申し上げましたように、非常に微妙な立場でございまして、草野さんのおつしやることもよくわかるわけでございますけれども、運転免許税について、これをやらない方がいいかやる方がいいかという私の意見だけは御勘弁いただきたい。草野さんの御意見も十分踏まえてということでひとつ御理解をしていただきたいと思うわけでございます。

今、自治省の税務局長が申し上げましたことも頭に入れて、そして警察庁と自治省とでこの問題はよく話し合って結論を出していただきたい、このよう思つておりますので、ひとつ御理解のほどをお願いいたしたいと思います。

○草野委員

時間が来ましたので、ぜひ運転免許税は導入をしないという方向で御検討を賜りましたことを強く要望して、終わります。

○大石委員長 岡田正勝君。

ような取りやすいところから取るという大衆課税は絶対に導入すべきではない、私はこのように思いますが、最後に大臣の御所信をもう一回承りたいと思います。

○閣議政府委員

今回のこの法案の審査に当たりまして、国民党は白けた気持ちで見ているのではないかと私は心配をしておる一人であります。内容を見てみますと、まさに減税はちょっとびりで増税はたっぷりということであります。

そのことについてはたくさんの方からそれぞれ御質問がありましたが、私はちょっと観点を変えまして、不公平税制を正すという意味から個人企業と法人企業の税負担の公平のためを認めると、この解決がつきましたが、青色専従者の完全給与制が認められました。事業主報酬が認められないのは、同族会社に比べて非常な不公平というべきであります。この事業主報酬を認めよという声は、今や青色申告だけではございません。全国の中小企業諸団体の共通した要望をあります。

○岡田(正)委員

今回この法案の審査に当たりまして、国民党は白けた気持ちで見ているのではないかと私は心配をしておる一人であります。内容を見てみますと、まさに減税はちょっとびりで増税はたっぷりということであります。

○岡田(正)委員

そのことについてはたくさんの方からそれぞれ御質問がありましたが、私はちょっと観点を変えまして、不公平税制を正すという意味から個人企業と法人企業の税負担の公平のためを認めると、この解決がつきましたが、青色専従者の完全給与制が認められました。事業主報酬が認められないのは、同族会社に比べて非常な不公平というべきであります。この事業主報酬を認めよという声は、今や青色申告だけではございません。全国の中小企業諸団体の共通した要望をあります。

○大石委員長 岡田正勝君。

ような取りやすいところから取るという大衆課税は絶対に導入すべきではない、私はこのように思いますが、最後に大臣の御所信をもう一回承りたいと思います。

○閣議政府委員

今回のこの法案の審査に当たりまして、国民党は白けた気持ちで見ているのではないかと私は心配をしておる一人であります。内容を見てみますと、まさに減税はちょっとびりで増税はたっぷりということであります。

○岡田(正)委員

そのことについてはたくさんの方からそれぞれ御質問がありましたが、私はちょっと観点を変えまして、不公平税制を正すという意味から個人企業と法人企業の税負担の公平のためを認めると、この解決がつきましたが、青色専従者の完全給与制が認められました。事業主報酬が認められないのは、同族会社に比べて非常な不公平というべきであります。この事業主報酬を認めよという声は、今や青色申告だけではございません。全国の中小企業諸団体の共通した要望をあります。

○吉住政府委員

事業主報酬制度の問題にお答えする前に、若干お時間をいただきまして、事業税の性格からお話をさせていただきたいと思います。

○吉住政府委員

事業税は、御承知のように、事業活動が行われます場合には地方団体からの行政サービスをその事業活動に伴つて受けるという点に着目いたしまして、事業活動の規模に応じまして一定の御負担をいたくという性格の税金であるというふうに認めた。そこで、青色申告会の方々はその不公平といふべきであります。この事業主報酬を認めよという声は、今や青色申告だけではございません。全国の中小企業諸団体の共通した要望をあります。

○吉住政府委員

そこで、中小企業厅も小規模企業対策としてこれまで第二に、やはり先ほどの細谷委員の御質問を取り上げまして、昭和四十七年には与野党がこの改正を公約するような形となり、自民党においても多年の懸案である事業主報酬の創設を行なっております。

○吉住政府委員

そこで、中小企業厅も小規模企業対策としてこれまで第二に、やはり先ほどの細谷委員の御質問を取り上げまして、昭和四十七年には与野党がこの改正を公約するような形となり、自民党においても多年の懸案である事業主報酬の創設を行なっております。

に特典を与えるというものでありますと、昭和五十四年現在の数字でありますと、青色申告者の数は三百六十五万人に上つております。その普及率は五二%に及んでおります。そのうち、みなしだ人の届け出は七・一%でありますと、約二十四万

人であります。また、戦後、個人企業から法人企業に組織変更するいわゆる法人成りが相次ぎまして、現在もどんどん続いております。戦後は十万社と言われたのが、現在では百五十万社にまで上つております。しかも、その三分の一は資本金が五百万円未満の個人類似法人でありますと、全法人の半数は赤字法人という状態であります。

どうしてそういうことになつてきたのかというこの法人成りの原因でありますけれども、会社には確かに法人成りの税金が安くなるよということで法人成りがどんどんふえておるのであります。なぜ安くなるか。これは、事業主は社長報酬が取れますし、奥さんや子供さんも役員あるいは社員として報酬や給与が取れるというわけであります。したがつて、個人企業は事業主と家族が一家総ぐるみで働きながらの労働価値はゼロであります。

まことに、家族の労働価値はゼロでありますと、事業主一人の所得として集中課税されるからそれを取りまして、事業税の計算に事業主報酬を認めても、事業主の労働価値はゼロであります。その結果、昭和二十九年には奥さんも専従者に認めるという解決がつきましたが、青色専従者の完全給与制が認められました。事業主報酬が認められないのは、同族会社に比べて非常な不公平といふべきであります。この事業主報酬を認めよ

ます。そして、事業主報酬と家族従業者給与を認めよと、事業主一人の所得として集中課税されるからそれを取る、こういう仕組みであります。そこで、青色申告会の方々はその不公平を訴えます。そして、事業主報酬と家族従業者給与を認めよと、事業主一人の所得として集中課税されるからそれを取る、こういう仕組みであります。

○吉住政府委員

事業税は、御承知のように、事業活動が行われます場合には地方団体からの行政サービスをその事業活動に伴つて受けるという点に着目いたしまして、事業活動の規模に応じまして一定の御負担をいたくという性格の税金であるというふうに認めた。そこで、青色申告会の方々はその不公平といふべきであります。この事業主報酬を認めよ

断行することを決定いたしましたが、残念なるか、政府の税調におきましては反対の答申をいたしましたので、この二つの意見が合意立ちになつたため、あの有名なみなし法人課税制度ができる上に特典を与えるというものでありますと、昭和五十四年現在の数字でありますと、青色申告者の数は三百六十五万人に上つております。その普及率は五二%に及んでおります。そのうち、みなしだ人の届け出は七・一%でありますと、約二十四万

人であります。事業主報酬制度が創設されたのを受けて、翌年の地方税法改正で住民税にもみなし法人課税制度が

認められて今日に至つております。

ところが、残念ながら、事業税計算には事業主報酬制度が認められておりません。そこで、事業主報酬制度は個人企業と法人企業との税負担の公平を図るために青色申告者が要望をしてきたのであります。

ここから、東京都内の青色申告者の方々が都知事に認められておりませんが、その要望がなかなか通らないという

ことから、東京都内の青色申告者が要望をしてきたのであります。事業主報酬制度の計算に事業主報酬を認めても、東京地裁で敗訴いたしましたが、東京高裁に控訴してしまつた。しかし、先月十五日、高裁は控訴を棄却しました。

事業主報酬制度が認められておりませんが、この事件を自治省として扱つておられます。事業主報酬制度は個人企業と法人企業との税負担の公平を図るために青色申告者が要望をしてきたのであります。

申しますと、所得にかえて、例えば付加価値でありますとか、あるいは資産額でありますとか売上額でありますとか、そういうものを課税標準に使う可能性というのは一般論としてはあるわけでございます。現行法としては所得をその課税標準としている。こういう性格を持つていて税であるということを前提にいたしましてお答え申し上げますが、そういうことで現在は所得を課税標準にいたしておるわけでござりますけれども、先ほど申しましたように、同じ事業活動については同じように扱いたいという趣旨から、委員御指摘の事業主の報酬につきましてはこれを必要経費に算入するといふようなことを仮に認めるといった場合には、まず、その事業主の意思によりまして、かなりの程度、必要経費の額が人によって違つてくるという問題が一つにはござります。二つには、先生今青色の場合をおっしゃつたわけであります。が、白色につきましてはこれはいかんともしがたい問題でござりますので、そういたしますと、青色の事業主相互間、あるいは青色と白色との間に差が開いてくるという問題がございまして、同じような事業規模につきましては同じような負担をしていただくと申しました先ほどの事業税の性格からいたしまして、基本的には、事業主報酬制度は事業税になじまないというふうに私どもは考えております。

ただいまの御質問は、現在最高裁に上告されております事件についてどう考えるかという御質問でございましたが、何分訴訟係属中の問題でございますので、それに対する考え方をお答えすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、それにおまじで私どもの基本的な考え方をお答えいたした次第でござります。

○岡田(正)委員 それではこの問題に関連をして、東京地裁の判決文をちょっと読みますから、それについて感想を述べていただきたいと思います。「現行税制では事業主報酬は認められないが、

申しますと、所得にかえて、例えば付加価値でありますとか、あるいは資産額でありますとか売上額でありますとか、そういうものを課税標準に使う可能性というのは一般論としてはあるわけでございます。現行法としては所得をその課税標準としている。こういう性格を持つていて税であるということを前提にいたしましてお答え申し上げますが、そういうことで現在は所得を課税標準にいたしておるわけでござります。が、どう思われますか。

○吉住政府委員 判決の批判になる部分はお答えを差し控えさせていただきたいと思いますが、私どもの基本的な考え方といいたしましては、先ほど申しましたように、まず後段の住民税、所得税にみなす法人課税が認められておりまして、人税であるからそれは認められておるというのが私どもの考え方でございまして、物税である事業税には、先ほど御答弁申し上げましたように、なじまないものであるというのが私どもの考え方でございます。

それから、その同族会社、いわゆる法人成りと個人を比較して不公平かどうかという点でござりますけれども、これはいろいろの御意見はあるうかと思ひますけれども、現在、法人の事業税と個人の事業税の間には、税率でありますとか課税標準でありますとか、いろいろの差がございます。

○岡田(正)委員 例え、今のこの青色申告者の事業主の報酬の控除、これが昭和五十二年に二百二十万になりましてそのまま据え置きですよ。それで、片やほかの方はどうどん、どんどん上がっております。常識的に見て、これは税務署が判定するのですから、べらぼうな、社長さんだからといって何億も報酬を取つてよろしいなんて、そんなことは許されおりません。大体今のところの平均は四百四万円。だから、これはもう恐らく公務員と同じぐらいじゃないでしょうか。公務員より低いのかな。今、全国のサラリーマンの平均年収というのは約三百六十七万円ですから、サラリーマンの平均より高いと高い四百四万円、これが事業主の報酬として、いわゆるみなも、仮に法人にならうとすれば、その道が閉ざされているわけではないということも一言申し添えさせていただきたいと存じます。

○岡田(正)委員 ちよつと時間が惜しゅうございまますから、次に進ませてもらいます。

原告の主張する同族会社、いわゆる法人成りですね、「同族会社と比べて不公平であることは理解できるし、また所得税、住民税に適用されないみなし法人課税制度のその立法の趣旨は事業税にも妥当する。しかし、これは立法府の問題である、こう結んであるのです。法律学者の人たちの御意見によれば、これは完全に青色申告会の提訴が勝つていて、中身は勝つていて、あとは政府の問題だ、こういうふうに言つておるのであります。が、どう思われますか。

○吉住政府委員 判決の原因と承知をしておるのであります。この事業税に事業主報酬を認めない現行税制の今まで、個人企業と法人企業の税負担が公平になつていると自治省は考えていましたが、いま一度お答えください。

○吉住政府委員 さきにお答えを申し上げましたように、法人事業税と個人事業税は、税率、課税標準その他いろいろ差があるわけござりますが、全体として個人対法人の負担はそれで均衡がとれておる、なおかつ、法人になりたい人は法人になる道は開かれているということでございまます。

この事業主報酬の問題は、個人企業と法人企業との税負担の公平を求めることにありまして、店頭会計と奥の会計とを区分しておられる青色申告者を会社並みに取り扱うということは理で、我が党を始め各党が理解をいたしまして、昭和四十八年から所得税でこれが認められ、翌年には住民税で認められたのであります。事業税においてのみ認められず現在に至つております。これが訴訟の原因と承知をしておるのであります。

この事業税に事業主報酬を認めない現行税制の今まで、個人企業と法人企業の税負担が公平になつていると自治省は考えていましたが、いま一度お答えください。

○吉住政府委員 さきにお答えを申し上げましたように、法人事業税と個人事業税は、税率、課税標準その他の事業所得、これに對して所得税を納めていたたまつて、事業税を納めていたたいている人々を分子にいたしまますと、三割程度でございます。つまり、潜在的な納税者のうち三割だけが事業税を納めていたたまつて、事業主の年平均所得は、おつしやいましたように大体四百万をちょっと超えるかと思いますけれども、そのうち二百二十万お引きするわけござりますから、大体もう半分以上といふことに相なるわけでござります。

以上の二つの理由から、もちろん個人事業者の方々が控除額を引き上げるとおつしやるお気持ちは理解できないでもございませんけれども、以上のような二つの数字から見ましても、ほぼまだ妥当な水準を維持しているといふふうに私どもは認識をいたしておりますとともに、何分厳しい地方財政の現状に顧みて、現在のところは御辛抱をいたきたいというのが私どもの気持ちでございます。

○岡田(正)委員 ちょっと納得できませんので、後でまたそのことについて重ねてお尋ねしたいと思います。

現在、百六十万社と言われる法人の中で資本金五百万円未満の個人類似の零細法人が六五%もありますね。個人から会社に組織変更をいたしましたいわゆる法人成りが依然として多いのも、税金対

策のためだと言われております。このような法人成りを抑制するということよりも、経理を明確にしている青色申告者を会社並みにすること、みなし法人課税を事業税にも適用することが課税公平の原則に合致をし、中小企業の經營近代化にも役立つと私は思うのであります。この意味で、いまだに事業税に適用していないことは残念であります。

○吉住政府委員 事業主控除制度は、御案内のとおり、戦後実は免税点の制度として発足いたしました。

した。ただ、免稅点の制度でございますと、免稅

点を少し上回つただけですぐに税負担を生ずるとい

う問題もございまして、これが基礎控除という

ことに変わりまして、その後名前を変えまして事

業主控除額という名前で今日に及んでいるわけでござります。

その性格は何かと申しますと、これは別に法律

にそう明確に規定をしているわけではございませんけれども、設けられたときの経緯その他から申

しまして、事業主の勤労性の部分に配慮した、概

括的に事業主の勤労所得としての部分を控除して

いくのだという趣旨が一部入っていることは確か

であろうかと思います。ただ、全体といたしまし

ては、いずれにいたしましても事業主の税負担を

軽減するという、こういう性格を持つてているとい

うことでござります。

○岡田(正)委員 今のお説明を聞いておりますと、

概略的に勤労性を考慮しているのだというふうにおっしゃいますが、事業主控除というものは事業主

報酬の概算的な控除だと今まで言られてきているのですね。今の御説明でも概略的にと、まあ言葉

は違いますけれども、概算的にという意味ですね。この概算的にというのは、記帳しておりますせんわゆる白色申告者、この人たちにはこれは適

用すると思いますね。だが、きちようめんに記帳しております、しかも所得税をちゃんと払っておる、税務署の方に税金を納めておる白色申告者、特にみんな法人ですね、それを選択して、現に事業主報酬を支払い、経理をしておるわけですね。その経理をしておる白色申告者は適用しない、通用しないというのはちょっとおかしいのじやありませんか。

もちろん、私ども、白色申告者の方々が記帳義務を守られて納税に協力していただいている点につきましては、これは十分敬意を表したいというふうに考えております。ただ、何度も申し上げるが、何度も申し上げるが、やはり低い額ですね。民

性から見まして、青と白との差別が出ること、その点は困るということを私どもは申し上げているわけでございまして、それは何も白色申告者を白色に比べて何か不当に差別しようということではございませんで、それはもっぱら、先ほどから申し上げております事業税としての性格、物税としての性格、同じような事業活動をやつていらっしゃる方は青白を問わざる程度の御負担をお願いしたいという基本的な考え方から來ているわけございまして、青色申告者がやつていらっしゃる経理のための努力、これを否定しようという趣旨ではございません。御理解をいただきたいと思

うならば、言葉は悪いかもわからぬけれども、一番ラフなことをやつておる方ではございませんか。そういう人ときょうめんに帳面をつけておる白色申告者との間に差が生じてはいけないという思いやりですね。私はこれは間違った思いやりではないかと思っておるのであります。

この事業主控除は、事業主報酬ができる直前の昭和四十七年には六十万円でありましたが、事業主報酬ができた四十八年には八十万円、その翌年の四十九年には大幅に上げて百五十万円、今の東京の訴訟が提起された五十年には百八十万になり、さらに五十二年には二百万、五十二年には二百二十万と毎年引き上げられてきました。それから二年まで二百二十万で据え置きですね。

この額は世間の給与水準に比べて、先ほども公務員の皆さんのことあるいはサラリーマンの皆さん

のことを言いましたが、かなり低い額ですね。民間給与、公務員給与に、低いけれどもスライドして引き上げられてきたのですけれども、五十二年からは据え置き、こういう現状では、一般的のいわゆるサラリーマンの人の給与水準よりもかけ離れたものになっていますね。いやしくも事業主たるものになっていますね。いやしくも事業主たるもののが一般のサラリーマンの人の半分の報酬といふのは、理屈が通るのでしょうか。何で六年間そのまま二百二十万で据え置きにされておるのか。

その理由は何でしょうか。

○吉住政府委員 たびたびお答えを申し上げておりますように、いわゆる営業所得ないし事業所得者の中での程度の方々に事業税を納めていただいているかと申しますと、三割程度にすぎません。これは残り七割の方は、つまり事業主控除制度あるいはその他専従者控除制度によりまして事業税がかかつてないということござります。

そういう全体の事業をやつていらっしゃる半分以上の方々、これが事業税の課税対象になつていな

いという実態から申しますと、あるいは先ほど申

しましたように、その四百万、これはもちろん経費を引いた残りのネットの所得でございますから、給与所得者の場合と直接比較することは大變深い深い御理解がありますね。記帳も何もしておつたら同じ扱いをしなくちゃいかぬ、その間に差別があつてはいけない。白色申告者に対して大変深い深い御理解がありますね。記帳も何もしていなければなりません。聞けば

用すると思いますね。だが、きちようめんに記帳しております、しかも所得税をちゃんと払っておる、税務署の方に税金を納めておる白色申告者、特にみんな法人ですね、それを選択して、現に事業主報酬を支払い、経理をしておるわけですね。その経理をしておる白色申告者は適用しない、通用しないというのはちょっとおかしいのじやありませんか。

もちろん、私ども、白色申告者の方々が記帳義務を守られて納税に協力していただいている点につきましては、これは十分敬意を表したいというふうに考えております。ただ、何度も申し上げるが、何度も申し上げるが、やはり低い額ですね。民

性から見まして、青と白との差別が出ること、その点は困るということを私どもは申し上げているわけでございまして、それは何も白色申告者を白色に比べて何か不当に差別しようということではございませんで、それはもっぱら、先ほどから

申し上げております事業税としての性格、物税としての性格、同じような事業活動をやつていらっしゃる方は青白を問わざる程度の御負担をお願いしたいという基本的な考え方から來ているわけございまして、青色申告者がやつていらっしゃる経理のための努力、これを否定しようという趣旨ではございません。御理解をいただきたいと思

うならば、言葉は悪いかもわからぬけれども、一

番ラフなことをやつておる方ではございませんか。そういう人ときょうめんに帳面をつけておる白色申告者との間に差が生じてはいけないといふのは、どうも薄弱で納得がいきません。聞けば

うちの二百二十万をお引き申し上げるということございましてから、そういう実態から申しますが、現在のところ、事業主控除額はほぼそれで妥

当な額であろうというのが私どもの考え方でございます。

○岡田(正)委員 しつこいようであります、特に、中小企業庁が昭和五十九年度

に、本年は久しぶりに所得税、住民税の各種控除が引き上げられました。この事業主報酬は相変わらず据え置かれていますね。この理由は一体何

でしょうか。特に、中小企業庁が昭和五十九年度

に、本年は久しぶりに所得税、住民税の各種控除

が引き上げられました。この事業主報酬は相変わらず据え置かれていますね。この理由は一体何

でしょうか。特に、中小企業庁が昭和五十九年度

に、本年は久しぶりに所得税、住民税の各種控除

が引き上げられました。この事業主報酬は相変わらず据え置かれていますね。この理由は一体何

でしょうか。特に、中小企業庁が昭和五十九年度

に、本年は久しぶりに所得税、住民税の各種控除

が引き上げられました。この事業主報酬は相変わらず据え置かれていますね。この理由は一体何

でしょうか。特に、中小企業庁が昭和五十九年度

一般的の法人よりも事業主報酬というものを半分に抑えつけておる、それをもし同じように認めたら個人事業税もう壊滅だ、これは地方自治体がえらいこっちゃ、こういう関係からどうもおっしゃっているようだと思つてあります。

そこで大臣、我が党といたしましては、事業主報酬とともに事業主控除の問題をさらにこれから掘り下げていきたい。これは真剣にやらぬとかわいそだと思うのです。一般的の常識から考えましても、いやしくも事業主ですよ。いやしくも事業主が年収二百二十万というのは常識で考えられるでしょう。そういう関係を私どもさらに掘り下げて検討してまいりたいと思つますが、自治省も至急にひとつ検討していただきたいと思うのです。大臣のお考へはいかがでありますか。

○田川国務大臣 先ほど来、岡田さんのお話を聞いておりまして、ごもつともな点も随分ございました。それから自治省の立場として、事業税の性格あるいは個人事業税の税収の問題その他ございまして、審議官から答弁したとおりでござりますけれども、大変貴重な御意見でもございまして、これで研究課題として勉強してまいりたい、このように思つておりますので御理解していただきたい。

〔委員長退席、白井委員長代理着席〕

○岡田(正)委員 ありがとうございました。せつかくひとつ勉強していただきたいと思います。

それは、記帳義務を義務づけようと申てもなかなか聞いてもらえない、それをやろうとする悪者が扱いをされる、そういうところにいわゆる税の不明朗さがあるわけですね。だから、記帳義務を課して、いささかの恩典、ちょびっとの恩典を上げようというので青色申告制度、いうものが始まつたわけでございましょう。その青色申告をやつている人に、国がやつてくれ、やつてくれといつて獎勵をされて、田舎の方に行きますと、町の入り

口に「この町は青色申告の町です」という大きな看板を掲げているほどでございますね。そこまで個人事業税も一生懸命になつて奨励をいたしております。そこで大臣、我が党といたしましては、事業主報酬とともに事業主控除の問題をさらにこれから掘り下げていきたい。これは真剣にやらぬとかわいそだと思うのです。それが不満ならみなし法人という道がいいそだと思うのです。一般的の常識から考えましても、いやしくも事業主ですよ。いやしくも事業主が年収二百二十万というのは常識で考えられるでしょう。そういう関係を私どもさらに掘り下げて検討してまいりたいと思つますが、自治省も至急にひとつ検討していただきたいと思うのです。大臣のお考へはいかがでありますか。

○田川国務大臣 先ほど来、岡田さんのお話を聞いておりまして、ごもつともな点も随分ございました。それから自治省の立場として、事業税の性格あるいは個人事業税の税収の問題その他ございまして、審議官から答弁したとおりでござりますけれども、大変貴重な御意見でもございまして、これで研究課題として勉強してまいりたい、このように思つておりますので御理解していただきたい。

○吉住政府委員 そのように聞こえては大変困ります。それから自治省の立場として、事業税の性格あるいは個人事業税の税収の問題その他ございまして、審議官から答弁したとおりでござりますけれども、大変貴重な御意見でもございまして、これが大変貴重な御意見でもございまして、このように思つておりますので御理解していただきたい。

○岡田(正)委員 ありがとうございました。せつかくひとつ勉強していただきたいと思います。

それは、記帳義務を義務づけようと申てもなかなか聞いてもらえない、それをやろうとする悪者が扱いをされる、そういうところにいわゆる税の不明朗さがあるわけですね。だから、記帳義務を課して、いささかの恩典、ちょびっとの恩典を上げようというので青色申告制度、いうものが始まつたわけでおわびを申さなければなりませんけれども、何度も申し上げていますように、法人と個人は基本的に、もちろん所得の捕捉でありますとかいろいろ問題はござりますけれども、制度全体としては均衡がとれているものというふうに考えております。法人を選択しようが個人事業でいらっしゃる人は、青色申告につきましては、所得税に準じて取り扱つていいまします。その意味におきましては、所得税に比べて青色申告につらく当たつているということはないわけでござります。

誤解を招いたとすれば、私の言葉が足りなかつたわけでおわびを申さなければなりませんけれども、何度も申し上げていますように、法人と個人は基本的に、もちろん所得の捕捉でありますとかいろいろ問題はござりますけれども、制度全体としては均衡がとれているものというふうに考えております。法人を選択しようが個人事業でいらっしゃる人は、青色申告につきましては、所得税に準じて取り扱つていいまします。そのためには、所得税と課税最低限との差がありますが、これは何で差があるのですか。

○岡田(正)委員 住民税と所得税との課税最低限との差がありますが、これは何で差があるのですか。

○吉住政府委員 一口で申し上げますと、住民税と所得税の税の性格が違う、そこから出てきています。

○岡田(正)委員 住民税については、今申し上げましたように、一定の地域に住む住民が、その地域に要する公共的な事務に要する経費をみんなで広く分担し合おう、こういう性格のいわば会費的なものであります。一方、所得税の方は、これはもちろん國に要する経費を分担してもらうという性格ももちろんありますけれども、しかしそれだけではございません。

いませんで、いわゆる所得再配分ということを非常に色濃くその機能の中に持つてゐる、そういう性格の税であるわけでございます。

所得再配分的な機能を持つてゐる税ということになりますと、その課税最低限を著しく低く設定いたしますと、本来再配分をして与えてやらなければならぬ所得階層からも逆に税金をいただいてしまうというような関係もあるものですから、これは相当程度課税最低限を上に設定いたしませんと本来のそういう性格に反するような結果になるわけでございます。それに引きかえて、やはり互いに分担し合おうという性格の住民税におきましては、所得税の場合よりも相当低く設定をすべき筋合いのものだというふうに考えております。

○岡田(正)委員 ちょっと私はわからぬのですが、地方の場合だつたら地域で必要な経費をお互いに応分の負担をしていこうではないかというような関係がある、国においては所得の再配分という問題もある、こういうようなことをおっしゃいますが、結局は、難しいことをおっしゃっているけれども、一番最初にちよろつと言われた、生活水準も上がつてきておりままでこれは変えなければならぬということをおっしゃつたが、要するにその人が人間として最低の生活が営まれる、その最低の基準がいわゆる課税最低限ではないですか。生きていくための費用にまで税金をかけるといふのではないのですか。

○関根政府委員 私どもは住民税を考えます場合に、住民税の課税最低限というのはイコール生活できる生活費の最低限、これがイコールで結ばれるようなものである必要はないというふうに考えております。要するに、直結するものではないといふうに考えております。

ただ、もちろん税をお願いし課税をするわけでございますから、その人の担税力というものは当然考えていかなければなりませんし、担税力を考へます場合には、収入がどの程度であるのか、あるいは生活のために支出すべき金額がどの程度に

なるのか、残りがどの程度あるのかないのか、その辺のところは当然考へていかなければならぬものというふうに考えておりまして、基本的には

所得再配分任といふ本來の性格を踏まえなが

ら、そのときどきの経済情勢ももちろん考へる、それから生活水準等も考へておられます。それに

よつて賄われておる地方団体の行政経費との兼ね合いで財政状況といふものも当然考へなければいけない、そういうだらもろの要素を加味して設定をしているということをございます。

○岡田(正)委員 今度の税法改正の中で、なぜ最低税率を二%から二・五%に上げたのでございましたか。

○関根政府委員 最低税率を二%から二・五%に上げさせていただいたわけござります。これは実は先ほどから御議論をいたしておりますように、地方の自主財源の拡充をやつていかなければならないというのでは、長い間の地方団体または私たちに課された課題であるわけでございます。

税でもそうございますが、今後も個人所得課税というのは地方税の中的な役割を担つていく重要な税であるうと思います。地方税の充実といふものを図つておきますためには、個人の所得課税についても、ストレートに増税するという意味ではありませんが、しつかりと守つていかなければいけないというふうに考へておるわけでございます。

そういう中で、現在の住民税の最低税率は市町村税分で二%と極めて低い水準にある。また最高税率も一四%でございまして、国税の改正後の七〇%と比べましても大変低い水準にある。これを美は市町村の所得課税といふものをできれば充実をさせるという方向で物を考えますと、税率についてもほどほどに引き上げていくことがでござりますから、その人の担税力といふものは当然考へていかなければなりませんし、担税力を考へます場合には、収入がどの程度であるのか、あるいは生活のために支出すべき金額がどの程度に

して考えますと、やはり負担率がなだらかな方がよろしい、非常に高い税率で負担をしている人と非常に低い税率で住民税を負担している人があるということは必ずしもよくない、できるだけなだらかな形がいいことですが、なだらかにす

る方法といたしましては、最高税率を下げる方法と下を多少上げる方法とあるわけでございます。

しかし、現在の時点で最高税率を下げるというわけにはまいりませんので、この際、なだらかにするという方向に向けて多少の修正を最低税率の引き上げということで國させていただいたというこ

とでございます。

しかし、税率の引き上げというのは、当然のことながらほかの条件を同一にしておきますと増税になつてしましますから、先ほども申し上げましたように、相当規模の減税をやるときに、課税最低限を引き上げることによってベースが上がつてくるわけでございますから、上がつてくれれば、そこであ多少の最低税率の引き上げをやりましても結果として増税にならないような形でやることがでありますから、今回の減税に際しまして最低税率の引き上げをさせていただいた、こういうことでござります。

○岡田(正)委員 そういたしますと、税率の適用区分、あれで最低の課税所得が今まで三十万円以下が二%となつてきましたね。それを今度は二十万円以下が二・五%となりましたね。それも以下同文でございますか。

○関根政府委員 税率適用区分の不整合なところが今までございましたので、それを今回手直しをさせていただいたわけござります。いわゆる通常 brackets の刻み方といふのは、最初の税率が適用される段階を例えれば五十万なら五十万といたしますと、その次の税率は六十万とか、その次の税率は七十万になるとか、だんだん広がつていくの

が所得税制を組む場合の原則であるわけです。

ところが、私どもが現行の住民税の刻み方を見ると、途中で逆転現象が起つておるわけでござります。

その際に、負担分任的性格を持つておる税と

ざいまして、現在、三十万で最初のプラットト

がありまして、その次が十五万になりました縮むわけです。その次が二十五万、それからもう一回三十万に戻る、最初が広くて、途中が低くなつて、

また上がっていく、こういうちょっと変な形になつております。これは実は昭和五十五年のときから、今回の減税に際しまして、増税にならない

の減税、課税最低限を引き上げるときに、内部から財源を生み出さなければならないという苦しい制度がござります。

そしてこれは、先ほども申し上げましたように、個人所得税制を組む場合の原則にやや反するやり方でございますので、今回減税を実施する相当程度の減税を実施するときに、これも下手にいじりますと、何もほかの条件を変えないでいじりますと、増税になつてしまつて、増税にならないから、今回の減税に際しまして、増税にならないよう形で本来の姿に戻させていただいた、こういう形での改正でございます。

○岡田(正)委員 時間がありませんから、それでは次に行かせていただきます。

大臣、ちょっとお尋ねしますが、今度出された住民税の減税、これは私どもの要求の七割に相当するのでござりますが、これで十分と思っていらっしゃいますか。

それから、これは事務当局の方からお答えいただいてもいいのですが、この住民税の対象となる納税人口、一人当たりの減税額は幾らでしようか。

○関根政府委員 納税義務者の数は約四千二百万

人でございます。したがつて、対象になる人数と方財政の現状から見て妥当なものであるというふうに思つております。

○岡田(正)委員 この減税の見返りといつしまし

て、自動車税と法人住民税の均等割の引き上げで、中でも軽自動車税、自動車税が大口でございますね。

三千三百の自治団体があるのですが、その自治団体ごとにいうことになつてくると相当なアンバランスが出てくるのじやないかと思うのであります。そのアンバランスが出た場合にどういう手当をされるおつもりか、お聞かせをいただきたいと思います。

○関根政府委員 今回の減税の財源といたしましては、二本の柱で、法人住民税均等割と自動車税、軽自動車税の税率の調整ということをお願いしておりますが、自動車関係で減税額をカバーをいたしましたのは、減税額の大体四三%程度といふうに考えておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

増収措置の地域別のアンバランスの問題でございますが、本来ならば、いい税目があれば減税額とぴたり同じような増税項目を探したいところですが、必ずしもぴたりと合うものがございませんが、そういつた普遍性というものが十分考慮して考えたつもりでございます。今度の法人住民税等につきましては、比較的偏在度が少ないので、普遍性がわりかし高い、地方税としてはわりかし普遍性の高い税であると思つております。ございませんが、そういう普遍性は相当高いための税目の決定に当たりましては、それだけではございませんが、必ずしもぴたりと合うものがございませんが、必ずしもぴたりと合うものがございません。今度の課税につきましては、よく国税においては間接税の割合が低くて三割を割つておるということを言われませんように、國税と地方税が今大体七対三くらいでござりますが、必ずしもぴたりと合うものがございませんが、本当にどちらかというかどちらかといふうに考へておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

そういうことから、大体うまく全国的に各地方団体に均てんするような増収措置が得られるのではないかというふうに期待できるものではございませんといふことはとても期待できるものではございません。その際、不足額が出来ました団体につきましては、地方交付税等の配分を通じまして地方財政の運営に支障の生じないように措置を講じてま

りたいというふうに考えております。

○岡田(正)委員 地方税源の確保の問題というのほどなたもおっしゃつておることであります。この地方税源の確保という問題についてこれから先どんな工夫をしようとしていらっしゃるか、腹づもりがあつたらお答えをいただきたいと思いま

す。

○関根政府委員 大きな問題といたしましては、先ほどから御論議をいただいておりますように、法人関係税の国と地方との配分を見ますとやはり

国への偏りが非常に大きいわけでございますから、いま少し地方税について法人関係税の配分を手厚くできないだろうかというのが私どもの念願でございます。

それから、次の柱といたしましては、個人所得課税につきましても、先ほどもちょっと申し上げましたように、國税と地方税が今大体七対三くらいでござりますが、個人所得課税につきましても地方法の分を充実できないだろかということが一つの大きな検討課題でございます。

それで個人所得が配分されております。もう少し何とか個人所得課税につきましても地方法の分を充実できないだろかということが一つの大きな検討課題でございます。

○田川国務大臣 国の租税特別措置、いわゆる非課税措置につきましては、できるだけこれを地方に影響のないよう、整理すべきものは整理するよう努めてもらうように私どもは今後もやってまいるつもりでございます。

○岡田(正)委員 ありがとうございました。

○白井委員長代理 この際、午後六時四十五分まで休憩いたします。

午後六時十四分休憩

○大石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。経塚幸夫君。

○経塚委員 せんだつての大臣の所信に対します私の質問に大臣がお答えになりました際に、減税をやる以上は当然財源措置を講じなければならぬに置かれているわけでございます。もちろんストレートに課税ベースの広い間接税がすぐにできるとは考えておりませんが、いろいろな面から間接税のウエートの増強といったようなものについても我々としては検討を続けていかなければいけないであろうというふうに考えます。

主な税の分野について申し上げますと以上のとおりでございますが、細かい税につきましては

例えれば現在の非課税等特別措置のいわゆる不公平

税制と言われているものについていま少し整理合

理化ができないであろうかとか、あるいは利子配

当課税の問題等についても当面手を加えていかな

いことではありません。さらに、納稅環境の整備を

口実にしました納稅申告制度に対しまして問題もござります。恐らく、あれやこれやを検討いたしま

すと、今国会ほど、地方行政委員会におきましてこれだけ数々の、いわば住民にとって大変な負担になる法案が出てきたのも、そんなに再々あるこ

とにやらないのではないかと私は考えております。

したがいまして、以下幾つかの点についてお尋

ねをしていきたいと思いますが、まず最初に、國

民健康保険税の限度額の引き上げの問題であります。

○吉住政府委員 御指摘のように、国民健康保険税の課税限度額を七万円引き上げることを予定しているわけでございまして、御質問の趣旨は、それが可能なかどうかということでござりますが、御案内のように、あくまで法律の建前は課税限度額で、これ以上は取れないという天井でございまして、天井以下の場合ももちろんあり得るわけでございます。

○岡田(正)委員 せんだつての大臣の所信に対します私の質問に大臣がお答えになりました際に、減税をやる以上は当然財源措置を講じなければならぬに置かれているわけでございます。もちろんストレートに課税ベースの広い間接税がすぐにできるとは考えておりませんが、いろいろな面から間接税のウエートの増強といったようなものについても我々としては検討を続けていかなければいけないことをお聞きしております。さうして、かように答弁をされたわけであります。しかし、いろいろと精査をしてみますと、先ほど来論議されておりますように、住民税におきまして、最低税率の引き上げは実に二十一年ぶりであります。さらに自動車税の引き上げ率も、前回平均一〇%が今回一五%、特にミニバイクなどに至りましては四割の引き上げ。それから、国民健康保険税の限度額の引き上げも、過去十年を振り返ってみると一ないし二三万円程度であつたものが、今回は一挙に七万円の引き上げと

いうことがあります。さらに、納稅環境の整備を口実にしました納稅申告制度に対しまして問題もござります。恐らく、あれやこれやを検討いたしますと、今国会ほど、地方行政委員会におきましてこれだけ数々の、いわば住民にとって大変な負担になる法案が出てきたのも、そんなに再々あることにやらないのではないかと私は考えております。したがいまして、以下幾つかの点についてお尋ねをしていきたいと思いますが、まず最初に、國民健康保険税の限度額の引き上げの問題であります。

○吉住政府委員 御指摘のように、国民健康保険税の課税限度額を七万円引き上げることを予定しているわけでございまして、御質問の趣旨は、それが可能なかどうかということでござりますが、御案内のように、あくまで法律の建前は課税限度額で、これ以上は取れないという天井でございまして、天井以下の場合ももちろんあり得るわけでございます。

確かに從来から毎年一万円とか二万円とか引き上げてまいりまして今日に至つておりますけれども、その従来の趨勢から比較いたしますと、七万円というのは大幅であることは確かでございまして、天井以下の場合ももちろんあり得るわけでございます。

確かに從来から毎年一万円とか二万円とか引き上げてまいりまして今日に至つておりますけれども、その従来の趨勢から比較いたしますと、七万円というのは大幅であることは確かでございまして、天井以下の場合ももちろんあり得るわけでございます。

確かに從来から毎年一万円とか二万円とか引き上げを予定いたしておるわけでございます。それも同じような引き上げを予定いたしておるわけでございます。しかしながら、これらの引き上げの基礎になりましたものは、やはりほかの医療保険とのバランスを考えなければならぬといふことで、政管健保とのバランスからいたしまして、限度額で頭打ちになつてゐる人々の割合、これが政管健保なんかは非常に少なくなる予定でございまして、それとのバラン

で今回七万円引き上げるということにいたしました

わけでございます。

各保険者と申しますか、市町村におきましては、それぞれ被保険者の実態、あるいはこの保険税で調達すべき医療費の部分、その総額というようなものを押さえながらこれを設定してまいりますので、七万円引き上げて三十五万といふことで必ず各市町村が条例措置するものではございません。それぞれ実態に応じて可能な範囲で引き上げを行ふでありますと、それなりに可能であるかどうかの見方をいたしておきます。

○経営委員 もちろん、それぞれの市町村の実態に応じて引き上げることは言うまでもないことです。しかし、これだけ大幅な引き上げをやる以上は、一体市町村の実情はどうなつてあるのか、国の法律で制定する以上はそのことが市町村で実際に実現可能なかどうなのか、この見通しも立てずに、とにかく引き上げるだけ限度いっぱい引き上げておけばいいというような考え方かもし仮にあるとすれば、これは實に無責任な話だと私は思うのです。

例えば、現行の二十八万円できえ、私が調べましたところ大阪府下では四十四市町村中わずかに九市町村であります。あとはここまでよう引き上げ切つておらぬのですよ。東京都の場合は六十四区市町村のうち二十八万いっぽいまでやつているのはわずか十四でしょ。二十六万以下が五十あるんですね。これは徴収率と比較してみれば非常に明白なんです。全国平均の徴収率が確か九五%，あるいはそれを上回つておるかもわかりませんが、大阪市だとか京都市、福岡市などはいずれも九〇%ないし九二%。こういう悪い徴収率なんですね。このことと、最高限度額を決めましてもいっぱいいっぱい徴収できない、条例が制定でききない、こういう困難を特に大都市は抱えておるわけですから、そういう状況もよく判断をされて決められたのかどうなのか、私はこれは大変疑問に思つておるわけです。

特に無責任な発言をされておりますのは、きょうは厚生省の方に来ていただきおりませんけれども、

ども、二月九日に厚生省が全国の国保の主管部課長会議を開いているのです。この席上で阿部国保

課長がこう言つておられます。三十五万円に引き上げたことについて、「率直にいつて、全市町村が一齊に三十五万円まで一举にあげることは、まず不可能であると思うし、またくらめつぱう個々の市町村の運営をぬきにして上げなければならないとは思わない」、肝心の厚生省の担当課長が、事もあらうに全国の関係者を集めた席上で、まず不可能であると思うというようなことを口にのせながら、しかも三十五万円の限度額へ一举に七万円も引き上げるというのは無責任だと私は思ひますか。うは思ひませんか。

○吉住政府委員 既に御案内のことかと存じますけれども、先ほど申しました政管健保における標準報酬月額の最高額が現在四十七万円ということになつておるわけでございますが、厚生省におきましてはこれを七十一万円に引き上げる予定でおるわけでございます。そういたしますと、保険料の最高限度額が現在の二十四万五千円程度から三十七万円程度にまで引き上げられる、こういうことが一方において予定をされておるわけでございます。こういうふうにいたしますと、頭打ちの人々の割合が一%程度になつてしまつてございまが、これとのバランスにおきまして、国民健康保険税におきましても三十六万九千円に近い三十万円程度を最高限度額として今回改正をお願いしているわけでございます。横並びのバランスからいえば、ほぼ妥当な線ではないかというふうに考えております。

先ほど来御指摘いただいておりますように、可能かどうかという点でございます。数字がちょっと古うございますが、五十六年度當時、課税限度額は二十六万円でございました。その二十六万円を実際に採用していた市町村は、納稅義務者の割合で大体七四%程度がこれを採用しておられたわけですが、このころは、先ほど来御指摘のようになりますので、この当時の構成比が今回もそのま

ま妥当するとは思ひませんけれども、やはりある

程度の市町村におきましては三十五万を採用するでありますし、先ほどから問題になつておるわけあります、いわゆるその地域の実情と申しますが、例えば被保険者の所得階層分布のようないい見ますと、それなりに可能であるかどうかということは、その判断がそれぞれの市町村において可能であろうかと思いますし、それからさらにもう一点ぜひ御理解をいただきたい点は、もう先刻御承知のことだとは思いますが、国保税と申しますのはほかの税とちょっと違つて、それで調達しなければいかぬという総額は決まつております。それをして所得割でございますとか資産割でございますとか、そういうもので案分してそれが人々の納める税金の額が決まつてくる。つまり所得の高い人から高い税負担をいただければ、それが相対的に低い所得の人の税負担を減らす、總額が一定でございますから、まるでシーソーのように片一方でいなければ片一方は減るといふことでございますので、その辺は、所得階層というのは市町村によりましてまちまちでございましょうから、そういう階層の実態などを考慮しながらやつていただくことが適当である。

したがいまして、結論的に申し上げますと、可能かどうかということについて正面からお答えしたことにはなりませんが、やはりそれの実態に応じて対応をしていただくことが適当ではないのかということになろうかと思うわけでございます。

○経営委員 私がお尋ねしたことだけを簡明に答えていただきたい。今の答弁の最後にあなたがおつしやいましたように、可能かどうかといふことについてはお答えになつておらない。これは私は、先ほども申し上げましたが、何でもどこかでつじつまを合わせるためにこの際引き上げられるだけ引き上げておけばいいというような考え方だと、これは極めて無責任だと思うのですよ。その提案者の側の責任問題を私は改めて問うておるわけなんです。

そこで、これも簡単にお答えいただきたいので

すが、法案の中身は、三十五万円を超えてはならない、こうなつておるわけですから、これは幾らにしようというものは市町村の条例を制定して決めねをしたいのですけれども、限度額をかなり引き上げるわけですから、この際、従来十割給付されおりました国庫補助の公費減算、これは従来どおり十分の十当該市町村に対しても交付すべきだと思ひますが、その旨ひとつ厚生省に対しても要望されるお考えはございませんか。どうでしょ

か。
○吉住政府委員 御指摘でございますけれども、御案内のように今回減額基準を引き上げることでお願いをしたいと思つておるわけでございますが、これは厚生省とも相談いたしましてその軽減の基準を引き上げるということにいたしておるわけでございます。その折衝の過程におきましては、調整交付金で措置されるべきものと——十分の八、ということは実は私どもは耳にしていないところでございます。技術的な面だけお答えいたしました。

○経塚委員 今耳にしておらないということだったのですが、実際は、先ほど申し上げました全国の会議の席上でそういう発言をしたことが「国保実務」に記録されておるわけですね。したがいまして、今の段階であればまだ調整の余地はあると思いますので、ぜひひとつその点大臣の方から厚生省へかかるべく御要望をお願いしたい。いかがでしようか。

○田川国務大臣 私も初めて今お伺いしたことでお尋ねをいたします。

○経塚委員 次に、納税環境の整備の問題についてお尋ねをいたします。

これはもう申し上げるまでもなく、個人事業所得者等に係る帳簿それから書類の保存を義務化しようとするものであります。これが実施されるということになりますと、年所得百一、三十万台の小零細所得者も帳簿あるいは書類を保存しなければならない、こういうことになるわけでありますから、この事務自体が大変だらうと思います。

そこで、お尋ねをしたい第一点は、納税者に対してそれだけの義務を課する以上は、保管された帳簿とか書類を調査し、そしてそれに基づいて課税をする、この業務あるいは取引につきましては簡易な記帳義務を課すこととしている、國税の方の改正でございますが、これは御案内のとおりでございまして、それに対応する国税の税務職員の調査義務、これはあるわけでございまして、簡単な記帳義務を課すこととしています。それとは別に、あらゆる方々に対しましてその業務あるいは取引、それに関連しておつくりになつた伝票類、それを保存してほしいというふうに申しておるわけでございまして、通常の場合はそういうものを調査させていただいて更正決定の資料にすることが普通でありますように思ひます。

○吉住政府委員 調査の義務はない、保管しておきなさい、全く片手落ちな義務化だと思います。それじゃ、今は申告納税制度でありますから、業者自身が自分で適当だと思う額を決定して申告をする。それでそれに不服があれば更正決定が打たれるわけであります。更正決定を打たれる際に、保管しておる帳簿とか書類だと、そういうものに基づいて更正決定の理由が明らかにされるのですか、されないのでですか。

○経塚委員 ただいまは結論のみお答えしたわけでございますが、実際問題といたしましては、納税者の方々から、その業務に関しておつくりになつた書類、帳簿、これで調べてくれといふお申し出がありました場合には、普通の場合にはそれを調査することが普通であります。

ただ、これはもちろん義務を課してはいるわけでございますが、当然その方の業務、お仕事上、取引上おつくりになつた帳簿あるいは伝票のたぐいをしばらく保存しておいてほしいという趣旨でございますので、税金のための資料をわざわざおつくりいただき義務を課しているものではございません。

実はそれとは別に、前年所得三百万円以上の人につきましては簡易な記帳義務を課すこととしている、國税の方の改正でございまして、これは御案内のとおりでございまして、それに対応する国税の税務職員の調査義務、これはあるわけでございまして、簡単に帳簿をつけたいたくという義務を課す反対側に義務づけられておるのですよ。これこそ納税者と課税する側の対等平等の法律のもとににおける公正な扱いでしよう。

ところが、今度は納税者だけに義務づけて税金をかける側は何の義務も負わない、こういうことになりますとどんなことが起こるかといいますと、私が仮に課税庁側の役人とします。あなたが納税者だとします。お宅へ参ります。そして、法律では帳簿と書類の保管を義務づけられておりま

す。ます改正案で申し上げますと、「業務に関するもの成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。」という条文が幾つかの税目に入つておられます。ただし、それに対しても税務職員の側の調査義務はございません。趣旨だけお答えいたしました。

○吉住政府委員 使う場合もあるというのは、極めてあいまいだと思うのですよ。帳簿、書類を保存しない、これを今度は法律で義務化するのです。今までではそうじゃないのです、納税者が自主的に必要な額を決定するに対して、納税者が自らの意思に基づいて更正決定の理由が明らかにされることは、されないのでですか。

○経塚委員 使う場合もあるというのは、極めてあいまいだと思うのですよ。帳簿、書類を保存しない、これを今度は法律で義務化するのです。

そこで、納税者は、そんな法律知りませんでありますから、税金のための資料をわざわざおつくりになつておるのですよ。これが、今までにそれを使うかどうか、それだけ答えてください」と呼ぶ) 使う場合もあると思います。

○吉住政府委員 「更正決定の理由にそれを使うのかどうか、それだけ答えてください」と呼ぶ) 使う場合もあると思います。

○経塚委員 使う場合もあるというのは、極めてあいまいだと思うのですよ。帳簿、書類を保存しない、これを今度は法律で義務化するのです。

ただ、あるいは知つておつて書類を保管し帳簿を保管しておりますても、それを私が行つてペラペラつとめくつてみて、不審だと思う点だけを引き上げてきて、それを根拠に更正決定を打つといふことだつてやれるわけですよ、いいところを取りをしてもらつてないと言うなら、課税庁の側にも対等の義務が課せられるべきです。そして、保管された帳簿や書類を全面的に調査をする、そしてその所得の実態を総合的に判断する義務を、税金を取る側も当然法律で拘束されるべきだと思うのですよ。片方だけ法律で義務化するということになると、推計課税が意のままになる危険性があります。そうならないという保証がありますか。どうですか。

○吉住政府委員 先ほど申し上げましたように、簡単に帳簿をつけていたいたくという義務を課す反対側におきまして、それを見る義務を税務職員に課すということは、所得税において行われようとしているわけでござりますけれども、簡単に帳簿を義務化する、その義務に比べまして、もちろん書類保存の義務でござりますから義務に変わりはございませんけれども、それは税金を納めるための税額を課税庁側が一方的に推計して課税しようとする。法律を守らなかつた納税者の側に落ち度がある、こうなつてくるのですよ。ここが、今までとの法律が制定された以降との違いになつてくるわけです。

そこまで、納税者は、そんな法律知りませんでありますから、あなたたちは義務として果たしておらない、こういうことで、どれだけの税額を課税庁側が一方的に推計して課税しようとも、法律を守らなかつた納税者の側に落ち度がある、こうなつてくるのですよ。ここが、今まで

うに考えております。

もちろん税務職員たるもの、そういう資料を見せていただく場合には、それは見せていただくことが事实上多かろうと思いますが、それは簡単な帳簿とは性格がいささか異なるという点もござりますので、そこまで義務化するのはいかがなものかということでございまして、そのためには正しく課税が担保されないとなるのではないかといたしまして、そのような行き過ぎがないようにやはり適正な執行を心がけていかなければならぬし、それなりの指導をしていかなければならぬというふうに考えております。

の所得を判断するため、「一定の帳簿だと書類は、人から強制されなくとも、みずから有利害にかかる問題でありますから保存をして、そしてやつてきておるわけです。あえて法制化して義務化するというところが問題なんです。何か意図がなければそんなことやらぬじやないかと普通考えるのは当たり前でしよう。

さらに 次の問題に入りたいと思しますか。これは税務訴訟の段階に至りますと、なぜこんな法改正をやるのか、いよいよ明らかになつてくると思ひます。

課税処分取り消し訴訟における証拠申し出の順序に関する整備の問題でありますと、地方団体の長などが「その処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。」それ以後に提出された証拠は証拠としてみなされない、こういう拘束が今度の法改正の趣旨でありますと、この「遅滞なく」というのは、具体的に訴訟のどの段階なんですか。公判が開かれる第一回目ですか、それとも第

す。「遅滞なく」と申しますのは、私ども常識的に
は、法令用語といったしましては、当事者の事情の

許す限りでくるだけ早くという意味であるというふうに理解いたしております。これは、正当な理由があつたりあるいは合理的な理由があれば遅延が許されるというような意味合いであるというふうに理解いたしております。

ただ、それを訴訟のどの段階かという御質問に相なりますと、これはやはりその訴訟の審理状況その他によつてまちまちでござりますし、一概に決められないことであろうと思ひます。ただ、順番といたましても、課税庁側がまずこういう事実に基づいて更正なり決定なり賦税処分をしたとすることを申し立てるのが普通でござりますから、少なくともその後に来るは確かでございますが、その段階がいざれであるかというのは、その訴訟の審理状況によつてまちまちであろうということでございます。

〔経営委員〕それは私は随分無責任な答弁だと思
いますよ。実際の法の運用に当たってはそのとき
どきの状況によって決められるということであれ
ば、これは随分幅があるということになるのです
よ。その状況を一体だれが判断するのかという問
題も出できますよ。

法案の内容は極めて具体的なんです。固体の長がその事実を示した日以後遅延なくなんですか、第一回公判でその事実を示されたら、その日以後遅延なくということは、第二回の公判までに出さなければならぬ、こうなるんじやないですか。あなたここではつきり明確にお答えをしておきませんと、この法案が通った場合の実際の運用に当たつて、いやそれは実はそのときどきの状況の判断による、こういうことになつてきたら幾らでも拡大解釈できますよ。どうなんです、その点は。ひとつ具体的にお答えいただきたい。

をする、こうなつてはいるのですか。そうしますと法案の趣旨と違つてくるじゃないですか。

今現在の訴訟の進行状況につきましては、証拠提出、それ以降は証拠として認めませんよというものが民事訴訟法によって裁判官の判断にゆだねられておる。今の訴訟の進行状況はそうでしよう。団体の長が更正決定を打つ、そうすると納税者が

訴訟を起こす、公判が開かれる、そして決定を打つたその事實を示す。そうすると、例えば売り上げで重大な問題があるということであれば、納税者はそれに反論をする。そうすると次回の公判では、課税した側が、売り上げはただけれども仕入れに問題があると言えれば、次の公判では納税者は仕入れの問題について証拠を出し反論をする、こうして双方が対等の立場で今訴訟が進んでいるわけです。

・ そして、民事訴訟法では、一定の機縛を経過した後に出てくる証拠は証拠としてみなさない、
 しかし今裁判するに至るまでは、
 いわゆる「事実」である。

それは今裁判官の半蔵になつたわれである。たゞら、民事訴訟法の発動については、それは現行法規のもとでは裁判官の判断次第なんです。しかし、それを地方税法で拘束をするというのが今度の法の趣旨なんですよ。ちょっとと十分御研究なさつてないのじゃないですか。なきつてないと受

官の判断だ、こうなつてはいるのですから。
○吉住政府委員 訴訟手続の一つに組み込まれて、遅滞なく出したかどうかによりまして、あと御案内のように時機におくれた攻撃防御であるかどうかということが決まつてくるわけでございます。だから、その場合には、そういう攻撃防御を却下できるとかいう規定がございますけれども、最終的にはそういう時機におくれたものであるための要件を満たしたと認めるかどうかは裁判官がやるということを申し上げているわけでござい

か出ないかについては民事訴訟法に基づいて裁判官が判断をするものだ、こう解釈してよろしい

○吉住政府委員 私どもはそのように解釈をいたしております。

○吉住政府委員 事業によりまして複数回のことがあろうかと思います。

○経塚委員 その判断はだれがされるのですか。

○吉住政府委員 これも裁判官でござります。

○経塚委員 そうしますと、現在の民事訴訟法に基づく訴訟の進行とは何ら変わりがない、こう解釈してよろしいですね。

○吉住政府委員 改正をお願いしている以上、現在と異なる状態を予定しているわけでございます。つまり、その機におくれた攻撃防御とみなします。

さるかどうかという点の適用をめぐりまして、現行法と改正案ではおのずから差があると考えております。

運営なんですから。改めてこの法律をつくってきち
た根拠というのは、裁判官の判断 자체を地方税法
によつて拘束する。それは、団体の長が更正決定
を打つた、その事実を明らかにした日以後遅滞な
く証拠を出さないと、しかも証拠提出は一回限
り、それ以降は証拠としての効力がない、これが
この法の精神じゃないですか。そうでないと言う
なら、今訴訟が現実に進められておる民事訴訟法
に基づく裁判官の判断だけにゆだねればいいので
すよ。

がお出でるのは御存じですか。

○吉住政府委員 その御指摘の判例自体には目を通しませんが、現在の取り扱いであります。立証責任はまず課税庁の側にあるのが通常であると理解をいたしております。

○経塚委員 これはまずじゃないのですよ。初めからしまいます。うなんですよ。一九六三年三月、最高裁判決、「所得の存否及びその金額について決定庁が立証責任を負うことは言うまでもない。」したがつて、裁判にかかった場合に、納税者の側から証拠を提出するよりも、決定を打った側がなぜそういう決定をしたのかという点についてみずから立証する全責任を負わされているのです。これは最高裁の判断なんです。

ところが今回の法の改正によりますと、まず決定を打った事実を明らかにする。そうすると納税者の側では証拠を提出しなければならない。それも一回きり。そしてこの機会を失すれば証拠としてみなされない、こういうことが今回の法案の改正によって拘束づけられますればども、決定を打つた側については拘束されるような文言が何一つないわけであります。

それですから弁護士会から意見が出てきたわけでしょう。弁護士会の一致した見解として、「これは現行法と異なり、処分取消訴訟において課税庁側の主張を合理的であるかどうかを問う前に、納税者側から、まず反対事実の主張および証拠の申出をなさしめるものと」、これに遅れた場合には、時機に遅れたものとみなして民事訴訟法一三九条により裁判所は却下すべきものとしている。「この規定の意図するところは、租税訴訟における主張と立証責任の実質を、原告の側に転換するところにあり、しかもその内容は、原告の訴訟活動のみを封じ、被告の事実主張の遅延について同様の規定を欠くことは、争訟法の基本たるべき当事者対等主義を著しく損なうものといわねばならない。原告、被告対等の立場を明らかに逸脱しておる。納税者の側には義務は課するけれども、課税庁の側には訴訟段階でも特別の拘束義務

がない。これは、私、先ほど帳簿と書類の保存問題について触れましたが、訴訟の問題でもこういうことが入ってきてるんですね。

お尋ねいたしますが、法案提出に先立つて弁護士会の意見はお聞きになりましたか。

○吉住政府委員 税制調査会の中に申告納税特別審議をいたいたわけでございます。法曹関係者の方々の御参加もいただいております。ただ、弁護士を専業にしていらっしゃる委員の方はいらっしゃいませんでした。

○経塚委員 大臣にちよつとお尋ねしたいと思うのですが、私は、帳簿とか書類を保存することについて否定するものではございません。これは、今日でも当然納税者がいわゆる申告納税制度という基本に立っておりますから、申し上げるまでもなく、みずから納税額はみずからの判断で決定をして申告する、これは戦後の新しい納税制度であります。したがつて、そういう立場から納税者がみずから判断をして帳簿とか書類を保管され、そして必要とあらば提出して、それに基づく課税当局との折衝が始まられる。そして訴訟段階に至れば、最高裁の判例もありますように、まず課税した側が最初から最後まで立証責任を負う

というのが最高裁の判例でもあるわけです。

ところが今回の法の改正の内容は、帳簿、書類の保存から訴訟段階に至るまで、この納税申告制度、納税者の権利、立場というものが一方的に法律によつて踏みにじられるような結果になりかねない。こういうことがまかり通つてきますと、いつも法案成立の段階では、先ほども答弁がございましたように、これが拡大解釈されて悪用されないようにとか、納税者の権利を著しく侵害しないようとにかくいろいろ言われますけれども、法律ができましてひとり歩きいたしますと、これが事実明とは異なる結果になることは往々にしてあるわけであります。

したがいまして、私が大臣にお尋ねしたいのは、こういう法案、しかも弁護士会の意見も法案

の提出に当たつて十分聞いておらない。だから弁護士会がまとまつてこうして意見を出されました。わざですね。どうしても提出しなければならぬと

いうことであれば、一たん撤回をされて、各関係者の意見を十分聞いた上で、重要な問題でありますから、再度提出をすべきだ、私はかようて考えます。

○田川國務大臣 おつしやることは一部分わかりますけれども、この問題につきましては税制調査会その他の御意見も十分聞いてこのように

していただくようお願いをいたします。

○経塚委員 十分聞いておれば、弁護士会が挙げてこういう意見書を出してくるというようなことはなかつたと思います。やはりこの点は不手際があつたと思ひますよ。だから、御了解をというこ

とですが、これは了解するわけにはまいりません。

次に、自動車税の問題についてお尋ねをしたい

と思います。

最初に申し上げましたように、これも上げ幅が大きくなつたわけであります。なぜ自動車税を課税するのかという税の性格問題について、自治省税務局編の「地方税制の現状とその運営の実態」という書物によると、「自動車税は、自動車に対する所有の実質に税負担力を見出してその所有者に課するものであるが、道路との間に極めて直接的な利益関係をもつて特殊な財産税としての性格を持つものであり、固定資産的な性格のほんの少しあるが、道路損傷負担金的な性格を持つものである。」

この規定の意図するところは、租税訴訟における主張と立証責任の実質を、原告の側に転換するところにあり、しかもその内容は、原告の訴訟活動のみを封じ、被告の事実主張の遅延について同様の規定を欠くことは、争訟法の基本たるべき当事者対等主義を著しく損なうものといわねばならない。原告、被告対等の立場を明らかに逸脱しておる。納税者の側には義務は課するけれども、課税庁の側には訴訟段階でも特別の拘束義務

が、例えばミニバイクを七百円から千円に引き上げるということであります。この資産税的な割合と道路損傷負担金的な割合は、何対何の割合でお決めになつたわけですか。

○関根政府委員 性格としてそういう二面性を持つておるということを申し上げておるわけでございまして、定量的に、資産税部分が何割あるいは道路損傷負担金部分が何割というふうに明確に区分をして考へているものではございません。

○経塚委員 それはちよつと理解できませんね。

課税というのはそういう大ざっぱなことでいいのですか。二つの性格を持つておるということであるとするならば、千円なら千円の額を決定するにしましても、あるいは二万数千円なら二万数千円の額を決定するにしましても、道路損傷負担金的なものは幾ら、資産税的なものは幾らと、その数字、根拠を明確にした上で課税するのが本来課税のあるべき姿じゃないですか。両方の性格を持つておるから合わせて大体これくらいというよう

どちらかに勘定的なものは理解できませんよ。これは仮に訴訟になつたらどうしますか。両方の性格を持つておるということになれば割合の問題は当然出てきますよ。そうしたら明確にその根拠を示さなければならぬのです。その点、どうなんですか。

○関根政府委員 税を課税いたしますときに、課税客体でありますとか課税標準額でありますとか税率、これが明確に定められていかなければいけないということは当然の事柄でございます。しかし、今申し上げました二つの性格を持つておると

いうことは、自動車税そのものが基本的な性格としてどういつた観点に着目して構成されている税率などは、この二つの性格を持つておる、こう書かれておりますが、このとおりと解釈してよろしいですか。

○関根政府委員 私どもは、自動車税につきましては、今お話をございました道路損傷負担金的な性格と資産課税的な性格、両面をあわせ持つてゐる税であるというふうに理解をしております。

二つの税があつて、それが合併してきておるという性格のものではございません。あくまでも二つの税でございますので、全体として税率を設定

していく、こういう形に相なるわけでござります。○経塚委員 一つの税だからということは、それはおっしゃるところです。しかし、一つの税の中に意味、一方では所有の実態に着目をして資産税的な性格を持つておる、片つ方では道路損傷負担金的な性格を持つておる。そうすると、片つ方が幾らで片つ方が幾らだ、五対五なのか七対三なのか、これは疑問として出てくるのは当たり前でしょ。いや両方ひつくるめてこうだと言うのなら、両方ひつくるめたそれぞれは一体幾らなんだ、こ

うなりますよ。

これは恐らくお答えできないだろうと思います。これは五対五だと七対三だということになってきますと、私はまた聞きますからね、それではその三割というのは妥当なのかどうなのかと。千円のうち七百円が資産税的なもので三百円が道路損傷負担金的なものだ、こうなりますと、それでは普通自動車と原動機付自転車と道路の損傷の度合いは一体どうなるのかと私は聞かざるを得ませんよ。だから、うかつに答弁をしますとそういうところで論議が発展するでしようから、それはお答えにならぬのだろうと思います。

そこでお尋ねしますが、固定資産税には免稅点がござりますね。土地が十五万、家屋が八万、償却資産百万以下は免税ですね。そうすると、自動車というのは明らかに償却資産なんですね。固定資産税では、償却資産は百万円以下免税なんですね。しかも、免税点を設けた理由として、同じく自治省はこう説明されています。「積極的には零細な税負担を排除する趣旨を有する。消極的には零細な課税客体をすべて追究して課税していくことにより、税收入に比して徵稅事務が煩雜化し、徵稅費が割高となることを避ける」、この二つの理由でもって固定資産税の免税制度をつくった、こう言われておるわけであります。

この論から見ますと、特にミニバイクなどといふものはわずか七万、八万前後でしょう。自動車を例にとりましても、自動車の耐用年数は省令に

よって三年でしよう。百万以下の自動車というのは、償却資産の価値からいしたら、もうごろごろしておるということになりますよ。

同じ償却資産でありますから、税目が違えば百万円以下は免税、一方は五万、六万のミニバイクも資産税的な性格として課税される、これで整合性があると言えますか。百万以下の償却資産が固定資産税では免税になつておるのなら、当然資産価値としても百万以下の償却資産的なものは税を取りべきでない。どうですか、その点は。

○閣根政府委員 傷却資産の免稅点は御指摘のように百万円にセツトしておりますが、償却資産税というのは、事業用に供する場合の償却資産につきまして、まさに償却をしていく資産につきまして課税をしている。個人用の通常の家庭生活に要する資産等について、償却資産がありましてもそれを対して課税をするというものではないわけですが、これは償却資産税として構成をしているものでございます。

したがつて、自動車を償却資産と考えて、全く同じ償却資産ではないかという論理構成で税が成り立つておるものではないわけでございます。したがつて、償却資産税の免稅点の百万というのがストレートに適用されるものである必要はないというふうに私どもは考えております。

○経塚委員 それはお答えになつていて矛盾を感じますか。自動車税には資産税的な性格と道路損傷負担金的な性格とある、こうお答えになつたのですね。そうしますと、資産税的な性格といふ面は、一方では百万円以下は免税になっているわけですよ。一方で免税になつておるのに、なぜこれに税金をかけるのかという疑問が当然浮かんでまいりますよ。同じ自動車の中でも、償却資産の価値として百万円以上のものであれば、これはまた別ですよ。百万円以上の資産価値のあるものに對して、資産税的な性格として課税をし、そうして一方では道路損傷負担金的な性格として課税をする、これなら理解できますよ。

それだから両方の性格があると言わなきゃいいのですよ。ミニバイクだと軽自動車とか、

あるいは百万円以下の資産価値しかない自動車につきましては、道路損傷負担金的な性格だけになら道路損傷負担金的な性格が薄れてきたということがあります。

○経塚委員 この自転車荷車税が廃止をされますときに、当時の郡國務大臣が提案の理由として説明をされておるわけですね。「原動機付自転車以外の自転車及び荷車に対する課税は著しく大衆課税になつてしまつたといったことが挙げられております。また一方、市町村にあつても、自転車荷車による収入の市町村歳入に占める比重が著しく低下してきました、いわゆる税そのものとしても非常に少額

○閣根政府委員 自動車税の説明をいたしますときには、税が大体どういう考え方のものに、もともとどんな基本的な性格を持つて成り立つているんだということについての説明を申し上げますときには、私どもは、資産税的な性格と道路損傷負担金的な性格をもともと持つて考えられている税です。よといふ説明をいたしておるわけでございまして、これは償却資産税として構成をしているものでござりますよという説明をしておるわけではありません。また、これは償却資産税として構成をしているものでござります。

○経塚委員 その中で、償却資産に課税される部分につきましては、これは事業用の資産にだけ課税をされるものでござります。自動車税の方はそれとは全く別な税でございまして、直接的には自動車なり軽自動車なりを保有する、その事實に着目して課税される税であるわけでござります。しかし、そもそもどうしてそれでは自動車の所有者にそういう課税をするのか、よつても立つ基本的な物の考え方方はどうなんだという説明として先ほど申し上げましたような説明をしておるにすぎないわけでござります。したがつて、資産的な性格があるからといって、事業用の償却資産について百万円の免稅点を設定するのがすぐに適用されなければならぬといふには考えられないと思います。

○経塚委員 それではお尋ねいたしますが、昭和三十三年に自転車荷車税が廃止をされたときなどは、三十三年に自転車荷車税を廃止したときと同じような状況になつておるのじやないか。私が大阪府下のある市で調査をいたしましたら、平均いたしましてミニバイクの徴稅費が一台につい一千円を超すと言われておるのですね。軽自動車税、ミニバイクなどの税金は貴重な地方の財源であります。あるという御答弁もあつたかと思いますけれども、これは徴稅費の方が実際に徴収した税を超過しているのですね。全くこれはむだなことなんですよ。

そこで、大臣にお尋ねをしたいわけであります。が、この三十三年当時の自転車荷車税を廃止いたしました郡國務大臣の提案理由の説明と現状とを比較してみますと、もう今日、例えばミニバイクなどは、見地から、昭和三十三年度以降本税を廃止したいと思います。自動車税の方はそれとは全く別な税でございまして、零細な地方の財源を確保するため、特に国民大衆に対する零細課税を整理するに過ぎず」とあり、そして「以上の諸点を総合勘案し、特に国民大衆に対する零細課税を整理する車税による収入は税収入総額の2%程度を占めています。また一方、市町村にあつても、自転車荷車による収入の市町村歳入に占める比重が著しく低下してきました、いわゆる税そのものとしても非常に少額

○閣根政府委員 昭和三十三年にそれまであります自転車荷車税等が廃止をされているわけでござりますが、そのときの理由として挙げられておりますのは、幾つかござりますが、社会経済の進展及び自転車の普及に伴いまして、原動機付自転車以外の自転車及び荷車に対する課税は著しく大きくなっています。當時よりもさらに下がっているのですね。確かに自転車台数は當時国民一人当たり

○二台、これが今ミニバイクは〇・一台とい

うことで、数は自転車税を廃止したときに若干足りませんけれども、徴税費の方が徴税した税額を上回つておる。そしてさらに、奥さん方の買い物だと通勤だと、自転車並みに大衆化をしておる。先ほど来から、償却資産税は百円以下は免稅だ。こういうあれやこれやの条件を勘案いたしましたら、この税は廃止を検討すべき段階に来つたある、私はかように考へているのですが、その点いかがなものでしようか。

○田川國務大臣 御指摘のように、ミニバイクが奥さんやその他に大分普及されているようには聞いておりますけれども、こういうような税源は地方に行きますと市町村の有力な税源にもまだなっておりますので、今一挙にこれをなくしていくということは、地方の財政の上からいかがかと思つております。

○経営委員 いかがなものかというところでございますが、今回提案をされております増減税の中身を見ますと、最初に申し上げましたが、私が大臣の所信に対しまして質問いたしました御答弁ができるだけ大衆負担を避けるべく努力をしたといふ跡をどうも見ることができない。そういう状況の中で、せめて大衆化したこういうミニバイクの税ぐらいは廃止を検討すべきだ、かように考えておりますが、時間が参りましたので、これで質問を終わります。

○大石委員長 小川省吾君。

○小川(省)委員 質問も七番目になりますと、大部分内容も狹められてまいつたわけではあります、以下御質問を申し上げます。

昭和五十九年度の税制についてであります。若干の減税と引きかえに、国税については、法人税の引き上げ、酒税、物品税・石油税などの引き上げを行つております。地方税についても、法人住民税の引き上げや、自動車税、軽自動車税の引き上げ等を図つております。中曾根内閣の「増税なき財政再建」も完全に破綻をしたと言わなければなりません。自動車税などはまさに大衆課税であるというふうに思つてあります。私どもはこ

のような増税路線に賛意を表するわけにはいかないのであります。以下伺いたいと思います。

○鎌味説明員 お答えいたします。

景気の動向でござりますけれども、最近の状況を申し上げますと、個人消費が御案内のように緩やかに増加しております一方、一時弱含んでおりました設備投資とか住宅投資も持ち直しております。国内需要は堅調に推移しております。また、輸出や生産の増加傾向は從来から続いておりますが、この増加傾向と相ままして、景気は緩やかながら着実に回復していると考えております。

今後の動向でござりますけれども、今後は、世界経済が、原油価格の安定、それから世界各国なんだんと物価も鎮静化をしてきておりますが、こういったことを背景として、例えば米国でも引き続き景気回復が期待されておりますけれども、そういうような状況で世界経済も回復過程をたどるのじやないだろか。

それから、国内経済につきましては、物価の安定傾向が続いておりますし、それから企業収益の改善も予想されておりますので、景気回復を支える要因は今後とも続いていくのじゃないかと考えております。

したがいまして、五十九年度は、個人消費、設備投資等の国内民間需要を中心的に持続的な安定成長を達成するとして考へておりますと、そういう経済の着実な回復、成長を前提にいたしますと、税金を上げます。

○小川(省)委員 お答えいたします。

事業所税の拡大の問題につきましては、具体的な項目をもつて調査会に御審議をお願い申し上げたわけでございますが、いわば議論は両論ござります。ただ、もちろん審議の時間等も限られておりますので、私どもが審議項目として提出をいたしました項目はおのずから限定されてくるわけでございます。

事業所税の拡大の問題につきましては、具体的な項目をもつて調査会に御審議をお願い申し上げたわけでございますが、いわば議論は両論ござります。ただ、もちろん審議の時間等も限られておりますので、私どもが審議項目として提出をいたしました項目はおのずから限定されてくるわけでございます。

医師の業は、この税の中では第三種事業の中に大変に不思議なんです。税局は地行委の中での税法についての委員の論議をただ聞きおくだけなのかどうかということなんですが、後で細かい取り上げることにして、先へ進みたいと思つております。

まず、都道府県税であります。事業税につい

てあります。

○小川(省)委員 自治省、大蔵省はあのような答弁であるわけであります。地方税から見た状況について伺いたいわけでありますが、予定を立てておりますので、私どもが審議項目として提出をいたしました項目はおのずから限定されてくるわけ

る、財政需要もその分だけ多くなるというような状況にある都市について課税をさせるべきではないか、こういった議論が税制調査会の中には基本的におこりますけれども、結果的に拡大をするといふ結論までは得られなかつたわけでございます。

発射台となります昭和五十八年度の税収につきましては、大体現時点では地方税に関する限り何とか当初の財政計画上額を達成できるものと考えておりますので、発射台におけるへつこみといふことはまず心配はなからうというふうに考えております。

したがつて、その後の五十九年度の税収につきましては、最近大分景気の回復過程が着実になつてきておるというたゞいまのお話にもありましたように、そういうことで経済情勢が推移いたしまして、政府の経済見通しどおりの成長が達成されます場合には、五十九年度についても計上額を確保できるものと考えております。

○小川(省)委員 自治省の税務局は、税制調査会の中事地方税については事務局を担当しているのだと想いますが、税制調査会の中で、事務局の市町村への交付、事業所税の県庁所在都市での創設についてどのように論議がされたのか、また税調の委員さん方の感触はどんなふうであつたと思っておられますか。

○小川(省)委員 税制調査会における論議は、国税、地方税を通ずる全般的ないわばすべての分野につきましていろいろ御論議をいただくわけでござります。ただ、もちろん審議の時間等も限られておりますので、私どもが審議項目として提出をいたしました項目はおのずから限定されてくるわけ

でございます。

医師の業は、この税の中では第三種事業の中に大変に不思議なんです。税局は地行委の中での税法についての委員の論議をただ聞きおくだけなのかどうかということなんですが、後で細かい取り上げることにして、先へ進みたいと思つております。

まず、都道府県税であります。事業税につい

まして、捕捉できたものについては全部課税をし
てあるわけでございます。しかし、実態の間にお
いて捕捉漏れがどの程度あるのかということにつ
きましては、数字を持ち合わせていないわけでござ
ります。

○小川(省)委員 厚生省、大変お待たせをしてし
まつて、遅くなつて申しわけありません。おいで
をいただいておるのですが、人工妊娠中絶は年間
大体どのくらいでございますか。

○野村説明員 お答え申し上げます。

優生保護法によりまして一定の要件のもとに人
工妊娠中絶が許されておりますが、これに基づい
て都道府県知事に届け出られました人工妊娠中絶
の件数は、昭和五十七年におきまして五十九万二
百九十九件でございます。

○小川(省)委員 私、厚生省から資料をもらつて
いるのですが、そうするとこれは全部優生保護法
に基づくものなんですね。優生保護法に基づか
いものはさらに入れ何倍があるということにな
るのだろうと思うのであります。優生保護法の中
でもいわゆる保険診療によるものとよらないもの
とがあるようであります。要するに、優生保護
法によらない人工妊娠中絶は大体自由診療と見て
いいわけですね。

現在都道府県の税務の事務所では、医師に対す
る課税を国税の申告によつてなされております。
ですから、地方税の面から見れば人工妊娠中絶な
どは厚生省統計の恐らく四分の一か五分の一ぐら
いに減つてしまふのではないかと思つてゐます。

そういう点では、医師の事業税の把握について思
うのだけれども、もっと国税において申告を徹底
させて、地方税の面でも医師の事業税を捕捉しや
すいようにできないものかどうか、大蔵省にお伺
いいたします。

○岡本説明員 医師の課税につきましては、国税
いうことから優先して調査対象に選定していると
ころでございまして、他の業種に比べて從来から
実調率等高目になつてゐる状況でございます。し

たがいまして、今後とも医師の税務調査につきま
しては充実した調査を実施してまいりまして、適
正な課税に努めてまいりたい、こう思つております。

○小川(省)委員 厚生省、結構です。こんな簡単
なことで申しわけありませんでした。

また、医師についても捕捉がこんな状態なら
ば、個人の事業税など年々減少していくといふと
きだけに、いつそ徹廃をしてしまつたらどうな
かというふうに思いますが、自治省いかがですか。

○関根政府委員 医師を含めまして、個人事業の
所得の状況、営業活動の状況等につきましては、
国税サイドにおきましても極力御努力をいたい
ておるところでございますが、それを補足する意
味で、地方の税務当局にもできるだけ捕捉を十分
にするよう指導をいたしておるところでございます。

都道府県は都道府県なりにいろいろな努力
をしているところであるというふうに考えており
ます。

やめてしまつたらしいじゃないかというお話を
ございましたが、やはりこれも現下の厳しい地方財
政の中にあります貴重な財源でもございますの
で、御勘弁をいただきたいと思います。

○小川(省)委員 また、この税の中で不動産付
業などは外形標準をとつておるようであります
が、この外形標準のとり方に問題があるのでな
いかというふうに言われております。外形標準以
下のものは、みんな目こぼしになつてしまつてい
るのではないか。

大蔵もしばしば言明をしておりますように、先
ほども御答弁があつたわけであります。新聞、
テレビや出版業などがありますし、また関連をし
て新聞送事業や新聞広告取扱事業なども入つて
おりまして、これらは明らかに行き過ぎだとい
ふうに思つております。こういう点ではぜひ先ほ
どの答弁のように進めていただきたいことを強く
要望を申し上げておきたいと思います。

それから、朝新聞を手にすると、一ページの大
手広く営業をなさつてゐる方から、一軒二軒たま
たま自分の持ち家があつて、自分が住まないから
貸しておるといったような零細なものまであるわ
けでございます。その中で不動産付業に対する
事業税を課税するということになりますと、社会

の実態から見まして、まあ営業として経常的に
反復的にやつてゐるなという程度の、ある程度
の規模を持つたものに課税をすべきであるといふ
ことがあります。検討をしてみたことはございます
が、検討をしてみたことはございます。

ような考え方をとつておるわけでございます。

しかし、そう抽象的に申し上げましても、なか
なかの徴税当局で判断に苦しむこともございま
すし、また全国的なある程度の整合性というもの
もとる必要があるというような考え方から、御指
摘のございました次官通達では一応十五戸以上、
それを、当分の間といたしまして内簡で十戸以上
ということで線を引いて指導しているところでござ
ります。しかし、それは十五戸なり十戸なりと
いうふうに思いますが、自治省いかがですか。

○関根政府委員 これが現状でございます。私どもいろいろ
なこと申しわけありませんでした。

また、法定外普通税として、一部の市町村におきま
してポスターでありますとか立て看板、ネオンサ
イン等について広告課税をしているところがあ
ります。しかし、それは十五戸なり十戸なりと
いう線を下回つたらすぐ課税してはならぬとい
うような意味での指導を申し上げておるわけでは
ございませんで、十戸に満たない貸し付けであり
ましても、一軒当たりが相当大きな家を貸してい
るといったような場合には、実態上営業の体をな
しておるところでございますが、それを補足する意
味で、地方の税務当局にもできるだけ捕捉を十分
にするよう指導をいたしておるところでございます。

都道府県は都道府県なりにいろいろな努力
をしておるところであるというふうに考えており
ます。

やめてしまつたらしいじゃないかというお話を
ございましたが、やはりこれも現下の厳しい地方財
政の中にあります貴重な財源でもございますの
で、御勘弁をいただきたいと思います。

○小川(省)委員 また、事業税についてであります
が、第一種から第三種までいろいろな事業税を課
しておるもののにつきましては課税をするようと
いう指導をいたしておるところでございます。

○小川(省)委員 また、事業税についてであります
が、第一種から第三種までいろいろな事業税を課
しておる事業が列挙してあります。また第七十二条
の四には事業税の非課税業種が示されておりま
す。これらについては精査をする必要があるので
はないかと思つていています。

大臣もしばしば言明をしておりますように、先
ほども御答弁があつたわけであります。新聞、
テレビや出版業などがありますし、また関連をし
て新聞送事業や新聞広告取扱事業なども入つて
おりまして、これらは明らかに行き過ぎだとい
ふうに思つております。こういう点ではぜひ先ほ
どの答弁のように進めていただきたいことを強く
要望を申し上げておきたいと思います。

それから、朝新聞を手にすると、一ページの大
手広く営業をなさつてゐる方から、一軒二軒たま
たま自分の持ち家があつて、自分が住まないから
貸しておるといったような零細なものまであるわ
けでございます。その中で不動産付業に対する
事業税を課税するということになりますと、社会

か。

○関根政府委員 広告税につきましては、かつて
地方税といたしまして市町村の法定税として設け
られていましたことがあるわけでございますが、昭和
二十七年に廃止されたわけでございます。その後

は、法定外普通税として、一部の市町村におきま
してポスターでありますとか立て看板、ネオンサ
イン等について広告課税をしているところがあ
ります。しかし、それが現状でございます。私どもいろいろ
なこと申しわけありませんでした。

しかし、現実の問題といたしまして、なかなか
税としての仕組みも難しくありますし、国の
方で、税制調査会等におきましてはいわゆる広告
費課税、企業が支出いたします広告費に対しても課
税をしたらどうかといったような議論もございま
すし、逆に広告を取り扱うサイドの方での課税と
して勉強はしたことございます。

しかし、現実の問題といたしまして、なかなか
税としての仕組みも難しくありますし、国の
方で、税制調査会等におきましてはいわゆる広告
費課税、企業が支出いたします広告費に対しても課
税をしたたらどうかといったような議論もございま
すし、逆に広告を取り扱うサイドの方での課税と
して勉強はしたことございます。

しかし、現実の問題といたしまして、私どもはそういつた議論もございま
すし、逆に広告を取り扱うサイドの方での課税と
して勉強はしたことございます。

どういう理由でしたつけ。

○関根政府委員 私どもが今まで答弁申し上げておきますのは、ゴルフ場所在の市町村に対しまして娛樂施設利用税交付金を交付することの理由といたしましては、ゴルフ場が一般に広大な面積を占めておりまして市町村の土地利用が制約されていること、雨水等による土砂の流出、そういった流出された土砂の排除、道路の維持補修等に相当の負担がかかりてくるといった財政上の配慮をいたしまして、そういう特殊の事情があるものでございますから交付をいたしております、

○小川(省)委員 そういう理由で交付をするのならば、私が常々主張をしておりますように、温泉所在市町村の料理飲食等消費税は当然その二分の一をその温泉所在市町村に交付すべきではないかと思うのであります。じんかいやし尿や汚物の処理にしても、市町村は当然金が膨大にかかるわけでありますし、特に日帰りの行楽客などのじんかい、汚物、し尿等もあるわけですから、当然だと思うでございます。

恐らくこの答弁の中では、入湯税を目的税として課しているんだということが出てくると思うのですが、入湯税の税率は今どうなつておりますが、自動車税であります。きょうも質問の中で出ておりましたが、現在自動車を二、三台保有している家というのがかなりふえておるわけでありますから、ぜひとと検討してみてください。

○小川(省)委員 それから、自動車税であります。お願いをいたします。それから、自動車税であります。お願いをいたします。日現在の課税で納付が五月中ということになります。ことしの場合にも、先生の御発言につきましては十分税制調査会に反映いたしましたようにしてまいりたいと考えます。

○小川(省)委員 それから次に、市町村の普通税について伺いたいと思います。今度若干改正をしておるようですが、所得割の税率なんですが、なぜこのように十三段階といふふうに細分化をする必要があるのか、五段階ぐらいに整理ができるのかどうか伺います。

○関根政府委員 この点につきましては、将来のあり方といたしましては、いかにも十三段階、しかも一%刻みという税率の立て方はいかがなものかと私どもも考えております。できることならば、もう少し整理をいたしまして、簡素な税率構造を持っていけないだらうかと基本的に考えております。

ただ、問題は、税率というのは先生十分御承知でございますけれども、ちょっといじつただけで大変な影響が出てまいります。下手にいじりますと大変な増税になる。逆に、いじり方を間違えますと大減収になつてしまふというようなこともありますので、先ほどから申し上げておりますよ

うのが私どもの懐らざる気持ちでございます。
○関根政府委員 特に入湯税だけを取り上げまして、その完全捕獲をやるようについて御指導は申し上げておりますが、税制全般の執行につきましては歴正、適正な執行をするようにといふことは、たびたびの会合その他通達等において、市

期限を設定をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

たまたま六月は個人住民税の納期が始まるときでございますし、また七月は固定資産税、都市計画税、それから国税の方で所得税の予定納税といふものがあります。そういうことから考えまして、自動車税をそこに集中をいたしまして果たしていいのかどうかという問題も出てくるかと思いまして、また、ボーナスの出ない個人事業者等についてどういう影響があるのか、その辺のところも考えますと、最初申し上げましたように、その年度の税ができるだけ早くちょうどいいらしいといふ趣旨から、現在の納期をお守り願えないかと考えておる次第でございます。

三百四十八条で非課税の範囲が定めていますが、この中に電電公社が入っているわけですが、先ほどの御答弁で、電電公社が民営化されるといいますか、態様が変わつたらばちゃんと二分の二尋ねをしたいのです。

○小川(省)委員 それから、これは市街化区域と調整区域によって区分をしているのではなくて、いわゆる路線価方式でかけているわけだと思います。固定資産税の課税で常に思うのであります。これが、これは市街化区域と調整区域によつて区分をしているのではなくて、いわゆる路線価方式でかけているわけだと思います。

そこで、固定資産税の課税の基準のとり方なんですが、これは電電公社が入っている場合にはいいわけであります。いわゆる一般の労働者などは便利なところにはもう住めなくなつてしまつて、そのではないかと思います。こういう状態が起つてくることは、これは憲法違反になつてくるのではないかと思ひますが、憲法違反にならないにしても、固定資産税が市町村の主たる財源であり、年々引き上げられていく傾向にありとするならば、一定のところで限界を設ける必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○関根政府委員 確かに、御指摘のように、退職者等が昔から広い住宅に住んでおると固定資産税額が上がりまして負担に耐えかねるというような現象があるということとは聞いておりますが、もともと固定資産税というのは、所有している資産の価格に応じて、薄く広く、どこから所得が入つてくるかということとは関係なしに、またその土地なり建物なりをどういうふうな形で利用しているかということとは関係なしに課税をしているものでございます。

したがつて、価格に見合つて評価額は設定せざるを得ないということになるわけでござります

が、特に、住宅用の土地につきましては負担の軽減を図るための配慮をいたしておりまして、土地につきましては課税標準額を四分の一にするというような制度もあるわけでございますので、そういうことから、やはり持っている人と持っていない人との間の負担の公平ということからも考えますし、また資産の価格とのバランスということを考えますと、一定の頭打ち制度をつくるということは難しいと思います。

○小川(省)委員 ガス税でありますと、都市ガスにはガス税がかかりますが、プロパンにはガス税がかからないわけですね。何か不公平な感じがいたしますが、これについていかがですか。

○関根政府委員 この問題につきましても前々から御議論をいたいでいるところでござりますけれども、LPGの中には、最近は都市ガスに負けないようならしつかりした配管をいたしまして、固定設備を持ってやっているところもありますけれども、一方、まだポンベで売るいわゆるポンペ充電りというのも相当あるわけでございます。また、LPGとその代替燃料であります灯油等との課税上のバランスをどうするのかといつたいろいろな難しい問題がございますので課税に踏み切れないような状況にあるわけでございますが、この問題につきましては、いわゆる税負担の公平の観点からも、今後とも私どもは検討を続けていきたいと思います。

○小川(省)委員 次いで、国民健康保険税なんですが、先ほどのいろいろ議論がありました、二十八万から三十五万というのは確かに膨大な引き上げだというふうに思っています。この理由として、政府管掌健康保険の最高限度額の引き上げ云々というふうなことも言われておるようではあります、政府管掌健康保険にしても、一割カットとか二割カットとかいうふうに言われておりますが、現在では十割給付です。国保の七割給付とは違うと思うのです。七割給付という線からいつても、二十八万から三十五万というのは少し上げ過ぎではないかと思っています。

私の地元の市で調べたのですが、一万四千六百九十五世帯のうち、昭和五十八年の二十八万の最高限度額納付者は千九世帯の六・八%なんですね。三十五万まで、こんな大幅に引き上げるのはままに暴挙だと思っております。さらに、最近の新聞報道では、国保税の滞納で国民健康保険証の交付が著しくおくれて死に至ったなどという事例もありましたといふうな話を聞いておるわけでありまして、市町村民税はからなくとも、いや応なしに国保税はかかってくるというような状況でござります。

もしもこういうように最高限度額を引き上げるとするならば、低所得者の課税の減免、この措置をあわせて講じたらよかつたのではないかと思うのですが、いかがですか。

○吉住政府委員　限度額の引き上げにつきましては、先ほど来お答え申し上げましたように、政管健保とのバランス上、設定させていただきたいのですが、いかがですか。

いうものでございますけれども、この限度額は天下井でございまして、被保険者の実態等を勘案してそれぞれ地方団体で適切な限度額をお決めいただくのがいいのではないかと思っております。

ただ、この最高限度額を引き上げますと、それによりまして高所得者に対して負担がふえる反面、それが中間所得層あるいは低所得層の負担の軽減になつてはね返つてくるという副次的な効果があることを申し添えさせていただきたいと存ります。

さらに、御指摘の低所得者層に対する減免措置でございますが、改正案におきましては、現在の減額基準を引き上げるつまり、現在、前年の所得額二十万四千円の場合には応益割の大割、それから二十四万プラス、家族数、これは世帯主を含みませんが、それ掛ける十八万五千円という所得以下の人には応益割の四割を減額するという制度がございますが、今申しました金額を引き上げることを考えておりますので、それによつても低所得者層の恩典と申しますか減額がふえるという結果にならうかと思います。

○小川(省委員) 私が今回地方税法の関係で県知事事務所や市町村の税務課を回ったところ、法務省の登記業務を県に移管することができないかどうような話を聞きました。このことは、察するに県税にしても市町村税にしても、担当者が不動産登記の取扱いや固定資産税の課税で法務省の登記業務との関係が非常に深いわけありますけれども、法務省が余り協力的ではないということを物語つておると思っております。

自治省税務局と法務省との間では協力要請について話がついているのでしょうか、登記業務の末端にまで話し合いがおりていないのでと思うのです。また、法律的に協力するようになつてゐるのだと聞いておるわけでありますが、もつと法務省にきつく話をさせていただいて、登記業務の末端で地方の税務行政に協力をしてくれるよう話をきつよくしてもらいたいと思うのです。これは全地方税の担当者の声を代弁して申し上げておるわけであります。が、法務省にそのように話を聞いていただけますか。

○閩根政府委員 地方税法におきまして、土地または建物の表示に関する登記が登記所に行われましたときには、登記所は十日以内にその旨を土地なり家屋なりの所在地の市町村長に通知しなければならないという規定が置かれております。これを根拠といたしまして法務省と自治省との間では、話し合いが前々からなされてきておりまして、法務省の協力を全面的に得られることになつてゐるわけでございます。したがつて、先生御指摘をいたいたわけでございますが、私どもとしては全く協力関係ができるていないところがあるかもしれません。そういうもののにつきましては、個別体としてはわりかし協力関係はとられているものと考えておりますけれども、確かに中には余りうまい話をいたしますし、また下の段階でいろいろと折衝を続けてまいりたいと考えております。

また、地元におきましては、税務署なども含めました形で、県、市町村全部入りまして税務協議会

会が組織をされているというのが通常でございま
す。そういった場を通じましてうまくいっている
ところは非常にうまくいっているわけでございま
すが、ややぎくしやくしているところもあるやに
聞いておられます。そういった機関をも活用しなが
ら、さらに密接な協力関係が得られるようにして
まいりたいと考えております。

○小川(舊)委員 近く警察庁から風俗営業等取締
法の一部改正が出てくると聞いておるわけであり
ます。

そこで、これとも若干関連があつてお伺いをいた
したいわけなのであります、いわゆるバー、
キャバレーのホステスあるいはトルコ嬢などが月
五十分とか百万、貯金が何百万とか何千万とかと
いう話を聞くわけでありますが、税金を納めるの
に大変などという話は余り聞いたことがないわ
けであります。

そこで伺うわけでありますが、今度個室マッ
サージなども風俗営業取り締まりに入つてくるわ
けであります、こういうところに勤めているア
ルバイトの女子大生あるいはバー、キャバレーの
ホステス、これらはいわゆる給与生活者ではあり
ませんから源泉徴収がない、場所を借りて営業を
しているわけなのでありますから、そういう意味
で、こういう者たちの地方税の捕捉はどんなふう
になつておりますか。

○閣根政府委員 原則いたしまして、こういつ
た個人事業者の所得の把握につきましては、一義
的には国税庁の方で所得税の徴税上の調査等によ
りまして捕捉していくだけ、もちろん地方税の立
場から地方も調査できるようになつてあるわけで
ございますが、両方が相協力をいたしまして努め
ていきたいと考えております。

ただ、実際問題として密室での取引等がありま
すとなかなか十分な捕捉はできないということになりますが、風俗営業の取り締まりとの兼ね合いで何かうまくできないかといったような御趣旨も
拝察をしたわけでござりますけれども、風俗営業
取り締まりのデータをストレートに徴税の方に回

してくるということは非常に難しい面もあるうと思ひます。しかし、その辺のところにつきましては警察ともよく話し合いをして、差し支えない範囲でいただける資料等についてはいただけるようだな、そういう協力関係をとつていただきたいと思います。

○小川(省)委員 私は別に風営法との関係を言つてないわけではないのです。自由な商業は自由にやつてもらつて結構なのであります。國税はある程度把握できても、この人たちの場合地方税は潜つているのがほとんど大部だと思うのです。そんなことが許されるはずはないわけでありますから、特に地方税についても把握できるようには骨を折つて研究してみていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思います。

大蔵省まだいらつしやると思うのですが、地方税の課税については國税に負うところが大変大きいわけあります。しかも、國税の申告に負つている面が強いと思うのであります。ちょうど今確定申告が終わった段階であるわけですが、もう少しきつちり申告をやつてもらうようにして、地方税の捕捉が十分にできるようなどはできないかといふ意見が強いためにあります。ちょうど今確定申告が終わった段階であるわけですが、もう少しのようと考えております。

○岡本説明員 国税庁いたしましては、大方の納税者は誠実に申告していただいていると思っておりますけれども、我々の方の税務調査をやつてみますと、申告をしてなかつたり過少な申告をしているといった不誠実な納税者がおることも、今先生御指摘のとおりでござります。

したがいまして、我々國税当局いたしましては、このような納税者の適正かつ公平な課税を実現するため、従来からできる限りの努力を重ねてきたわけでござりますけれども、今後とも税務調査をさらに一層充実させるとか、執行面におきます環境の整備、つまり青色申告の普及あるいは広報、税務相談等々でございますが、そういった税務執行面におきます環境整備を図る、あるいは

地方税御当局、関係民間団体等との協力関係をさらに推進する、あるいは国税の中の内部組織、内部体制の整備を図る等の措置をとりまして、今後も課税の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 私も三税協力がうまくいくつてることは承知いたしております。しかしながら、このことを強く要請をしておきたいと思います。

最後に、納稅環境の整備の問題であります。これまた先ほど経済委員から細かに論議がされました。ですから私は省略をいたしますが、大変問題が多いというふうに思つておられます。大蔵が十六日に審議をするようでござりますし、これらは何か分離をして上げるのだというふうな話も伺つておるわけでありまして、何はともあれ慎重にも慎重を期してやつていただきなければならぬ条項だというふうに思つておりますけれども、これは國税とはずを合わせて改正をした、こういうことでござります。

○服藤説明員 お答えいたします。今回の減税は、住民税それから所得税合わせまして一兆一千八百億円に上るわけでございますが、数年ぶりで行われる本格的な減税ということです。

これが消費活動等にどういうふうな影響を与えるか、これを計画的に把握するということは技術的にいいろいろ困難な問題がございます。しかしながら、申し上げるまでもなく、減税というものは直接的には個人の可処分所得をふやすわけございまますし、また数年ぶりの大規模な減税といふようなこともあります。また、消費マインドにもかなりの好影響があるのではないかということで、こういった効果を通じまして個人消費を増加させる方向に作用すると考えておるわけでござります。

ただ同時に、間接税等の增收がござります。

これはマイナスの影響があるわけございませんけれども、間接税の增收額というものは、先ほど申し上げました住民税とか所得税の減税額の金額に比べましてその半分以下でござりますから、全体合わせたネットの効果では、これは個人消費に対してもプラスの影響を与えるというふうに考えられました。したがつて、これが内需を中心とした景気の拡大に寄与するというふうに考えているわけござります。

○吉井委員 最後の質問でござりますので、皆さ

ん方も大変お疲れだろうと思ひますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○大石委員長 吉井光照君。
していただくように特に強く要請をして、審議の促進を図りまして、以上で終わります。

○吉井委員 最後の質問でござりますので、皆さ

ん方も大変お疲れだろうと思ひますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○田川国務大臣 今回の地方税の減税は、与野党合意の線に沿いましてこのような案をつくつた、お尋ねいたしますが、昨年の与野党合意について、この合意が守られているとお考えかどうか、大臣ひとつお願いします。

○吉井委員 ところが今回の減税は、御承知のよ

ういうことでございます。

○吉井委員 それで、景気浮揚の面から経企厅にお尋ねをしたいわけございますが、その与野党合意の最も大きい柱は、景気浮揚に役立つ減税、内閣本部体制の整備による消費拡大、また内需拡大は期待できるのかどうか。昨年秋の総合経済対策も、所得税、住民税の減税は内需拡大を大きなねらいとしたもの、このように考えておりますが、その点はどうでしょうか。

○服藤説明員 お答えいたします。あと残りますのは、公共料金の改定がござります。これは、それによりまして物価の上昇というような現象が生じて、その分そうでない場合に比べて実質的な消費の増加は抑制されることになるわけござります。しかしながら、公共料金の改定の方は全体として見れば受益者負担というよう

な点もございまして、やや公共料金の引き上げと間接税の增收という面は同じカテゴリーの中で考えるのにふさわしいかどうかという問題もあります。

今申し上げましたことを要約いたしますと、所得税、住民税の減税と間接税の增收合わせたところでは景気に對しては好影響がある、それから公共料金の影響につきましては、物価に与える影響を考慮しますと、その分所得税、住民税の好影響が若干相殺される面があるということかと存じます。

今申し上げましたことを要約いたしますと、所得税、住民税の減税と間接税の增收合わせたところでは景気に對しては好影響がある、それから公共料金の影響につきましては、物価に与える影響を考慮しますと、その分所得税、住民税の好影響が若干相殺される面があるということかと存じます。

○吉井委員 さらに、補てん財源として法人税の税率の引き上げ、また法人平均等割の税率の引き上げ等も行つてあるわけですが、こうしたことによつて法人の設備投資意欲を減退させるのではないか、こういうことも考えられるわけですが、こうしたことと内需拡大にまた大きなマイナス要因となるのではないか、こういう点についてはどうでしよう。

○服藤説明員 お答えいたしました。

法人税の増税、省エネ投資等の減税、こういつた措置が設備投資にどうい影響を与えるかといふ点でござりますけれども、そういった措置が企

業の期待収益率などにどんな影響を及ぼすか、そしてそれによりましてまた設備投資がどういう影響を受けるかといった問題がございまして、これを計数的に把握するというのは非常に難しいわけでございます。

ただ、その影響される方向というのを考えてみますと、まず、最近の設備投資でござりますけれども、技術革新のための投資とかあるいは省エネ、省力化の投資など非常に企業の投資意欲が根強うございます。特に最近は、中小企業等にも設備投資について動意が出てきております。したがいまして、そういう環境のもとでは、法人税の増税による設備投資への影響といったようなものは、そうでない場合に比べましてそれほど大きくはないと考えられます。そして、同時に行われます

す。そうした要素も十分加味された上での今回の調整減税であるか、その点はどうですか。

○関根政府委員 住民税の減税を決定いたしましたにつきましては、物価の上昇とか国民の生活水準などとの上昇の度合い、そういうことは当然頭に置いて検討を進めたわけでございますけれども、ただ單純にそれだけではございませんで、今度の減税案決定までに至る経緯は、先ほどから御論議いただいておりますように、与野党の国会でのいろいろな御論議を踏まえ、与野党合意を踏まえて政府として最大限の努力をしてきたわけでございまして、その過程におきましては、国、地方を通ずる財政の厳しい状況、そういう中で許し得る減税の規模というようなものを考えて最終的な決定を見たわけでございます。

しかし、具体的に引き上かりました住民税の減税をとって考えてみますと、例えば課税最低限にして現在の百五十八万四千円という線が設定されまして、五十九年度には減税の結果それが百八十八万八千円になるわけですが、アップ率といたしましては一九%のアップになるわけですが、その間におきます物価の上昇は、五十四対五十八で対比をいたしますと一八%程度ということになつておりますので、ほんとういふものと結果的には見合つたものになつていると考えております。

○吉井委員 ところが、改正後におきましても課税最低限といふものが生活保護基準を上回るに至つてはいる。ということからすれば、生活水準の維持を可能にするほどの減税とは言えないのではないか、すなわち十分調整された上での減税とは言えないのではないか、こういう気がするわけですね。五十五年までは課税最低限は生活保護基準を上回つております。ところが五十六年以降、また改正後の五十九年もこれを下回つてはいるわけですが、この点についてはどうですか。

○関根政府委員 その間におきます生活保護基準の引き上げ率が相当大幅でございました。これ

は、生活保護基準が単に生活水準の上昇といふものに見合つたものだけではございませんで、いわゆる格差是正方式と言われておるような形で通常の家庭における消費水準等に近づけていくこうということで、実際の物価上昇等以上にアップ率が設定をされてきた、そういう経緯がございまして、いわば生活保護基準がどんどん上がつてしまつた、我が方の税サードからいいますとそういう形になつてゐるわけでございます。したがつて、先ほど申し上げましたような、大体物価に見合つうような課税最低限の上昇はやつたつもりでございますが、なお生活保護基準を上回るには至つていなかつてございます。

これにつきましては、ただ、生活保護程度の收入しかない方に住民税を課税するということはやはりいささか問題がございますので、五十六年度以降とつてまいりました非課税限度額という制度を設けまして、そういった事態を避けるようになつていてるところでございます。

○吉井委員 次に、住民税の最低税率の引き上げについては、先ほどからいろいろと論議されたわけでございますが、これは結局国税に合わせた減税に伴う財源措置にすぎないのでないか、こういうふうな気もするわけですが、この点どうですか。

○闇根政府委員 これは必ずしも国税に合わせたというのではありません。結果的には国税もなつておりますから、結果は同じなわけでございますが、特に住民税の場合には、現在の市町村民税の所得割が2%という極めて低い率でございまので、地方税充実の方向ないしは住民税の累進税率をできるだけならかなるものに将来持つていただきたいという考え方のもとに、今回減税をやるに際しまして、課税最低限が上がるわけでございますから、増税にならないような形でそのことが実施できるということで今回踏み切らしていただいたわけでございます。

なお、○・五%最低税率を上げることによつて、

それを財源としているのではないかという御趣旨のお話でございますが、私どもは平年度ベースにいたしまして三千億の本格減税を実施するということを目標に作業をいたしたわけでございました。この〇・五%の税率の引き上げに伴つて税制上当然増収は出てまいりますけれども、これは横へ置きました、三千億減税を実施して、その得られた財源を持ってきて埋め合わせる、そういうやり方をしているのですがございません。最低税率の引き上げによって得られる増収分は減税額の中へ入れまして、入れるというよりは上乗せをいたしましたが、仮に〇・五%引き上げる分の得られる増収額が一千億だといしますと、本格減税三千億の上にそれを乗せまして、実質全体としては四千億の減税をいたしました。ただそのうちの千億だけは最低税率の引き上げによってカバーしていますよ、こういう形にしてあるわけでございます。したがつて、減税規模三千億に食い込むような形での財源として考へているものではないということを御理解いただきたいと思います。

前年所得に対してその翌年に課税をするというような仕組みがとられていることとも関連をいたしまります。したがって、今のような住民税所付税において特別加算されているわけですが、それが割のつかまえ方でございますと、実際問題としてつかまえることが非常に難しいんじゃないかと思います。

したがって、もしこれを仮に取るということになりますと、通常の住民税から分離をいたしまして、やはり国税で分離課税をやっているのと同じように、地方税といたしましても分離課税というような形を導入するのが一つの方法ではないかと、いうふうに考えております。

ただ、その際問題となりますのは、銀行窓口等における事務が相当煩雑になるという心配もございます。住所地ごとにずっと仕分けをしていかなければいかぬわけでござりますし、それから、そもそも課税預金につきまして確定な住所地の申告がなされるのかどうかといったような、住所地の正確な把握ということにも非常に難しい問題があらうと思います。

こういった問題をいろいろと今後税調の場におきまして、私ども一緒に議論をしてまいりたいと考えておりますが、いずれにしても何らかの形で住民税が課税されるようなそういう仕組みをつくり上げていきたい。もちろん、前提といたしますは、分離課税が残るという前提の場合でござります。総合課税に移行すれば問題は一切解消するわけですが、その場合には、何らかの形で課税に持つていきたいというふうに考えております。譲与税という方式にしたらどうかというお話をございました。これは説明をいたしましたと長くなりましたから簡単に申し上げますが、やはり譲与税というのは、国が徴収して地方団体に配分する税でござりますので、本当の意味の一人前の地方税ではないというふうに考えております。やはり私どもは、できるものなら地方独立税としてこういふものを作成していくのが本筋ではなかろうかと、いうふうに考えておる次第でござります。

○吉井委員 ところで、利子所得において、國税で源泉分離を選択した場合は住民税が課税されないこと等を考慮して、いわゆる財対臨特が地方交付税において特別加算されているわけですが、そこで、五十九年度非課税による減収が先ほど申しました約千三百億、これに対してその手当てとして五百億、これは一体どうしたことですか。

○石原政府委員 従来から、地方財政対策を講ずるに際しまして、いわゆる財対臨特という形で、源泉分離課税を選択した利子所得に對して住民税が課税されない、こういう事情を念頭に置いて一定の額が決められてきております。

臨特の額は、おおむね住民税が課税されないと伴う減収額といいましょうか、相当額がその額とされて財対臨特の総額とされてきたわけであります。五十九年度の地財対策に当たりまして、私どもとしては、その従来の考え方で総額を確保したいという気持ちを持つておつたわけでありますけれども、しかし、この額はそういう事情を考慮して国と地方それぞれの財政状況を勘案して決定してきたという経緯もございまして、五十九年度は、国の財政状態も異例に厳しい状況に陥っています。五十九年度の地財対策に当たりまして、住民税が課税されるようなそういう仕組みをつくり上げていきたい。もちろん、前提といたしますは、分離課税が残るという前提の場合でござります。総合課税に移行すれば問題は一切解消する

で源泉分離を選択した場合は住民税が課税されないこと等を考慮して、いわゆる財対臨特が地方交付税において特別加算されているわけですが、そこで、五十九年度非課税による減収が先ほど申しました約千三百億、これに対してその手当てとして五百億、これは一体どうのことですか。

されたわけでございます。

この問題が昭和五十年当初大きくクローズアップされました、知事会等でも強い要請があつたわ

けですが、これは結局大型間接税導入という絡み、そういう税調の考えもありまして今日まで見送られてきたという経緯があるわけでございます。ところが中曾根内閣は、大型間接税の導入はあり得ない、こういう方向をはつきり示しているわけございますが、こうしたことを考えたならば、いわゆる外形課税の導入ということはここで考えられないものか、やはり至急に検討されるべき問題ではなかろうかと思うわけですが、この点についてはどうですか。

○関根政府委員 外形課税を事業税に全面的に導入する問題につきましては、私どもは、地方団体の税収の安定的な確保を図る上から基本的には望ましいものというふうに考えております。しかし、お話をございましたように、この問題は前から大きな問題といたしまして各方面で議論をされ、一般消費税創設の議論が起きました昭和五十年代当初の段階で切実な話として議論をなされてきたわけでございますが、その後におきましても、税制調査会の基本的な物の考え方は、課税ベースの広い間接税との関係を考慮して検討すべきであるということを一貫して議論がなされてきているところでござります。

確かに、景気後退期におきましては、収益課税

五百億はどういう計算の基礎から出たのかといふことでございますが、昨年末からことしの初めにかけて地財対策の論議をする過程において、その時点では五十八年度の源泉分離課税を選択した大につきましては、私どもも、地方団体からの要望もござりますので、できるものなら何とか拡大拡大するならば、住民税の最低税率の引き上げをしなくても済むのではないか、このように思うわけですが、この四点についてお尋ねをいたします。

○吉井委員 事業所税の課税団体の範囲の拡大について、事業所税の課税団体の範囲を

○吉井委員 次に、事業所税の拡大の問題でござりますが、今回の政府税調も「事業所税の性格等

を踏まえ、引き続き検討すべきものと考える。こ

のよう

に

言つておりますが、これはいつもの年と

全然変わっているわけですね。あと何を検討する

のか、もはや検討し尽くされているのではない

か、このような気がするわけでございます。その

わけございますが、こうしたことを考えたなら

ば、いわゆる外形課税の導入ということはここで

考えられないものか、やはり至急に検討されるべき問題ではなかろうかと思うわけですが、この点についてはどうですか。

○吉井委員 事業所税の性格等を踏まえつつ、検討すべきものと考える」ということで、必ずしも直ちにもう課税に移つてよろしいというような方向性は出でないわけでございます。

そこで、どんなことを検討するのかというお話をございますけれども、私どもが当面一番頭の痛いところでございますのは、課税対象を広げてま

りますと、新たに課税権を付与された都市に

とつては、そこに所在する企業にとつては、根つ

いところでございますのは、課税対象を広げてま

りますけれども、拡大をされたところはやはり新し

い税だということになる、その辺に問題があるのではないかといった議論も実は出でてきているわけだと思います。もちろん、基本的な問題といたしましては、事業所税というのはそもそもどういう論理で設けているのか、やはり一定の規模の都市の集積というものに着目して、その都市の整備に要する財源を調達するための税として構成すべきではないか、したがつて集積の少ない都市については、それに見合う特別の都市整備のための財政需要もそれほどあるわけではないのだから、やはりつくるのはおかしいよ、こういった基本論の議論もまだ実は残されているわけでございます。そういういた議論も我々は我々なりにある程度説得力をもつて説明ができるというふうに考えておりますが、今後もさらにその辺を詰めまして、関係者の同意をできるだけ得られるよう私どもとしては努力していくだといふうに考えております。

それから、次の最低税率の引き上げに伴う増収額でございますが、実はこれは昭和五十九年度には実施いたしませんで、六十年度から引き上げさせていただくという考え方に基づいております。

六十年度におきましてはその分として約一千億を見込んでおります。

一方、事業所税の課税団体の範囲を拡大をいたしまして人口二十万以上の都市にまで拡大する、

同時に県庁所在の都市にも広げるということを前提としたしまして試算をいたしますと、およそ三百二十六億の増収が予定されるところでございます。

○吉井委員 次に、国保の問題についてちょっとお尋ねしておきたいと思うのです。

限度額の引き上げに伴う国保の増収によりま

で、国保に対する国の補助金は減少するのではないか、つまり国の補助金を減らすために限度額を引き上げたのではないか、これは国の負担の住民転嫁ではないか、このようにも考えられるわけでございます。

○吉井委員 これが、この点どうですか。

○吉井委員 御案内とのおり、国民健康保険税はその市町村で要します医療費総額の一定割

合、だから、これは総額は決まるわけでございませんが、それを調達するために取られれている税金でございますので、その一定割合が変わらない以上は、この限度額の引き上げによりまして被保険者相互間の負担の変動はございますが、総額は一定でございますので、直接それによりまして国庫が得をするというようなことはない仕組みになつております。

○吉井委員 今回の退職医療制度の創設または医療保険制度の改正に伴つて、国保に対応するところの国庫補助制度は、調整交付金を含めて四五%から三八・五%に引き下げられるわけですが、これに伴つて国保保険料負担が増大するのではない

か、こういう懸念を持つものであります。

つまり医療費適正化対策での三百五十億の軽減というものが果たして國られるかどうか、また保険料収納率向上対策を果たして期待できるのか、

この問題につきましても先ほどからいろいろ討論がございました。また、老人保険医療費に対する

国保の拠出金が、加入者率分率の引き下げによって数百億程度増加する。また、国保保険料の軽減

に対して従来一〇〇%補てんされてきた軽減交付金が、先ほどからの答弁によりましても八〇%補てんになる。また退職者医療制度の発足によりま

して、大都市及びその周辺市町村の国保は、退職者のウエートが非常に大きいために補助金の補助率がたとえ下がつたとしても財政面での影響は少

ないわけですが、農村部に参りますと、国保はこのウエートが非常に小さいために補助率の引き下げによる影響というものは非常に大きいわけであ

ります。したがつて、果たして財政調整交付金による調整でカバーできるか。こういったものを考

えたならば、結局これらの医療保険制度の改革に

ついては、この点についての困難な問題がござります。

ただ、一方でお話しのよる退職者医療制度と

いうものが、これは国保にとりまして長年の念願でもあつたわけでありますけれども、これによる

財政的な好影響といいうものが予想されるといふことが一つ、それから医療費適正化ということで、

最近特に力を入れまして、私どもの国でやるべきものあるいは市町村でやるべきものさまざまございますけれども、とともにかくにも国保税のこれまでのかなりの引き上げといいうものの趨勢をできるだけ小さいものにしたいといふことで医療費適正化対策推進等もやるわけでございますが、最近の

医療費の動向といいうものを見ますと相当下がつてきていますが、これに加えましてさらに税制面におき

まして親に対しまして助成をするという道を開く

ということにつきましては、現在の教育助成方式

ために、その負担軽減の観点から税制上一定額を控除する制度を創設してはどうかといふことなど思いますが、これに加えましてさらに税制面におき

まして親に対しまして助成をするという道を開く

ことがあります。例えば私学の助成とかいろいろございますが、これに加えましてさらに税制面におき

まして親に対しまして助成をするという道を開く

たた、繰り返しますけれども、三千三百の市町村すべてについてどういう状況になるかといふことは、これは医療費の動向なりによりまして変わつてまいりますので、確言できませんけれども、全体的な、全国的な一つの見通しといたしましておるところでございます。

○吉井委員 議事進行に協力するため、あと大蔵省にお尋ねしておきたいと思います。

○吉井委員 議事進行に協力するため、あと大蔵省にお尋ねしておきたいと思うのですが、現在、御承知のように子を持つ家庭の家計に占める教育費の負担、これは非常に大きいものとなっていますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

し部分といいうものが減ることは確かにございませんが、この負担の軽減を図るために医療費の四五%から給付費の二分の一といふことにいたしますので、その限りにおいては国庫の拿出

の労働者の方の税負担とのバランスというような問題もございまして、そういう個別の事情を税制においてしんしやすくするということにはおのずから限度があるということでございます。

これは、昨年の中期答申におきましてもこの点につきまして答申が出ておりまして、ちょっとと読んでみますと、「新規控除」の関係で「教育費控除」というのがございますが、こういうものについて創設すべきであるとする要望があるが、税制をいたずらに複雑にするし、税制上しんしやすくすることはおのずから限界があること、客観的な基準を見出することは困難であることというようなことで、否定的な「適当でない」というような結論が出ておるところでございます。

○吉井委員 今いろいろと答弁をいただいたわけですが、今も御答弁の中にありましたように、近年、私学助成が非常に充実してきておる。私立学校に対して国民一般が租税によって援助するということは、これは父母負担の軽減ということもよりも、公立学校との均衡上、私立学校の教育条件の維持向上を図ることに重点があるのであって、父母負担軽減のためには個々の納税者をとられた教育費控除の方が助成方法としては効果があるのじゃないか、このように思うわけでございます。

また、せんだつて貯蓄増強中央委員会というのが貯蓄の世論調査をやっておりますけれども、その中で最も重点を置いている貯蓄の目的というのもつきまして、一位は病気や不時の災害に備えて貯蓄をするというのが三六%、二位はやはり子供の教育費や結婚資金、これが二〇・七%、このようになつております。これを見ても教育費に対するところの備えというものが極めて高い、こういうことがうなづけるわけでございます。

税制上の問題をとつてみても、既に医療費の控除、また雑損控除のほかに、住宅、また老齢対策にも今特別な措置が講じられているわけですが、言つてみれば教育についてはこのような個別の税制措置がないわけですね。これは国民の大変大き

な関心事でもございませんし、他との均衡から見ましても、この際、教育費控除の創設はもう検討すべきではないか、このように思うわけでございます。

大臣にお尋ねをしたいのですが、新自由クラブも昨年の総選挙では教育減税というものを声高らかに提唱されたわけでございますが、この教育費減税について大臣のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○田川國務大臣

教育に対する軽減措置、特に教育減税というのは私どももかねてから主張をしてきたところでございます。

ただ、今それを地方税でどういうようにして生かすかということは、今の地方財政の厳しい状態から見ますとなかなか難しい問題でございまして、私どもが考えていたことは、今後の検討課題として、国税、地方税を含めて我々は真剣に考えていきたい、このように思つております。

○吉井委員 最後に、どうもいろいろ難しい問題かもしませんけれども、検討する、こういう御答弁が非常に多いわけでございます。検討するといふのは一体どうしたことなのか、最後にはもうわからなくなるような気がするわけでございます。

これは、基本的な問題としていつの場合でも話題になるのが、国と地方団体間におけるところの税配分の問題でございます。議事録をひもといて

いたしました。

○大石委員長

この際、本案に対し、日本社会党・護憲共同及び公明党・国民会議を代表して加藤万吉外一名より修正案が、日本共産党・革新共同を

代表して経塚幸夫君より修正案が、それぞれ提出されております。加藤万吉君。

兩修正案の提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。加藤万吉君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○加藤(万)委員 私は、提案者である日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案理由及び概要を申し上げます。

所得税はもとより、それ以上に過重な負担となつてゐる個人住民税については、全野党こそつて大幅減税を主張してまいりました。この結果、昭和五十九年度において、約三千百億円の個人住民税減税が行われることとなりました。当初の要求に比べれば、決して満足し得るものではありませんが、一定の成果としてこれを受けとめ、今後も住民負担の軽減に向けて努力する決意であることを、ここにまず明らかにしておきたいと存じます。

その四つは、税率であります。現行の所得課税による収入額は、基本的に確保する考え方から、所得課税については、現行税率の二分の一とし、外形標準課税については、百分の一・七といたしております。

その五つは、実施時期及び経過措置であります。が、昭和六十年度から実施することとし、以後二年間の経過措置を設け、激変緩和の措置を講じております。

以上が本修正案の提案理由及び概要であります。さて、ここ数年、地方税制改正に強く求められていることは、住民負担の軽減はもとより、個人法人を問わずさまざまな非課税措置等特例措置を改廃し、税負担の公平を図る一方、法人課税の適正化により安定的な租税収入を確保することあります。

これに対し、市町村における減収補てん財源に

ついては全く放置したまま、地方への法人課税の配分割合を低下させる一方、個人住民税においては、最低税率の引き上げ、賦課制限率の引き下げなど、今回の政府改正案は、地方税制改正の今日

は、法人課税について抜本的な改革を行なうことが不可欠であり、そのためには、まず第一に法人事業税の課税のあり方について、これを外形標準課税に転換する必要があると考えます。これが本修正案を提案した理由であります。

次に、修正案の概要を御説明申し上げます。その一つは、対象法人についてであります。資本等の金額が一億円以上の法人で普通法人を対象として、外形標準課税を行なうこととし、その際、

現行の収入金額を課税標準とする法人については、除外することといたしております。

その二つは、課税方式についてであります。現行の所得課税及び外形標準課税の併用方式とす

り、所得はもとより、それ以上に過重な負担となつてゐる個人住民税については、全野党こそつて大幅減税を主張してまいりました。この結果、昭和五十九年度において、約三千百億円の個人住民税減税が行われることとなりました。当初の要求に比べれば、決して満足し得るものではありませんが、一定の成果としてこれを受けとめ、今後も住民負担の軽減に向けて努力する決意であることを、ここにまず明らかにしておきたいと存じます。

その四つは、税率であります。現行の所得課税による収入額は、基本的に確保する考え方から、所得課税については、現行税率の二分の一とし、外形標準課税については、百分の一・七といたして

おります。

その五つは、実施時期及び経過措置であります。が、昭和六十年度から実施することとし、以後二年間の経過措置を設け、激変緩和の措置を講じております。

以上が本修正案の提案理由及び概要であります。さて、ここ数年、地方税制改正に強く求められ

ていることは、住民負担の軽減はもとより、個人法人を問わずさまざまな非課税措置等特例措置を改廃し、税負担の公平を図る一方、法人課税の適

正化により安定的な租税収入を確保することあります。

○大石委員長 これにて本案に対する質疑は終局

をもたらすものであります。その意味で、本修正案は、極めて重要な緊急の課題と信ずるものであります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○大石委員長 経塚幸夫君。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正正案

[本号末尾に掲載]

○経塚委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、我が党提出の地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由と概要を御説明いたします。

御承知のとおり、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案は、四年ぶりに住民税の課税最低限を引き上げ、約三千億円の減税を実施すると書いています。これは、国民の強い減税要求にこだわるものとは言えないのです。

まず、第一に、減税と言ひながら、他方では、大衆課税である自動車税、軽自動車税、あるいは、中小企業に相対的に負担の重い法人住民税均等割の二年連続の引き上げなどで、ここ十年来最大規模の大増税を行つていてあります。

第二は、住民税減税そのもの、これまでの減税見送りによる実質増税を償えないと十分な規模にとどまっていることからも明らかであります。それは、課税最低限の引き上げを行つたにもかかわらず、依然として生活保護基準額を下回り、そのため非課税限度制度を存続させていることからも明らかであります。また、市町村民税所得割の最低税率の引き上げなども、低所得者層への負担を強化するもので容認できるものではありません。

第三に、「納税環境の整備」と称して、憲法の民主主義に根差した申告納税制度の抜本的改悪を図つてきています。これは、中小零細業

者への徵税強化を目的としたものであり、特に、帳簿、書類の保存の義務づけや課税処分取り消し訴訟における原告側に対する一方的な制限などは、申告納税制度を根本から覆すものであり、直ちに撤回すべきものであります。

このような問題点を持つ政府案を修正して、住民税減税の規模を拡大するとともに、抱き合わせ増税を中止して国民の減税要求に真にこたえる、また、申告納税制度を守るというのが本修正案の提案理由であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、基礎控除、配偶者控除、扶養控除を各三万円引き上げ、二十九万円といたしております。また、老人扶養控除等についても所要の引き上げを行つております。これらにより、減税規模は政府案よりさらに三千億円増加し、約六千億円となる見込みであります。なお、三控除の引き上げにより、給与所得者の標準四人世帯の課税最低限は、二百七万九千円となります。

第二に、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除についてそれぞれ三万円引き上げ、二十七万円にするとともに、特別障害者控除も三万円引き上げ二十九万円とするにしておられます。

第三に、市町村民税所得割の最低税率は2%に据え置くとともに、税率適用区分も現行どおりといたしております。

第四に、賦課制限率の引き下げは行わず、現行の八〇%に据え置くことにしております。

第五に、自動車税、軽自動車税の引き上げは行わないことといたしております。

第六に、法人住民税均等割については、資本金一億円以下の中小企業についてのみ現行どおり据え置くことにしております。

第七に、納税環境の整備に関する部分の改正は行わないこととし、関連条項である第十九条の十四、第二十条の十一、第四十五条の四、第七十二条の四十六などの改正規定をすべて削除いたして

おります。

なお、本修正に関しても必要となる新たな財源は、我が党の予算組み替え提案を実施すれば十分に生み出しが可能であります。

○大石委員長 以上で両修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○大石委員長 これより討論に入ります。

原案及びこれに対する両修正案を一括して討論に付します。

○西田(司)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、政府提案の地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。西田司君。

地方財政は、昭和五十九年度においても巨額の財源不足が生ずるとともに、本年度末における借入金残高は五十七兆円にも達するものと見込まれます。このままでは、地方税負担の現状と地方財政の状況から見て、いずれも当面の課税の申し出がありますので、順次これを許します。

○大石委員長 これの改正は、最近における地方税負担の現状と地方財政の状況から見て、いずれも当面の課税の申し出がありますので、順次これを許します。

○西田(司)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、政府提案の地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

地方財政は、昭和五十九年度においても巨額の財源不足が生ずるとともに、本年度末における借入金残高は五十七兆円にも達するものと見込まれます。このままでは、地方税負担の現状と地方財政の状況から見て、いずれも当面の課税の申し出がありますので、順次これを許します。

○大石委員長 これの改正は、最近における地方税負担の現状と地方財政の状況から見て、いずれも当面の課税の申し出がありますので、順次これを許します。

○西田(司)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、政府提案の地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

地方財政は、昭和五十九年度においても巨額の財源不足が生ずるとともに、本年度末における借入金残高は五十七兆円にも達するものと見込まれます。このままでは、地方税負担の現状と地方財政の状況から見て、いずれも当面の課税の申し出がありますので、順次これを許します。

○大石委員長 これの改正は、最近における地方税負担の現状と地方財政の状況から見て、いずれも当面の課税の申し出がありますので、順次これを許します。

○大石委員長 山下八洲夫君。

○山下(八)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議の共同提案による地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成する立場から、反対の討論を行います。

近年、行政改革の名のもとでの政府の縮小均衡化政策は、国民生活はもとより、国、自治体間の税財政関係にも多くの矛盾をもたらしております。とりわけ、昭和五十九年度に至っては自立自助を國、自治体間に持ち込むことによって、地方の発展を大きく阻害するものとなってしまっています。すなわち、政府の地方税改正案は、基本的思

想の全くないまま、取りやすいところから税を取り立て、声の大きいものには優遇し、あぐけの果てには、地方自治の基礎たる市町村についてはこれを軽視しているところに最大の特徴があります。

以下、具体的に反対理由を申し上げます。

第一は、税制改正の基本的思想の問題であります。三千百三十億円の減税に対し、当初これをはるかに上回る五千七百七十億円もの増税案を公表したあげく、世論の強い批判に遭つてこれを圧縮せざるを得なくなり、二千七百二十億円の減税にとどまる結果となつております。この一連の経過に見られるように、政府案には全く思想的裏づけは見られません。

第二は、市町村の減収補てんの問題であります。国税重視、地方税軽視という国の態度は、市町村において九百四十八億円の減収が何ら税源補てんされないまま放置されていることに端的に示されております。

第三は、極めて不公平とも言ふべき個人住民税減税の問題であります。今回の改正案は、最低税率を〇・五%引き上げ、賦課制限率の引き下げなど、低所得者の負担強化、高額所得者優遇の典型であります。この点では、無思想の改正内容において唯一思想のある改正と言うべきであります。

このほか、自動車税、とりわけ個人所得の定額課税の引き上げなど、税を取りやすいところから取り立てる点では際立つた内容を持つていると言えます。しかも他方では、法人税率の引き上げに対し地方政府の法人課税の強化を放置したことから、地方に対する法人課税の配分割合は低下する一方となり、産業用電気税の非課税措置、社会保険診療報酬課税の特例措置、新聞、放送事業等に対する特例措置等、不公平税制を放置するなど、地方税制改正に求められている今日的課題からは遠く隔たつた内容と言わざるを得ません。この際、政府は、地方税源の充実、不公平税制

の是正、安定的税収確保のための法人事業税の外形標準課税への転換などを図り、地方自治の発展を図るべきであることを強く主張いたします。

なお最後に、納稅環境の整備ということで申告納付にかかる記帳を義務づけるやり方は、税務行政を権力化するものであり、余りにも問題が多く、反対であることをこの際はつきりしておきたまないと存じます。

以上、私の反対の討論を終わらせていただきまます。(拍手)

○大石委員長 宮崎角治君
○宮崎(角)委員 私は、公明党・国民會議を代表して、ただいま議題となりました内閣提出に係る地方税法等の一部を改正する法律案及び日本共産党・革新共同提出の同法修正案に反対し、日本社会党・護憲共同・公明党・国民會議共同提出の同法修正案に賛成する討論を行ふものであります。

以上、私は、この際はつきりして、減税についてあります。

減税に対する今回の政府案は、平年度で住民税三千億円、所得税七千億円の合計で一兆円を予定しております。

しかし、今回の政府案は、こうした改革の方向すら見当たらないばかりか、五十九年度の税制改正を見ますと、税配分はむしろ國の方により手厚く措置されており、地方税充実の姿勢が全くうかがえないのであります。

さらに、税収の安定的確保という点から、私どもは法人事業税の外形課税化を強く要求してきましたが、こうした点につきましても改革されておらないのであります。少なくとも、社公提案の修正案のとおり修正を行うことを要求するものであります。

反対理由の第二点といたしまして、減税についてあります。

減税に対する今回の政府案は、平年度で住民税三千億円、所得税七千億円の合計で一兆円を予定しております。

今回の地方税制度は、國の租税特別措置などにより國税を減免した場合、地方税が減收する仕組みになつております。また、地方税においても、産業振興の目的で國の政策減税措置がとられておりますが、これらは既得権化しているものも少なくありません。

このような國税の租税特別措置についても全面的に置かれておりますが、この主な原因は、高い經濟成長のもとでとり続けてきた行財政構造に抜本的改革が加えられていないことによるもので、今は見直しが行われております。

また最近は、地域の特性を生かした郷土づくりや住民生活に根差した文化がはぐまれて、地方の時代という言葉が定着しております。あらゆる面において地方にスポットが当てられておるのであります。

なお、共産党提出の修正案については、意見を述べておません。これが反対理由の第三であります。

以上が政府原案に対する主な反対理由であります。

以上をもちまして、反対討論といたします。(拍手)

○岡田(正)委員 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、討論を行ふものであります。

第一は、住民税減税は要求の七〇%で非常に少なく、見返りの増税はたつぶりであります。

第二は、地方税の関係におきまして不公平税制の是正が行われております。

第三は、住民税の関係でありますが、最低税率を二%から二・五%に引き上げておることは明らかに増税であります。

第四は、住民税率適用区分についてであります

が、課税所得金額三十万円以下を二十万円以下と下げておりますことは実質的な増税であります。

第五は、自動車税、軽自動車税の一〇ないし一

以上の理由によって原案に反対をするものであります。

次に、修正案についてであります。法人事業税に外形標準課税方式導入の修正案につきましては、その趣旨には大いに賛同するところがあります。

しかしながら、資本金一億円とありますのが大変気になるのであります。この件について知事会が既に提案をなさつておられるのを見ましても、中小企業保護のため資本五億円以上をとるべしという意見があります。それと随分離れておりますので、資本金一億円というのは問題があると考えます。中小企業への配慮が多少不足をしているのではないかと思われる所以あります。結果的には、赤字がふえるだけで、倒産、雇用不安を招くことになりかねないと思うのであります。

以上の理由によりまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議御提出の修正案には反対をいたしました。日本共产党・革新共同御提出の修正案につきましては、考え方を大いに異にいたしますので、これにも反対することを表明いたしまして、討論を終わります。(拍手)

また、日本共产党・革新共同御提出の修正案につきましては、考え方を大いに異にいたしますので、これにも反対することを表明いたしまして、討論を終わります。(拍手)

○大石委員長 経塚幸夫君。
○経塚委員 私は、日本共产党・革新共同を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案に反対、我が党提出の修正案に賛成の立場から討論を行います。

政府は、四年ぶりにいわゆる本格減税を実施したと称しておりますが、実際には減税を隠れみの増税を行っております。これが反対理由の第一であります。

平年度ベースで見た増税額は三千九百五十三億円で、これはここ十年來で最大規模の増税であります。しかも、その大部分が大衆課税である自動車税、軽自動車税、あるいは中小企業に相対的に重い法人住民税の均等割の引き上げであり、しかも、引き上げ幅はかつてない大幅なものとなつているのであります。

第二は、住民税の改正が、低所得者に不利に高額所得者に有利になつてゐる点であります。二十二年ぶりに市町村民税所得割の最低税率を二%から二・五%に引き上げたために、年収三百万円以下の低所得者層は、昭和五十九年度から六十年度にかけては増税となるのであります。昨年、総選挙の際、選挙で何を期待するかとの新聞の世論調査に対し、減税がトップに挙がつておりますので、資本金一億円というものは問題があると考えます。中小企業への配慮が多少不足をしているのではないかと思われる所以あります。結果的には、赤字がふえるだけで、倒産、雇用不安を招くことになりかねないと思うのであります。

以上の理由によりまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議御提出の修正案には反対をいたしました。日本共产党・革新共同御提出の修正案につきましては、考え方を大いに異にいたしますので、これにも反対することを表明いたしまして、討論を終わります。(拍手)

第三の反対理由は、申告納税制度の抜本的な改悪であります。

納税者には帳簿、書類の保存を義務づけながら、税務当局には課税に当たつて何の調査の義務も課さない。訴訟になれば決定庁が立証の責任を負うと最高裁判例もあるのに、この判例も無視、納税者にだけ立証の義務を課し、しかもその機会も一方的に奪うものであり、新憲法下での国民主権に根差した申告納税制度そのものを覆すものであります。

しかも、このような重大な法案を法制審にもかげず、日弁連など関係団体の意見も聞かず、いわゆる日切れ法案と抱き合せで可決させようとし

ていることは極めて重大であります。直ちに撤回し、広く関係者の意見を改めて聞くべきであります。

以上が政府案に対する主な反対理由であります。

次に、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議提出の修正案についてであります。目下の地方税法改正案修正の焦点は、住民税減税の規模の拡大、自動車税等の増税の取りやめ、及び申告納税制度の改悪阻止にあるのであり、これらの点に

触れていない修正案には残念ながら同意できないのであります。

最後に、我が党の修正案は、個人住民税を六千億円規模に拡大するとともに、自動車税などの増税は中止することとしております。また、申告納

税制度の改悪は行わないことにしております。

これが実現するならば、低迷する個人消費を刺激し、国民本位の景気回復に一定の役割を果たすことは明らかであります。

以上、政府提出の原案に反対、二党共同提出の修正案に反対、我が党提出の修正案に賛成の態度を表明して、討論を終わります。

○大石委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大石委員長 これより採決に入ります。

地方税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、加藤万吉君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大石委員長 起立少數。よつて、加藤万吉君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、経塚幸夫君提出の修正案について採決いたします。

(賛成者起立)

○大石委員長 起立少數。よつて、経塚幸夫君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大石委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔報告書は附録に掲載〕

○大石委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

午後九時五十三分散会

4 第七十二条の十二の各事業年度の外形標準額は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該事業年度における同条の所得並びに当該所得の計算において損金の額に算入された次の各号に定める給与、利子及び賃借料(以下本節において「給与等」という。)の額の

附則第一条第一号中「附則第十六条」を「附則第十二条」に改め、同条第二号中「第三百二十八条の三」及び「及び別表第二」を削り、「並びに附則第八条第一項及び第十三条第一項」を「及び附則第五条第一項」に改め、同条第三号中「第三百二十八条の三」及び「及び別表第二」を削り、「附則第八条第二項及び第十三条第二項」を「附則第五条第二項及び第十条」に改める。

附則第四条から第六条までを削り、附則第七条を附則第四条とし、附則第八条から第十条までを三条ずつ繰り上げる。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項を附則第八条とし、附則第十二条を附則第九条とする。

附則第十三条第一項を削り、同条第二項中「(同法第三百二十八条の三及び別表第二の規定を除く。)」を削り、同項を附則第十条とし、附則第十四条を附則第十二条とする。

附則第十五条を削り、附則第十六条を附則第十二条とし、附則第十七条から第二十八条までを四条ずつ繰り上げる。

地方行政委員会議録第二号中正誤

九 四 三	四 四 一	段 行 稼 動	忠 実、 公 正	中 立、 公 正	正 誤
-------------	-------------	------------------	-------------------	-------------------	--------